



チ 火山の影響

本縣の地層は海底火山による凝灰岩の上に更に陸上火山が働いて一面に安山岩質の火山灰を降らしてゐたがそれが所謂那須火山系である。又奥羽山脈や盆地平地に普く火山灰が積つてゐるが之が農業上には却つて邪魔をしたもので幸に山形附近のは村山平野は大部分流失して仕舞ひ最上方面の洪積平地例へば萩野原や尾花澤の台地の如きは、そのまゝ存してゐるので風化されない部分は農業上には極めて不利な状態にあるのであつて、所によつて一尺乃至四尺の軽石状をなしてをるゝところもある、之は土質としては農業に適してはゐない。是等は農業の發達又は村落の發達に對して或程度の影響を及ぼしてゐる。

二 庄内地方の地形

イ 庄内沈降陸塊と三角洲の發達

現在の庄内平野は第三期の末紀迄は入江であつたが土地の上昇を最上川本流及赤川各流の下流に於ける扇狀デルタの形成と相俟つて、下流河口附近に多くの土砂を洪積せしめたのである。此の材料運搬は非常に豊富なる材料を供給したので、他日庄内平野となつた當時の

河口に廣大な三角洲を發達せしめたのである。

□ 庄内平野の成立ニ火山活動の影響

かゝる間に他方面に於ては海底の隆起に依りて土地が次第に上昇して來たのであるが此の變動大なる時は地震もなり、又象潟の如く一夜にして陸地ニ化してしまつたやうな事もあつたのであるが、是等の變動を受けつゝある間に、他に又大なる變動を受けた。それは即ち鳥海山及月山の大爆發の影響である。是等兩火山の火山活動は概して北方に多くの噴出物を出し多大な變化を及ぼしたらしい。

鳥海山(二三〇米)の爆發は西南方に緩く圓錐狀に表はれ、北方には多くの噴出物を出したれば秋田縣方面にはその噴出物たる安山岩は非常に多いのである。南部にも影響はあつたが、火山灰や碎片塊の飛散せる岩石位で甚敷い變化は與へなかつた。尙此現在の山体について見るならば二重式火山とも見られるのであるが、火山型上より見ればコニトロイデ Konito となり、稱せられ此の型は本邦コニトロイデの標式であると言はれてゐる。二重式の火山を見るは一は新山にして七高山を外輪山の一部となし、その中に新山及荒神ヶ嶽の中央火口丘があり、二は古期の噴出によるものであつて、笹ヶ嶽、月山、森等を外輪山として其の中に中央

火口丘なる鍋ヶ森及鳥海爆發口を有して、此の山体より見事な放射谷(又は輻射谷ともいふ)をなして四方に水を走らしてゐる。

月山の爆發は南部に泥が少く北部即ち莊内方面に多くの泥流を押し出した、此の泥流こそは隆起の爲に淺くなりつゝある、海今の庄内平野に迄流出したのである。月山一九二四米の山背ミ之より低き齋藤ヶ森を連ねた弧狀の山陵は、月山が最後に噴火せる火口であつて、中に西普陀落の爆發火口趾がある。東普陀落の一小湖の亦爆發口である。月山には又集塊岩の露出多く火山型より言へばアスピーチ(Aspic)高さに比して基盤の大なるものにして(布哇の火山に多く見らる)工藤氏の關東東北地形概論尙ナウマン博士によれば、鳥海火山と共に鍋狀陥没地帯に噴出せしものなりといふ。月山麓に湯殿山(一五〇四米)あり、月山よりの輝石安山岩の泥流中より温泉の湧き出る所がある。(工藤氏)

ハ 海岸隆起による砂堤の發達ニ潟の成生

隆起しつゝある海底に河川は洪水の氾濫によつて土砂を盛んに堆積した。又地方に於ては海岸隆起に因り寄せ付けられた砂は、砂堤を成生したのである。こゝにて注意すべき事は此の砂堤が九州地方の砂丘成因ニ成因を異にする。即ち隆起を伴なつたと言ふ事に注意し

なければならぬのである。此の隆起に因つて中の水が排除さるべき時に至つて流出口を有せない場合には、そこに潟を成生することになるのである。斯くして出来た潟中には動植物が生存するために、それ等の有機物多く沈澱堆積し現今は地層深く埋れて、之を掘穿する時は大山又は加茂邊メタン瓦斯が存する理である。

二 潟式海岸平野と沖積層農業地質分布

現在の庄内平野は藤島に於て海拔十米鶴岡方面に於ては僅かに十尺乃至二十尺に過ぎないのであるから、當平野は海面上に僅か上昇したとも言ひ得るのである。赤川の扇狀地形は月山の火山灰は少々含むけれども大部分は朝日嶽の花崗岩を分解物堆積してゐるのである。此の傾斜急な赤川は其の流域に多くの粗粒花崗岩砂礫及び火山灰を堆積して、地面を覆ひ一つの扇狀地を形成した。然るに一方最上川本流にては赤川に比して流速緩なるために、村山最上の地方なる第四紀上層土壌を運搬し來つて堆積したので随つて最上川本流流域は一般に農業上の良地質をなしてゐる。此れ即ち赤川及び最上川の本流支流の流域をなしてゐるものの土質を異にし農業價值をも異にする所以であらねばならぬ。

ホ 庄内平野周辺の地形的特徴

縣内に於ても地震の多い此の庄内平野は一体如何なる地形的特徴を有するものであらうか、此の特徴として特に擧ぐべきものは加茂湯之濱一帯に亘る一つの隆起せる臺地である。今假に是の臺地をば加茂臺地と呼ぶ、此の地塊は今現に上昇しつゝ、あつて此の隆起しつゝ、ある加茂一帯の海岸を隆起海岸と呼ぶ。尙庄内地方には次の三型式の海岸が認められる。

A 海岸

- 一、火山海岸 鳥海山の溶岩に因る吹浦以北の海岸。
- 二、堆積海岸 砂堤に因る吹浦以南湯之濱に至る約四十軒の海岸にして、一列又は二列をなすこゝがある。一軒―三軒に及び高さは十米乃至三十米を普通とす。黒森近くに於ては高度六四、三―六二、五米を示し、本邦砂堤中の主なるものである。最上川河口以南に圓形の飯盛山がある。海拔四二米で純粹の砂丘である。是等砂堤の内側には潟を擁し潟は埋りて平野と化した所多く殊に加茂大山酒田附近に多い、砂堤の外側は緩傾斜を以て海に入るけれども東側は三十度内外の急傾斜を以て庄内平野に走つてゐる。
- 三、隆起海岸 隆起した湯之濱加茂方面の海岸湯之濱以南の海岸は一般に第三紀層及玄武岩の絶壁をなしてゐる所多く殊に堅苔澤村以南は玄武岩の柱狀節理に富み多數の岩礁海に出没し一大斷層面を海岸に向けて居るやうである。

B 臺地

一、加茂臺地 此の臺地が現在に於て尙隆起を續けてゐる證として次の事項がある。

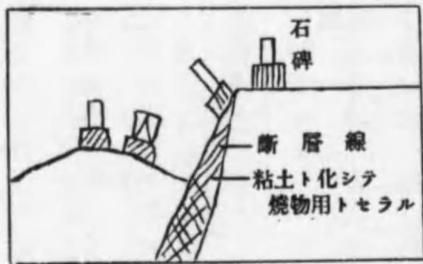
1、白山島に至る橋の下は次第に淺くなり昔日は舟を通じて居たが今では歩渉するこゝさへ出來得る様に至つたのである。斯様にして尙數十年の後には橋さへも不必要に至るであらうと古老は言つてゐる。

2、油戸炭坑 此の油戸炭層中に海底の玄武岩が突入し炭層を破壊し熱の爲めに石炭を變質せしめて天然コークス様のもゝなりし現在では木炭に近きものになつた。尙北部には海蝕段丘の發達せる所處々にあるを以て右の證とするに充分なものである。

二、羽黒臺地 第三紀層より成り主峯羽黒山(四一九米)此の臺地は一の獨立した隆起しつゝある地塊であると思ふ。大体地形は地形圖によつて七八分通り迄は判定し得るものであるが此の臺地で特に留意すべきは立谷澤川である。立谷澤川の右岸は急傾斜を成して居るが左岸には立派な河段丘が發達して居るのである。依つて此の上流一直線をなして流れる寒河江川と共に一の地溝線に添つて發達した川であるまいかと考へられる。此の臺地が一の地塊であると言ふ事は庄内平野より見ても出羽山脈の西側に横は

る一地块たる事を首肯せしむる事が出來るであらう。

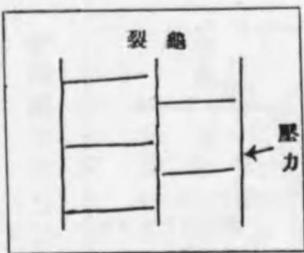
C 観音寺臺地 此の臺地も一般に低く三百米に足りない低い臺地をなすものであつて若し其處に残丘狀の高い箇所があるにすればそれは此の臺地の基磐地質と異つた他の岩石より成るものである。此の臺地一帯は出羽丘陵が裂片斷層をなした結果出來たもので其の中には幾多の小さな龜裂が生じて居るも最近に於ても盛んに地層の滑動が行はれてゐる。是等の地裂は當地方に於ける今迄の地震の原因をなしたのも多かつたと思はれる。松嶺町阿部正巳氏の談に依れば臺地上にある碑は多く安山岩にして多分は鳥海山噴出によ



つて飛散せしめられた碎片と思はれる。尙此碑は南北朝(吉野朝廷)時代の年號を彫せしめたもので現在は直立したものの殆んどなく地動の多かつた昔を語つてゐる。安齋教授は是に對して碑の倒れ方によつて力の働いた方を調べたいと言つて居られた。而もその倒れた石碑は崖の邊に迄存在するものこゝであるが古人も所々に散在させたものではなく後世に傳へんか爲に立派に立てたものと思ふから此の倒れた方向の研究に依つては南北朝以後此の地に如何なる變動が何時頃起つたかと言ふ事も考察し得るものではなからうか。

へ 庄内地方に見らるる河川の型式

本縣全体の河川に就て見るに種々の河の著しく多い事を發見し得る。縦谷は到る處に見られ支流は横谷をなすべき處のもの迄縦谷をなつてゐるものが非常に多い。横谷は寒河江川の上流及び摩耶山地より出る支流最上川本流の出羽丘陵を越後山脈の中間をV字谷をなして出づる所に見られ火山より發する河は放射狀をなしてゐる。殊に鳥海山に於ては秋田縣に注ぐ子吉川の支流鳥海川白雪川奈曾川山形縣に向ふ日向川大津川高瀬川は鳥海山を中心に放射谷をなして流るゝ事が明瞭に見られるのである。



格子谷式葡萄棚式河川は庄内地方の西南部山地に見られるが、これは西部(海の方)より横壓を受けて壓力に直角な亀裂を壓力の方向に平行な亀裂を生じて格子谷を構成し、その亀裂に添ふて河の流れを生じたものであらう。

ト 應用研究

A 土質と産業 地方の研究としては單に史實を明らかにするのみでなく、農業林業等に留意するこゝも郷土研究上必要な條件であらねばならぬ。今後地方人は地質學上に立脚して

産業を考察する様にしなければならぬ。故に農業をなすものは地方の土質研究を言ふ事に一段の努力を望ましいのであるが、こゝに例を擧げるならば隣縣の秋田は杉で有名なものであるが此の地質は砂岩で地質は地下水の移動を自由ならしめるために杉の生育に適してゐる。此の様に地質と植物は密接な關係を有するものである。こゝに注意すべきは羽黒は立派な杉の美林であるに對し下つて鶴岡へ行く街道には松原がある。此の地方の人が此處を通り此の間に何等かの關係を有するではないか考へぬのはあまりに無關心なものと言はねばならぬ。又こんな話もある。鶴岡市外松ヶ岡製糸場の附近の畑地を田に直した。然し利益は更に上らないと村人は騒いださうだが、それは地質に原因があると思はれる。それは此の附近一帯が月山の火山泥流層第三紀層と違ふである事に因つたと思はれる。一体火山泥流の表層には赤土と黒土がある。赤土の方は鐵分が分解し長石も分解せられたので松等にはよく合つてゐるが、黒土は鐵分の分解状態と有機質植物の混入状態によるもので植物の成育には夫々適不適がある。斯様に同じく火山灰といつた中にも一概に斷言する事は出来ないもので、尾花澤萩野等の最上地方に發達せる黒土の荒地は第四紀古層上に火山灰が層をなして發達した爲であらう。斯かる荒臺地は現今も水田化せられずに居るのであるが、先住民の遺蹟等は凡て之等の地形の處から發見せられる。

即ち考古學的のものが發見される處である。村山盆地一帯は火山灰に覆はれてゐるが川の流域は川に浸蝕作用を受けて表土の移動堆積を起し良質の沖積土壌になつたものであるが、残されたる原地表の部分は比較的不良土壌にして現存する。而して其の面積も亦少くないのである。庄内地方の受けた火山作用の影響は火山灰でなく泥流であつたが廣い範圍には涉らなかつた、而して最上川の運搬堆積せる物質は火山灰も含んでは居るが、途中にて他の砂泥を混合して堆積したが爲めに悪い影響は與へず、却つて良質のものにして置かれた爲に村山地方も庄内地方も最上川の流域は農業に適する所以である。

B 温泉

1、湯之濱温泉 普通の人々は温泉は火山のある所でなければ出来ぬやうに考へるが、これはそう決つたものではない。湯之濱の温泉は斷層に原因したものでなく、第三紀層中に侵入した火山岩の作用即ち凝灰岩のあるところに石英粗面岩が岩株狀に侵入したとする。石英粗面岩の岩漿は地下極めて深處に至るまで次第に結晶作用が及んで其のために岩漿水が壓出されるから温泉として湧出する様になる。湯之濱は是である。本縣の温泉の大部分は此の種のものが多い。若し火山温泉の場合は地表にのみ熔岩が出るからその通路はほんの少部分の岩漿を残すに過ぎないので、温泉になつて出来ても早晩

死滅を免れないものである。

2、温海温泉 温海は岩脈第三紀層が急傾斜をなしてゐる處へ海岸線に稍々平行な安山岩の岩脈が侵入して來て此の岩脈の岩漿的作用に基き温泉を湧出せしむるのである。海岸に噴出せる玄武岩は全く温泉の成因には關係なきものと思はれる、之故に濱温海方面では直接玄武岩が顯はれて居るから新に試掘しても殆んご望はないものと思はれる。

3、湯田川温泉 温泉の關係深き火成岩の存在又は斷層構造はあつても調査未了であるので判然と斷定する事は出来ないが或は斷層に因るのではないかも考へられる。

C 石油 當地方の石油試掘と言ふ事も度々耳にするが莊内平野の成因より考ふべきもので科學的考察なしに試掘を行ふことは無駄な仕事である。一休此の石油層は褶曲した下層黑色頁岩迄深く掘らなければならぬので深きは少くも第三紀層を二百八十間位迄掘下げる必要がある。それに大山では四十二間掘つて石油が出たといふ噂があつたけれども中々六ヶ敷い話である。まして此の石油は背斜地帯の所を掘るのであるが此の平野では沖積層下のこみであるから背斜地帯を確かめるこみは困難である。只背斜地帯に認め得るのは出羽丘陵の延びた東西兩側にあるのみで此の地方を深く掘り下げたならば或は掘り當てる事があるかも知れないが中々容易の事ではない。此の様に温泉石油石炭或は農

業林業と言ふ總てのものは地質に大關係を有するのであるから、こゝに地質圖を必要とするのであるが中々適當のものが無いのが遺憾である。

第五 交通

一 各村荷車、荷馬車、人力車、自轉車、自動自轉車、運搬車、船數

町村別	荷車	荷馬車	人力車	自轉車	自動車	自動自轉車	運搬車	船
大 本 山 黄 齋 東 黑 廣 泉 波 横 押	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二
泉 郷 添 金	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二
山 前 瀬 川	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二
波 泉 廣 黑 東 齋 黄 山 本 大	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二
横 泉 波 泉 廣 黑 東 齋 黄 山 本 大	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二
押 山 前 瀬 川	一七三	一〇九	一	六	一	一	三	二

町村別	荷車	荷馬車	人力車	自轉車	自動車	自動自轉車	運搬車	船
長 八 藤 東 手 立 清 狩 大 八 常 余 新 榮 廣	一六二	一〇二	一	六	一	一	三	二
沼 島 嶋 榮 向 澤 川 川 和 合 里 萬 目 堀 野	一六二	一〇二	一	六	一	一	三	二
計	一六二	一〇二	一	六	一	一	三	二
榮 六 谷 榮	一六二	一〇二	一	六	一	一	三	二
計	一六二	一〇二	一	六	一	一	三	二

二 道 路

路 線 名	主 要 延 長	道 路 延 長	橋 梁 延 長
國道 國道十號線	六五、〇五、八〇	六四、四一、二四	八三、六六
縣道 鶴岡白岩線	四一、六五、五〇	四一、六五、〇八	五八、四三
新庄鶴岡線	三三、八七、三〇	三三、四三、二〇	四四、一〇
新庄酒田線	二二、三三、七〇	三三、二九、八六	五六、八四
手向狩川線	一〇、八九、八〇	二〇、八六、九八	二六、八二
手向鶴岡線	二二、四八、二〇	二一、九六、五五	四八、七
余目停車場線	一〇一、八〇	一〇一、八〇	
藤島停車場線	二九八、二〇	二九八、二〇	
藤島余目線	八、四八、二〇	八、四六、七二	五、四九
砂越余目線	三、四九、九〇	三、四六、七二	三、〇八
大山藤島線	一三、六〇、九〇	一三、五七、四一	八、四九
藤島月山線	一八、〇〇、〇〇	一七、四八、七二	一五、二六
松嶺余目線	三、〇八、一〇	三、〇六、二九	一六、八二
松嶺狩川線	二、七四、〇〇	二、七〇、八二	三、七
手向清川線	一四、二九、九〇	一四、四一、九一	四、九
添川鶴岡線	七、五三、三〇	七、四七、四二	五、九
大山松嶺線	二一、四三、五〇	二一、四三、三	一、九、二六

三 郵便局及ラジオ調 (昭和七年一月調)

樺代鶴岡線	三、一八、〇〇	一、九五、一八	三七、八二
青龍寺月山線	五、五七、〇〇	五、五二、三〇	三、三
大鳥鶴岡線	二六、六七、四〇	二六、〇三、二〇	六四、二〇
黒森余目線	八、二九、〇六	八、〇九、九	一八、三
酒田鶴岡線	八、三〇、三三	八、三三、五	二四、八
押切狩川線	五、九八、八	五、九四、五四	一七、七
三ヶ澤藤島線	五、八九、〇〇	五、八三、〇六	七、四
清川上郷線	九四、〇〇	八六、八	七、二〇
濱中藤島線	七、九九、四〇	七、四四、九〇	四、五

村 名	郵 便 局	電 報 電 話	電 話 加 入 者 數	ラ ジ オ 調 査 數
大 本 山 泉	三 等 局			二
郷 添 金	三 等 局	有		一
東 齋 黃 山	三 等 局			一

鹽化ナトリウム	0.14556
硫酸ナトリウム	0.10357
硫酸カルシウム	0.86551
硝酸ナトリウム	0.05346
磷酸ナトリウム	0.0091
硫酸マグネシウム	0.0264
珪酸マグネシウム	0.0535
酸化鐵及礬土	0.0310
ラザウム	0.0310

以上明治廿六年十月廿七日分析、左記疾病に効驗著しいものである。

慢性皮膚病 リウマチス 腺病質 梅毒 ぢ疾 打身 病後衰弱 ひぜん
神経痛一切 醫學博士 田中友治氏證明

○谷定鑛泉

谷定鑛泉は黄金村大字谷定字小荒澤母狩山麓にある。それから約百三十間の間を引き、字河原田四番地に、大正十二年同村の龜井龜吉氏鑛泉旅館を開業し、屋號を龜屋として、今日に至つたのである。

鑛泉分析表 大正十二年四月八日 山形縣衛生課

クロールカリウム	0.0041	(人体に効能骨に効能あり)
クロールナトリウム	0.0351	(鹽主成分なる故にあたまる)
クロールカルシウム	0.0333	(人体の營養分、玉子のきみと同様)
硫酸マグネシウム	0.036	(骨及腦に効能あり)
ラザウム	多量	(梅毒胎毒總て体内毒下に効あり)
硫酸亞酸化鐵	0.055	(血を清潔にし且つめぐりをよくす)

當鑛泉で効能著しい疾病は左の通りである。

皮膚病 梅毒 胃腸病 神経痛 頭痛 打身 痲瘋質斯 やけき 眼病 心臟病
腹膜炎 婦人病 脚氣 婦人乳腫

○黒川榨出鑛泉

榨出鑛泉は、黒川村大字黒川字高林にある。かつて工業界好況時代同地に石油試堀の際發見したもので、最初この水を以て水風呂をわかし、入浴したものであるが、その後色々な病氣にきゝめがあるといふことが明かになつて、大正拾一年五月鑛泉宿を開業した。此の地幽寂閑靜保養に適し、毎年秋より翌春頃迄浴客多く、近村庄内三郡より、遠くは他縣より來るものもあ

る。現在宿屋二戸何れも内湯の設備がある。

鑛泉分析表 温度 攝氏十五度 比重一〇〇三六 微濁を呈し僅かに收斂性味を有し反應弱アルカリ性を示し蒸發残渣は黒褐色を呈する。

硅酸	〇、一二四
硫酸カルチウム	〇、五八四
クロールカリウム	一、七三五
クロールナトリウム	〇、八三三
硫酸ナトリウム	一、〇五三
硫酸アルミニウム	〇、〇四九
硫酸マグネシウム	〇、四八七
焼却減量	〇、九五三
固形残査	五、七三六

當鑛泉で効能著しい疾病は左の通りである。

内用 脂肪病 常習便秘(消化器弛緩症) 逆上 痔疾 月經閉止期障害

下腹部臓器の充血

浴用 慢性リウマチス 神経痛 官能性神經疾 皮膚病(殊に乾性搔痒性)

○筍澤鑛泉

東榮村大字添川字渡戸澤の南部にある。手向村から立谷澤村蜂子に通ずる道路の側にある。添川の人家を距れるこゝ一里二町石向甚太郎の發見に係る。明治四年甚太郎外三人聯合して始めて浴室を設ける。泉質は硫黄泉で諸種の病氣に効能がある。

○湯澤鑛泉

東榮村大字添川字湯の澤にある。羽黒山街道を距れるこゝ五町泉質は鹽泉で諸病に効がある。

○杉の坂鑛泉 (又新湯ともいふ)

東榮村大字添川字渡戸澤にある。添川の人家を距れるこゝ三十三町五十一間明治三十三年始めて浴場を設けた。泉質硫黄泉で諸病に効がある。

第五編 歴史之部

第一 東田川郡沿革

一 地形

庄内の地たる南北延亘の丘陵東を限り、雄大なる月山其南境に聳え、北を包んで秀靈なる鳥海山に盡き、南に繞つて山岳重疊となり、餘波西に曳いて海岸に亘つてゐる。其間は所謂庄内平野にして最上川其中央を東西に貫流し、南方より來る赤川を合せ相携へて日本海に入る。

地勢はこの様であるから引いて人文上に及ぼしたる地方的事柄が少くない。即ち四圍の山嶺は天然の障壁となつて、文化の進入が後れてゐる。又最上川赤川等の河涯は豊沃な平野をなし、運輸灌溉に至大の便益を興へ、史上由緒に富む地方を作る。けれども其水難地變は屢々で、殊に下流地方は地体の構造薄弱なるを以て震災を多くし、幾度か桑滄陵谷の變を経來たつてゐる。

本郡は川南東一半の境域であるから、此災害多き地方を北にして、赤川の中流より右岸の沃

土並に上流の山谷から出来てゐるから本郡の富源に人文發達は此河流に負ふ處が最も多い。

二 先史時代

太古我地方には、原始的の人類が棲息して居つた、これ即考古學上の石器時代人で、其遺物遺跡については相等豊富である、故を以て其時代の人類は比較的長く此地方に住せしことを徴するものである。

イ 遺跡

本郡内のみにても、遺物遺跡發見地は六十餘ヶ處に及び、其聚落の址も考察せられる處は、何れも山岳地方で、河流には遠くない所に有る、高野榮明氏の調査に據れば左の如くである。

最上川方面 狩川村八幡神社附近、今岡

祓川方面 手向村蝦夷館、東榮村神路坂入口、祓川左岸中臺

荒川方面 泉村村杉、中川代

赤川方面 黒川村松根、石谷坂、黄金村谷定苗圃附近、山添村西荒屋

遺跡中特記すべきものは、前記手向村の蝦夷館並に泉村の蝦夷館、今は原形を失つたで、石器時代の堡寨である、當時の人類も互に攻争して居つたらしい。

ロ 遺物

遺物には石器と土器とある、石器中最も多數なのは石鏃で、有柄無柄何れも出で、有柄のものには精巧の作がある、其次ぎ多産なるは、石匙と磨製石斧である、石匙は奥羽地方で極度の發達をなし、殊に庄内の石匙は地方色を帯び、其代表品ともいふべきものである、こいふ、其他打製石斧、石鎗、石錐、石針、石槌、凹石、石劍、石棒等が主なるものである。而してこれから原料の多くは角岩と稱するもので、之亦當地方特殊のものである。

又泉村内村杉よりは、裝身具として玉類を産出する。

次に土器としては所謂縄文式で、本郡内に分布してゐるものは、大部分薄手式である。(西田川郡大泉村大字岡山よりは、厚手式が出る)此外陸奥式も混じり、石器と共に出る。

ハ 住民

これ等の痕跡を止めた民族に就いては、從來色々に考究せられたものであるが、現今はアイヌ族とすることは殆ど確定的となつてゐる。

石器時代の土器に彌生式と稱するものがある、これは、莊内地方何れの處よりも未發見である、此土器使用民族は大和民族の祖先、即原始日本人なる可し、此の村山最上地方には

多少存在してゐるよりすれば、我地方の天險が其民族の移動を阻止してゐたものであらう。要するに我地方に於ける先史時代の民族はアイヌ族で、史上は之を蝦夷(夷狄)と稱へ我地方が其巢窟であることは事實である。

三 王朝時代

上古我地方は越國の一部で其支配に屬して居つたが、何分其位置は北方に僻在し、且天然の障壁は交通を阻害し王化の進行が後れたもので、獨り蒙昧な蝦夷人が此間に徘徊して居つたのである。

イ 越國の經略

越國經略の最初は崇神天皇の十年九月四道將軍の一人なる大彥命の派遣がそれである、之よりして邊土の開拓は追々に北進した。

崇峻天皇の二年七月には、阿倍臣大籠^{オホカ}をして越國に遣はし、蝦夷の國境を視察せしめられた。

ロ 磐船柵並淳足柵

庄内地方の蝦夷に對しては從來磐船柵を設置せられて居つたものであるが、孝德天皇の

朝に至つて蝦夷の跳梁甚しく大化三年十一月淳足柵を置き同四年には更に磐船柵を修造し守を嚴にされた。

遺物遺跡よりするに置賜村山其他秋田地方には、盛土の古墳が多數あり其中には石郭石棺があり、且蕨手の刀劔や曲玉管玉等が出る、此厚葬の風は大化以前に屬するもので、之によつて置賜村山は已に王化に歸服し、文化が進んで居つたことが判る、然るに庄内地方にはかゝる古墳を未だに發見されない、これ亦例の地勢が和人の進出を困難ならしめたもので、我地方の蝦夷征討並開拓は大化以後に屬するものであることを如實に物語るものである。

ハ 都岐沙羅柵

齊明天皇の朝、越國の國守は大彥命の後裔なる阿倍引田臣比羅夫である、當時再三秋田方面に遠征されて居るが庄内地方に及んだ形跡がない、これは所謂熟蝦夷で王化に歸服して居つたからであらう、當時其鎮撫の任に當つて居つたのは、都岐沙羅柵造なるべく、其柵址は木の俣(西田川郡福榮村大字木の俣)と稱せられてゐる。

ニ 田川出羽兩郡の設置

齊明天皇以後暫く我地方の消息は不明であるが、越國は天武文武の朝には三越となり、庄内

地方は越後に屬し蝦夷の經略も漸く活氣を帯び來り、田川郡を建て郡府を田川に置かる、海上よりの進出は加茂大山方面よりにして、大山には柵址がある、かくて元明天皇の和銅元年九月其東北に出羽郡を建てらる、郡府は古郡(藤島町大字古郡)に推定されてゐる、古郡は中川の右岸にある要地である。

ホ 本郡中部の地形

當時の赤川は郡内の中央を流れて居つた、其河道は現今の馬渡方面より松尾狩谷野目に向ひ、黒瀬川と合同し更に荒俣に於て分岐し、一は現今の藤島川で之を中川といつた、今一つは荒俣の西方より北流し助川の東、和名川の西を奔流し平形の北側に於て中川と交會した。かくて本郡の中部地方即現今の横山、渡前、藤島、廣瀬方面は、交通至便にして早くも聚落の適地となり和人の發展地となつた。

へ 蝦夷征伐

出羽郡は建てられたるも蝦夷は依然として馴らし難く屢良民を害するを以て、和銅二年二月民部大輔佐伯石湯を以て、征越後蝦夷將軍となし、諸國の兵を率ひしめ、同七月三越に令して兵器を出羽柵に運び更に兵船一百艘を征狄所に送らる、かくて狄徒は討平げられ石湯は八月

歸京した。

ト 出羽柵

近時出羽の柵址の研究漸く盛になり、諸説未だ確定を見ず。本郡内の渡前村大字平形は有力なる推定地とされてゐる。

チ 出羽建國

和銅二年征討以來狄部靜まり皇民憂ふること無きを以て、同五年九月當地方一帯の方域を越後より分離して一國となし之を出羽國と稱へた、其政廳即ち國府は出羽柵に兼ねたるものなるべく、當時の管郡は田川、出羽、飽海の三郡と考へられてゐるが、同年十月陸奥國の最上置賜二郡を割き出羽國に隸した。

これよりして國土經營の爲屢柵戸を配し、又蝦夷を懷柔し叛亂すれば之を征討し、出羽國はかくして漸次開拓せられたのである。

リ 天災地變

史上判明してゐる震災は嘉祥三年と天長七年であるが水難亦其前後に於て幾度かあり、爲

に形勢一變し國府の位置も再三遷つた。

又 柵府の遷置

天平五年十二月出羽柵は秋田村高清水岡に遷さる。後の秋田城之である。國司の介こゝを守つた。

國府も其後北遷せしが、其時代は天平寶字年中にも寶龜六年ともいふ。
桓武天皇の延暦年中には、國府は出羽郡井口に遷造した。此地現今の飽海郡上田村大字吉田に當り、國分寺は其附近なる本楯村大字城輪に建てらる。井口府設置以來八十餘年光孝天皇仁和三年國府は亦もや遷さる。其遺墟は舊府址平賀に復歸せしものも考察さる。

ル 郡 郷

古郡は出羽郡府の所在地に推され、助川平賀の府邑は出羽郡内と認められてゐるが、伊氏波神社は田川郡にあるので、本郡は中央以南は田川以北は出羽の兩郡管下と見られてゐる。天曆中の撰なる倭名鈔によれば、兩郡郷村は左の如くである。

田川郡 田川郷、甘彌郷、新家郷、那津郷、大泉郷
出羽郡 大窪郷、河邊郷、井上郷、大田郷、餘戶郷

これらの郷村にして、本郡内に舊城の判明するものは餘戶郷で、現今の余目は其遺唱と見てゐる向もある。

ヲ 國政衰ふ

王朝の末期綱紀亂れ政令遠く行はれず、殊に奥羽に對しては夷地或はおくのえびすも輕蔑してゐるにかゝらず、勢家の莊園があり私に地頭を置き、其事務を司らしめた。地頭には更に自己の私領があつて之を間田といふ。此地頭は政治の紊亂と共に次第に跋扈して強大となり、新制の如き例外例を以てせられた。

我地方に於て莊園として判明してゐるものは大泉莊(鶴岡市方面)下大山莊(大山町方面)であらう。其他羽黒社領である。

ワ 豪族の勃興

當時蝦夷の勢力は已に失つてゐるが、茲に豪族が勃興して來た。陸奥の阿倍氏、出羽の清原氏(仙北に居る)がそれで、これ等征討後は奥州平泉の藤原氏が勢力を得て奥羽を管領した。當時の田川郡司田川太郎行文は其藤原氏の族であるといふ。

カ 出羽郡號の消滅

當時出羽郡に關する消息は全く不明であるが、恐らく田川氏等の勢力侵入羽黒社領の増加、其他天災地變等の爲遂に其名號も消滅せしものであらう。

四 武家時代

イ 鎌倉時代

源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、未だ其の威令の行はれざるは、獨り奥羽を管領してゐる藤原氏のみであつた。

○源義經通過 時に義經は兄賴朝の忌む處となり、文治四年二月中旬、潛に念珠關に入り、田川太郎の許による、更に大泉庄大梵字(鶴岡市)を通り、辨慶は別れて羽黒山に參詣し、義經は清川にて相會し、五所神社に通夜して出發した、それから陸奥に往つて藤原氏に倚つたものである、然るに其隱匿が口實となり、泰衡はこれを殺害したけれども、遂に賴朝に討たる、こゝこゝなつた、時に文治五年八月である。

○奥羽征討 北陸より進入せる軍は比企能員、宇佐美實政等にして、泰衡は田川太郎行文秋

田三郎致文をして念珠關を扼せしめしが、八月十三日大敗し、陸奥方面亦敗れ、藤原氏は遂に滅亡した。

○平定後の處分 是に於て賴朝は國務を整理する第一著として繪圖を作らしめ、更に施政の方針は總て先例に依るべきことを令し、又留守所に命じ、檢地を行はしめた。

留守所は國司の下司である、出羽國に於ける其政廳は新田(巨館海郡本楯村内)にあつた、留守所即檢地を行ひ、間田にも手を入れ、公田に編入せんとするや、所在の地頭大に驚き、頗るに鎌倉に愁訴し、遂に間田の私有を認めらる、時に文治五年十月である。

嘉曆二年三月、平泉中尊寺文書によれば、狩川以下八ヶ所、其寺領である、賴朝は藤原氏造營の寺院に對し、寺領を寄進されて居るに徴し、之れ亦然るやも計り難い。

○地頭の配置 賴朝は更に家人武藤氏平をして我地方の地頭職に補し、大泉庄大梵字に居住せしむ、武藤氏は以後大泉氏を稱す。在來の地頭なるものは、領家が私に莊園に置きしものであるが、賴朝の配置した地頭なるものは、勅許を得たもので、公田私田一切より兵糧米の取立、其他軍役に關する事務をも執るものである、後には職務外にも干渉し、土地をも押領した。

○羽黒山の隆盛 羽黒山は當時代に入り、一層の繁昌を極め、惣衆徒は八千八百坊に及び、其社領は莊内大半に及び、稱せらる、これ羽黒山には地頭の職權不入であるから、課税を免れん

ミする豪族等の計略もあるミ見られてゐる。

○地頭の押領 東鑑によれば承元二年五月五日衆徒鎌倉に群集し、地頭大泉氏平の横暴を訴へた、「氏平或は萬八千枚の福田料田を顛倒し、或は山内の事にも口入云々」ミ、氏平が押領せる社領のみにて一萬八千枚であるから、其社領の夥多ミ地頭の勢威の一端が窺はれる。

○安保氏の知行 永仁六年十二月十日鎌倉府は、安保忠實に海邊餘部内宗太村余目町大字余目字澤田を安堵せしめた。

□ 建武中興並吉野朝時代

○出羽國府 後醍醐天皇王政恢復を圖り給ふの時に當り、出羽官軍の最優勢なる地方は庄内で其策源地は藤島である、これ藤島は當時の國府であるから、賊軍の來攻官軍の收復を繰返へし、其狀況は陸奥の多賀國府が兩軍の爭奪地なるミ同一である。

○出羽軍の西上 正慶二年四月結城宗廣は奥羽の軍を卒ひて西上し、北條高時を鎌倉に攻めた、同五月葉室光顯出羽守に補せられ國府に來赴す、建武二年八月足利尊氏叛するに及び、北畠顯家は奥羽の兵を卒ひて西上した、當時大泉氏も隨從したやうである、時に奥羽亂れ葉室氏は其難に斃る、是に於て嫡男光世出羽守に補せらる。

延元元年天皇は吉野に潛幸し、尊氏は京都に光明院を立て茲に兩朝あらはる、顯家は其前後に亘り、奥羽の將士を卒ひて西上し、延元二年十二月利根川合戦の際には、狩川の旭齋藤實永戦死し顯家も其後陣に歿した。

○兩黨の經營 時に足利尊氏は其族斯波兼頼を出羽按察ミなし、山形に鎮せしめ又上杉憲顯を越後守護ミなし、東西より出羽官軍主ミして庄内官軍に備へられた、又郡内には兩黨將士の所領が犬牙錯綜せしめらる、吉野方官方の奥州白河の結城氏は清川、狩川の一部其他を所有し、足利方の奥州相馬氏は廻館門田を、同じく安保氏は余目方面を領有して居つた。又在來の諸豪族も兩黨に分屬し地方に於て互に爭ふこと、なつた。

○兩黨の攻守 興國の始め吉野方の中院具信、白河爲興、藤島城に入る、當時戰備を整へ國中を討平し更に西上を企てらる、同四年十二月越後國大川城を攻撃し官軍大に振つた時に結城氏足利氏に降り、田川郡の足利方強勢ミなる、翌五年七月藤島城陥落し中院具信、白河爲興、小國光政等飽海郡河内城に退守し回復を謀つた。

出羽守光世節に薨じ、六年正月弟光久出羽守に補せらる。

正平三年二月北畠顯信は守永親王を奉じて、立谷澤城に據る、時に結城氏の族松田太郎攻め來る顯信即之を撃退した、其後官軍又々振ひ正平六年結城氏は歎を北畠氏に通ずるに至る、此

時に當り足利方陸奥探題吉良貞家攻め來る、顯信即ち之を討ち破り、更に追撃して山形の國府寺薬師堂に攻め、更に進んで陸奥國に入り多賀國府に據る。

正平十一年十一月顯信藤島城に義旗を翻へす、時に足利方の攻撃強く遂に落城し、顯信は遁れ去りしも守永親王は或は此時殉難し給ひしに非ずや、考察されてゐる。出羽守葉室光久亦薨去した。

添川館亦立谷澤城や藤島城と共に官軍の籠つた史蹟である、最上郡の寒河江茂信、柴橋直干等來援し何れも城中に歿した、しかし年月は不明である。

正平十二年八月足利方細谷館主春風治次、藤島城の土佐林道俊を誘殺し更に名川主殿等の援を求め、道俊の子道泰を攻め治次は戦死した。

顯信は當時飽海郡生石延命寺に潜伏せしもの、如く、正平十三年八月天下復興の爲大物忌神社に神領を寄進されしが、後見込を失ひ九州に走つた。

○足利氏の統一 正平十六年十二月足利義詮は、大泉庄を越後國の上杉憲顯に給した、大梵字城主大泉氏は其庄司となる、官軍掃蕩の功勞に報いられたものであらう。

ハ 室町時代

元中七年より奥羽は笹川御所の支配となり、明徳後は鎌倉の管領となりなつた。

○松尾殿 大泉氏は吉野朝時代羽黒街道の要地なる松尾に其族小次郎をして居館せしむ之を松尾殿といふ、これよりして大泉氏の勢力は羽黒に伸び、又藤島城にまつては大脅威なる、小次郎は後嫡家を継ぎ大梵字に移り師氏といつた。

○土佐林氏 正平後土佐林氏は依然藤島城に居り、部内に覇をなし、羽黒山の別當職を兼帶し其勢威頗る盛んである、羽黒舊記「文安二年羽黒御本社修造當國主土佐林和泉守氏光殿御建立也」とあるにても、當時の大豪族なることを知らるゝのである。しかし當時の形勢は大泉氏は、越後上杉氏の威をかり、姓も上杉氏を稱し、權勢並ぶものなく、土佐林氏を始め部内の城將は何れも歸服して居つた。

○土佐林氏上洛 寛正三年九月大梵字城主武藤淳氏出羽守に補せられ、翌十月京都に詣り將軍足利義政に謁するに當り、藤島城主土佐林氏被官として隨行した。

應仁以後は地方の統制も欠くやうになり互に勢力を布殖し攻争するに至つた。

二 戰國時代

豪族各自所在に割據し吞噬を事とする時代に當り、部内に於て最強勢なるものは依然大梵

字城主武藤氏にして越後國上杉氏に倚り活躍された故に郡内諸豪族の興亡は武藤氏との關係が多い其向背の形勢は郡内南部方面は不明に屬するが中部並に北部方面は稍明になつてゐる。

○武藤氏の勃興 藤島城主土佐林氏は武藤氏の幕下に屬すも雖最も勢あり武藤氏は威を部に恣にするこゝ能はざるを以て文明九年正月土佐林氏は退治せられ羽黒の別當職も奪はる次いで同六月平賀氏叛きしが後靜まる。

武藤氏は又余目の安保氏並に川北に對しては遊摺部に其族武藤萬歳丸を配置した氷正十年十月には砂越城主砂越氏惟を亡し萬歳丸を移して再興せしむ當時砂越氏の所領は遠田肥前の覺書に川南は樺引荒屋谷定清川片町は砂越殿御領内同片町は平賀殿御分云々ある。

大永七年三月土佐林氏は武藤氏と戦ひしもの、如く武藤晴氏と梅津中將は添川に於て敗死した是に於て天文元年砂越氏惟武藤氏の總大將にて土佐林能登守を攻むこれよりして庄内一圓爭亂となり同三年には余目城主安保氏一門百餘人垢川に於て武藤に撃たれて死し爭亂は同六年に至つて漸く靜まる土佐林氏は後武藤氏の長臣として専ら軍國の政務に盡力された天文七年十二月には川北の東禪寺氏を征し弘治元年四月には狩川の旭齋藤氏を攻めしもの、如く新田目の留守六郎戰死した。

○武藤氏の全盛 武藤氏は從來大梵字に居城せしが赤川水難の爲地の利に缺くる處あり、義増の時代天文中文尾浦大山に移り大梵字には前森氏を城代に置いた。

永祿六年頃かこいふ武藤氏の軍は最上郡鮭延に進軍し同八年六月には本合海附近に於て清水氏を討つた同十二年には越後國上杉氏の叛將木庄繁長領藤懸城を攻め土佐林禪棟能登守の族晴助之を陥る。

元龜元年土佐林氏は武藤義氏と隙を生じ爲に所領一圓亂る後土佐林氏は亡され藤島横山には一門を配置さるかくて庄内平定するに及び由利を侵略し更に最上郡鮭延五ヶ所を略取した。

○武藤氏の衰落 時に義氏に子がない木庄繁長の二男千勝丸を養子とせしが老臣等は之を喜ばず且義氏の行動暴激に亘り士民一般離反の傾向あるを以て老臣等は窃に歎を最上氏に通じ結托する處があつた天正十一年三月六日東禪寺筑前等突然尾浦城を攻む義氏自刃した。是に於て老臣等は藤島城主武藤義興を迎へて尾浦の主となし最上義光の意を受け中山立蕃を迎へて國事を監せしめた是に於て庄内は最上氏の附庸の形勢となる。

已にして義興東禪寺等と不和を生じ庄内亂る東禪寺は最上氏に通じ小國彦治郎(小國城主)は義興を援け木庄氏に頼る義興はまた千勝丸(義勝)を嗣となす小國氏は當時藤島城を警固し

た。時に天正十四年五月である。

是に於て最上義光は義興を攻撃すべく氏家尾張守を遣はし東禪寺を援く翌十月義興敗死す最上氏即中山立藩をして尾浦城を守らしむ。

○羽越合戦 越後村上城主本庄繁長は東禪寺等の所爲を憤り庄内を攻めんこ上杉景勝に請ひ天正十六年八月大軍を卒ひて侵入した廿四日(或は七日)千安河畔に於て最上庄内の軍大敗し尾浦亦破れ残兵は横山藤島に退き更に黒瀬に走る繁長は狩谷野目に陣し最上庄内の軍は支離潰裂し不日にして庄内は繁長の掌中に歸した。

是に於て義勝をして尾浦城に置き武藤氏の名跡を繼かしめ繁長は東禪寺城に在りて義勝を輔佐した時に最上氏の殘黨田澤名川に潛伏して居るを以て翌春繁長の嫡男上田豊後守顯長之を討平らぐ。

ホ 上杉氏時代

天正十七年十二月豊臣氏天下諸侯の移轉を行ふにありたり義勝を信濃に移し莊内三郡をば上杉景勝の所領に合した。

當時の庄内三郡は田川櫛引遊佐の三郡で櫛引郡は赤川(上流櫛引川)の灌漑區域並に最上

川南岸を含んでゐる故に本郡全部は其域内にはいつてゐる。

○檢地施行 天正十八年八月豊臣氏の命により檢地を行ふことなつた景勝即ち東禪寺には須田相模守尾浦には島津淡路守大寶寺には木戸立齋藤島には栗田永壽を配置し川村彦左衛門をして三郡の檢地を行はしめた。

○一揆起る 檢地は頗る嚴密を極め從來の恩田私園悉く收めらる是に於て遂に十月一揆勃發した川南にては平賀善可を將とし其兵數千藤島横山大寶寺の諸城を攻め落し更に尾浦に通る時に景勝仙北に在り直に歸り之を鎮定した後大寶寺を直江兼續に賜ひ尾浦城には下秀久を置いた。

當時一揆の殘黨は金右馬允之を率ひ藤島城に據る翌五月に至り直江は漸く和解し右馬允去り城は破却された。

一揆退散後猶新政に服せざるものあり十二月これらの徒を不意に攻め追放したかくて庄内漸く靜謐なる。

○檢地施行 文祿三年八月直江兼續田川櫛引兩郡の法度を定め又檢地を施行せしめ翌四年正月結了した慶長の高調に櫛引郡六萬八千八百二十九石一斗一升四合田川郡二萬六千八百二石三斗七升であるが之は文祿檢地の高であらう。

○直江氏領なる 慶長三年正月上杉景勝は會津に移封せらる。此時に當り景勝は老臣直江兼續に米澤及庄内川南二十萬石を賜ひ米澤に居城せしむ。又木戸立齋には藤島城を賜つた。當時尾浦には依然下秀久在城し川南の旗頭として直江に屬して居つた。

○最上氏庄内平定 下即ち旗幟を返して庄内に入る。尾浦城の留守松本信濃應ぜざるを以て之を攻め川南を平定す。藤島城には安倍氏重在番し當城並に狩川余目の要處に戰備を整へらる。翌六年四月義光の男義康大將となり狩川にて部署を定め義康は官の浦より義光の三男清水義弘は余目新堀の方面より東禪寺城を攻む。城將志田義秀遂に開城し庄内三郡は全く最上氏に平定さる。

○羽黒騷動 當時羽黒山の別當は直江の下知により養藏坊清順明鏡法印であるが、其行動は頗る横暴である。又社領は四十二經由及増川十八郷の田圃押領せられ、上杉氏に對する衆徒の不平は甚しく、遂に慶長三年に騷動を勃發するに至つた。之が爲尾浦並に東禪寺より出兵せしが干戈を交えずに終る。

○一揆復起る 慶長五年徳川家康は上杉景勝と不和を生じ家康會津征討の報庄内に到るに及び、天正十九年十二月追放せられし地侍浪士の潜伏せるもの川南は添川館に籠居して一藩を起す。是に於て尾浦城將下の部將藤田守右衛門七月十九日夜藤島に押寄せ更に添川館を

攻む。翌日更に下秀久自ら出で之を殲滅した。

○庄内兵最上へ侵略 當時山形城主最上義光は徳川の黨であるから、直江兼續九月最上に侵入するに際し、尾浦城將下秀久東禪寺城將志田義秀は庄内兵を卒ひ六十里越を経て最上に入り谷地寒河江白岩の諸城を攻陥せしが、隔々關原の敗報到り退却を始む。時に庄内兵は退路塞がり、志田は米澤に赴き更に楯引大鳥切通を越えて歸城し、下は止むなく最上義光に降参した。

へ 最上氏時代

義光已に庄内を平定せしを以て、徳川家康之を嘉みし庄内由利を加増した。

○諸將の配置並水利事業 義光是に於て東禪寺には志村光安尾浦には下秀久藤島には新關久正狩川には北楯利長を各其城主たらしむ。

新關氏の因幡堰企畫、北楯氏の大學堰開鑿、其他青龍寺川中川堰の開通の如き水利の大業は此時代に興起したものである。

○檢地施行 義光亦慶長十七年檢地を行ふ。川南は下秀久の家老日野備中の竿入なるが、一部(無音村)は志村光安の家老進藤但馬の竿入である。かくして貢租を四つ物成と定め、又三郡の

社寺に黒印凡三千九百石を寄進された。

○一粟の亂暴 慶長十九年正月義光卒し家親其跡を嗣ぐ、藤島城主新關氏は此頃より鶴岡城代を兼帶しこゝに居す、六月一日舊例により龜ヶ崎城將志村光維、大山城將下秀實を迎襲せんとす、時に添川館主一粟兵部は當時足輕大將にて鶴岡城に在番の際なりしが、異圖あり二人を二の丸に要し光維を殺し秀實に重傷を負はし添川に走る、新關氏即與力等を率ひて追跡し一粟を始め其家人鬼首等を襲殺した。

○城砦の破壊 元和元年諸侯支城破壊の幕命あり、庄内は鶴岡(舊大寶寺)龜ヶ崎(舊東禪寺)其他松根大山を存置し其他は悉く毀してしまつた。

○最上氏改易 元和三年三月家親卒し嫡源五郎幼にして家を嗣ぐ、時に老臣等逆謀を企つるに際し家老松根光廣(松根城主後白岩城主)の忠節も水泡に歸し、逆謀は露顯し元和八年七月最上氏の所領公收せらる。

ト 酒井氏時代

最上氏改易に當り奥州中村の城主相馬氏等版圖を收め、九月(元和八年)信州松代城主酒井忠勝庄内に移封を命ぜらる、版圖は翌月引渡さる。忠勝入部に際し鶴ヶ岡に居城し、龜ヶ崎には

城代を置く、松根城は當時廢せられしものであらう。

○行政 當時本郡は櫛引郡の内櫛引、中川、狩川の三郷郷或は通又は組といふに屬し、一郷は更に數組に區劃せらる、郡名は寛文四年に田川郡に改名された。

櫛引郷 田澤組、本郷組、青龍寺組、黒川組、島組

中川郷 藤島組、横山組、荒川組、押切組、長沼組。此荒川組は元祿四年、長沼組は同十二年、押切組は明暦元年、横山組より派生組である。

狩川郷 狩川組、清川組、添川組、上余目組、下余目組

藩廳には郡代があり、藩の經濟と農政を管理し、其下役に郡奉行と代官がある、郡奉行は水利土功を司り二郷に一人を配せらる、代官は農政の衝に當り且租税の事務を司る、郷毎に置かれ其各組の大肝煎を統べてゐる、大肝煎は組内郷村の事務を處理す、貞享四年大庄屋と改稱さる。

○檢地施行 元和九年始めて領内の檢地を行つた、檢地奉行は白井吉兵衛で、竿は六尺三寸のものを用ひ測量亦寛假であるが、隠蔽は決して許容しない、忠勝巡國の際余目の盲人の唄に「最上源五郎殿は役をばかけぬ、今の殿様雜魚かちか迄役かける」と、當時前時代に比し苦情のあつたこゝも窺はれる、添川、狩川、余目の各組より由利仙北に缺落せし百姓もありしが、寛永九年十月連歸さる、翌年六月巡見使分部左京庄内に入るに際し、京田四つ興屋(藤島町)の半兵衛は

新政の非を鳴して目安を奉る。

寛文九年再び檢地行はる、檢地奉行は伊黒喜右衛門、小黒七左衛門である、測量は當時の郡代高力忠兵衛の發案による、七々の竿こいふ寛大なる竿の打方で、郷村の不平苦情は無かりしを稱せらる。

酒井氏に引渡され高は十三萬八千七十一石餘であるが、元和九年の見出高二萬五千二十七石餘あり、其後新田開發の高寛文四年には一萬八千四十一石餘あり、其後も次第に増加し高二十萬石を稱せらる、しかしながら酒井氏の提封は寛文四年六月最初引渡され高に元和見出高の内二千石を足し、高十四萬七十一石餘とされ、自餘の分は内高を稱し内得となつた。

○年貢並諸役 最上氏時代の收納法は檢見であるが、酒井氏入部後は高力忠兵衛の發案にて、五ヶ年の作合を勘定して定免を付け以後此方に據る、其免合は大体に於て四公六民である、其他高掛りとして口米、下敷米、郷方一夫米、其他浮役として雜税を徴收せらる。

〔古録集〕

御高二萬九千七百九十九石七斗二升七合八勺	中川通
内二萬六千四十二石四斗一合	田高
三千七百五十七石三斗二升六合八勺	畑高

定免算四ツ四歩三厘四拂九二七一

村數五十八ヶ村

中川浮役

一米八十俵一斗一升二合二勺	谷地御年貢
一米拾一俵一斗一升二合	山御年貢
一米七十三俵二斗	山御役米
一米三十俵三斗九升	川御役米

〆百九十六俵一升四合二勺

狩川通

御高二萬七千九百九十九石五斗八升九合

内二萬四千六百三十三石三斗七合二勺	田高
二千三百八十六石二斗八升一合八勺	畑高
定免算四ツ六歩七厘二毛八拂七八	村數七十二ヶ村

狩川浮役

一米六十一俵三斗八升九合四勺	山御年貢
一米十八俵三升五合八勺	谷地御年貢
一金六兩二分 錢九百六十二文	川役金

一金一兩二分 錢七十八文

川金掘れ金

一金三分 是は清川組上畑小屋掛谷地野手共

荒鍋新田村

米八十俵二升五合二勺

金八兩三分 錢一貫四十文

御高二萬七千四百四十六石一斗二合四勺

楯引通

内二萬五千二百一十一石七斗六升二勺

田高

二千三百二十四石三斗四升二合二勺

畑高

定免算五ツ二歩八厘一毛三拂六一三

村數九十ヶ村

楯引浮役

一米三百二十五俵七升八合二勺

山御年貢

一米二升六合

谷地御年貢

一米百八十俵二斗七升三勺

川役米

一金七兩二分

田麥俣山手金

一錢百九十文

東山札錢

米五百五俵三斗七升四合五勺

金七兩二分 錢百九十文

羽黒山社領

御高千五百石二斗九升一合

租米は十一月中に各村の郷藏に納む此際代官の下役納方手代之を見届け相封をなし、十一月下旬より十二月に涉り一部は鶴ヶ岡七つ藏に納めらるゝも、大部分は赤川京田川等を利用して酒田下藏に送る、寛文七年より狩川通の租米は新井田藏に入る。

○領屬の變遷 郡内は總て酒井氏の所領たりしが一部分には領屬の變遷がある。

寛永九年六月肥後國熊本城主加藤忠廣罪ありて所領除かれ酒井忠勝に預けらる、丸岡に居館し所領一萬石其村數三十四ヶ村は郡内に散在す、忠廣承應二年卒するに及び所領は全部公收せらる之を丸岡御料と稱した。

忠勝二男忠俊は、余目方面五千石其村數十五ヶ村分地せられ余目町村に陣所を立てらる、元祿九年嗣絶え所領は公收せらる之を余目御料といふ。

慶安元年忠勝三男忠恒は二萬石を以て、飽海郡松山に分封せしが本郡内にも其所領がある。

正保四年忠勝七男忠解は一萬石を以て大山に分封せられしが、寛文八年公收せらる之を大山御料と稱す。しかし本郡内には此所領はなく丸岡余目兩御料に松山領散在し酒井氏領と互に交錯してゐる、御料は即ち公領であるから之に對して酒井領は私領と稱へられた。

○御料の役所 御料の政務は始め寒河江陣屋代官の兼務であつたが、享保の始め大山並に和名川に陣屋設けらる、和名川陣屋は數年にして廢せられ一に大山に於て政務を處理せらる、其後御料は再三酒井氏の附管地となる、此場合には御料は御預所と稱へられ鶴ヶ岡十日町口川端役所の支配を受けた、しかし本管地の場合には依然大山役所の支配である。

○川岱山争論 寺社領、公領、私領の間には境界争或は水争隨時起きてゐるが、其事件の重大なりしは川岱山争論である、増川、郷川、岱山は私領、添川、組、増川、郷十四ヶ村並に丸岡御料、増川、組十一ヶ村の入會地で、秣薪の刈取場である、萬治元年羽黒山領籠町手向村野山との間に境界争生じ、羽黒山別當天宥は窃に江戸に登り幕府に訴ふ、是に於て老中松平伊豆守之を取扱ひ事治つた。同四年三月酒井氏家老長谷川權左衛門出役、古來の覺書の通り山境を立てた。後享保十三年に至り争論再發し、亦幕府の裁斷を仰ぐ。二十五ヶ村は各刈場定りの處、明和二年七月私領下川岱村と御料市野山村と境争生ぜしが内濟にて解け以後争論は止む。

○用水溝の改修と疏通 新田開發に伴ひ用水溝の改修並に堀鑿の必要生じ、中川堰は正徳天明文化の各時代にそれら、改修を加へ、因幡堰は元禄二年に通水し、寶永中には堰臺を堅固にせられる、其他越中堰は正徳三年天保堰は天保八年に疏通した。

○百姓の困窮 かくて漸次豊饒の沃田を見るに雖も、享保の飢饉を始め水難凶作少なくな

い、加ふるに大平日久しきにつれ、綱紀亂れ好吏往々其間にありて私曲を行ひ、百姓の困窮甚しく、負債の累加年貢の滞納多くなり或は逃散するものあるに至る。

○民政改革 藩主酒井忠徳深く百姓の窮狀を憂ひ、有司に命じて匡正の策を講せしめ、躬らは郷村を巡つて百姓の疾苦を視察さる、寛政五年藤島村種耕院の布山和尚目安を奉る、之は有司の進言と同ふするもので、愈々民政改革の爲要職には人材を登用し、又累年貸與せし米八萬餘俵金一萬三千餘兩、其他代官の貸與せし米五十萬俵金一百萬兩等悉く下け切りとして返済を免ぜらる。

○天保の飢饉 天保四年には莊内未曾有の大凶荒が現れた、世に之を巳年飢饉といふ、百姓の困窮は其極に達し、九月米價は暴騰して金一兩一俵なる、藩廳は頗る之を憂ひ、御年貢は御手擬引約七割の村もあるを行ひ、翌二月には私領へは一萬俵御料へは二千俵賑恤せらる、又金十兩に十二俵半の割にて廉賣も行はれ、代價は月送りも許さる、又困窮者には餅鹽引を分與せらる、三月末に肥後三千俵後中國米六萬俵買入られ、米價は始めて下落し、百姓漸く安堵し、餓死を免る。

○備荒貯蓄 明和元年郡代鈴木筑大夫の發案にて、毎年高一石に付糶五勺を賦課し、凶荒に備へらる、これ私領に於ける備糶の濫觴である、同五年二月酒田の本間久四郎は、八年を期し備

荒糶二萬俵安永四年又四千俵を献じ八通郷中に蓄積された此糶倉は櫛引通は馬渡村に中川通は上藤島村に狩川通は狩川村にあつた天明三年同七年天保四年等大凶歉には此糶によつて救済されてゐる又御料は天明八年に備荒儲蓄の命あり寛政元年より蓄石の二十分の一の補助があつた糶倉は余目町村中村(文化六年東渡前村に移る)等にあつた。

○轉封一件 天保十一年十一月一日突然藩主酒井忠器を越後國長岡に轉封せしめ莊内をば武藏國川越藩主松平大和守に賜ふこの台命が下つた此の飛報は晴天の霹靂で百姓は深く藩主を愛慕し遂に阻止運動を始むるに至つた川北最も烈し本郡は十文字村伊之助中心となり翌二月に至つて猛烈となり萬を以て數ふる群衆は連日上藤島村六所宮に御永城を祈願し且百姓の騒起につき謀議し其代表として中川通より出府懇訴を行ひしこゝ三回に及ぶ誠意は神に通じ七月台命取消の恩命下る上下一齊に安堵し至る處歡喜に滿つ業を休み大に祝した。

○大山騒動 天保十三年五月御料は酒井氏の御預を停められ尾花澤陣屋代官大貫治右衛門の支配となり大山に役所を設けらる然るに弘化元年二月再び酒井氏の御領なるや御料百姓之を喜はず是に於て大山の加賀屋彌左衛門等阻止運動を起す即ち代表者を江戸に派して幕府に訴へ又四月二十八日事務引繼に際し徒黨二千五百大山に集り妨害を極む七

月十一日突如幕吏來莊し首謀者縛に就く一同は更に越後國鹽野町に於て吟味せられ重罪のものは入牢し首謀者は江戸に送致せらる事務は其後酒井氏に引繼かれ復御領所となつた。

○印旛沼疏鑿 天保十四年六月藩主下總國印旛沼古堀筋横戸村より柏井村迄千九百六十間の普請を仰付らる是に於て竹内八郎右衛門惣奉行命ぜられ人夫千四百三十三人課せらる内櫛引通百六十人中川通百八十九人狩川通百五十人何れも屈強の百姓で工事は七月より十月迄かゝつた此費用金二千兩これ亦八通郷中に賦課せられ弘化二年まで三ヶ年にて上納した。

○御料酒井氏領なる 庄内藩は文久三年以來江戸警備の任に當る元治元年八月幕府は其功勞を賞し御料田川飽海由利七十三ヶ村高二萬七千餘石を加賜した。

○百姓の徒黨一件 慶應二年九月廿八日鶴岡下山王社に百姓約千人集合し更に十月十八日には上藤島村六所の宮に多數集合したこれは減税と救助の強訴を企てた百姓一揆である時恰も松平舍人大山庄太夫等の藩主酒井氏に對する逆謀の發覺せんとする時で庄太夫等が百姓を煽動せしものを稱せられてゐる此の徒黨一件は大事ならずして済む。

○戊辰戰爭 當時天下の大勢は一變し從來庄内藩は會津藩と共に幕府の保持に力め來りしが戊辰(明治元年)正月鳥羽伏見の戰にて幕府崩解し官軍は更に東下し庄内會津二藩を期す

るに賊魁必誅を以てせらる。四月下旬官軍清川口に現れ以來九月迄村山新庄秋田方面に出陣し抗争を續けたりしが、奥羽の各藩漸次降りしを以て、庄内藩も遂に謝罪降服した其間百姓は農兵として出戦し、又郷夫として赴き精を盡して奮闘したものである。

第二 舊蹟

一 蝦夷館

手向村部落の西端薬師澤にあり、瓢形の小山で山上を平夷にして中腹より稍上部に空濠を繞らしてゐる。これ石器時代の堡寨の遺跡で蝦夷語のチャシチャシと稱するものこれである。山の一部は崩され空濠は通路に改められてゐるが、大体に於ては當時代の儘残存してゐる。斯の如き遺跡は北海道以南には稀であるといふ。

其他荒川館狩川城等は、石器時代の故址に據つたものである。こゝが判明してゐる。詳細の事は城砦の處を参照されたい。

二 横穴

本郡の東方並に南方山岳地方特に寶谷手向今野等には丘陵の中腹に横穴が多数ある。現今

は何れも之を往時の和人の墳墓と見做されてゐるが、寶谷今野方面の横穴は後壁に直立穴あり内部は全部燼黒を帯びてゐる。手向の横穴は密集して存在し、直立穴や燼黒はない。總じて何れの横穴よりも墳墓としての重要な遺物が未だ発見されず、前者に對しては太古の穴居説や炭焚竈説があり、後者に對しては石取説があるなき、我地方の横穴に對しては尙後の研究に俟つべきものが多い。

○寶谷の横穴

(黒川村)

寶谷の横穴は黒川村大字寶谷字砥澤大峰字菖蒲池字舞台にあり。何れも漸次崩壊埋没してゐる。古來人穴と稱へられ、大峯にあるものは以前は七個ありしが、現今は二三個を留むるに過ぎない。其位置は山の中腹傾斜地で其前面四五間にして斷崖削るが如く、下は溪谷である。入口は東北に向ひ左右五尺六寸高六尺六寸奥行一丈六尺位中亦相等に廣い。後壁に徑一尺餘の直立した縦穴あり外部に及ぶ各個の距離は二間内外である。菖蒲池には五個を有し入口の方向は西北に向つてゐる。距離は四五間を隔て、居り又奥壁には中壇があつたこと傳へてゐる。以上何れも黒色炭烟が附着してゐる。遺物としては内部よりは発見せしものなく、外部には僅少の石器があるのみである。大字梳代にも二三個の横穴有り、稱せらる、

も未だ調査が進んでゐない。

○手向の横穴

(手向村)

手向の横穴は手向村金剛樹院裏手の小山一帯で小松原の西に向つた傾斜地である。其數大小約五百個何れも埋没してゐる。近時之を羽黒の百穴と稱し全國一の横穴史蹟として世に宣傳されてゐる。入口は石を以て密閉せられ大なるものは室内三四疊敷位で數室に區劃され奥壁の一段高い。周圍は赤褐色の粘土で鋭利な刃物で彫つた痕跡がある。喜田博士等の實地踏査により墳墓と斷定された。

○今野の横穴

(泉村)

今野の横穴は泉村大字今野の内には横穴約二十個あり、世人は之を土人穴と稱してゐる。大部分は崩壞埋没してゐるが大略次の如くである。官林に七個あり、何れも東南に面した斜面二三間づゝ隔て、並んでゐる。又向山に數個並列してゐる。

大阪山に四個東南に面した傾斜地にもある。其内稍原形の判明するものは奥行九尺巾七尺高さ五尺後壁に徑二尺の縦穴を有し、先端は外に及び内部は全部燼黒を呈してゐる。

新林に二個あり。内一個は穴の中六尺高さ六尺奥行四間半に達してゐる。斯の如き形状のものには他に類例は少なからうと言はれてゐる。

西増川山並に川岱山にも各一個がある。

大字戸野にも二個あるが何れも現状は詳にしない。

以上此方面の横穴は内部より遺物として産出せしものは未だ聞くところなく、附近一帯には先住民族の使用せし石器並に土器は包含してゐる。

○上野の横穴

(廣瀬村)

廣瀬村大字上野にも蝦夷穴と稱して一個ある。入口二つ穴の高各五尺位奥壁に中壇がある。一方の穴より廻り得るこいふ類例のない形状のものである。

三 郡 家

本郡は中古の時代には中央より以南は田川郡に屬し、以北は出羽郡の舊域である。其郡衙は郡家或は郡府と稱せらる。

田川郡の郡家は田川郷の田川とされ、其遺墟は現今の田川部落の西南の台地であるこいふ。承安年間の郡司は田川次郎實房、文治年間の郡司は田川太郎行文である。出羽郡の郡家は其

所在に所領は明徴を缺いて居るが、和銅元年九月建郡當時の郡家は古郡(藤島町大字古郡)推定説が最も優勢である。其遺跡は中川の右岸に位してをつた古郡館がそれであらう。

古郡は新郡家に對し古村を以て呼んだものも考察されるが、新郡家址も傳ふる處は狩川(狩川村大字狩川)と細谷(廣瀬村大字細谷)である。出羽略風土記に仁明天皇の朝出羽郡司小野良實が狩川に居館せしこが載つてゐる。又羽源記に郡司小野良實が狩川より細谷に移つたこと記してある。しかしながら確證としては何れもあがつてゐない。

四 出羽柵並國府

出羽柵並國府の遺跡に就ては、明徴を缺き多年論究を重ねられた問題であるが、最近に至つて此等の重大なる史蹟は、漸次判明の曙光を見んとしてゐる。

出羽柵は續日本紀和銅二年九月に始めて見え、其創立はそれ以前にして、和銅五年九月出羽建國と同時に府務をも兼ねられたるものも推察されてゐる。此遺墟は恐らく平形渡前村大字平形なるべく、天平五年十二月秋田高清水岡に遷置した。しかしながら國府は依然として存在して居つたが、後北遷した其時代に就ては天平寶字年中にも寶龜六年十月もいふ。

延暦年中には國府を出羽郡井口に建てらる。此地現今の飽海郡上田村大字吉田に當り、國分

寺は本楯村大字城輪に建てらる。最近此地方に發掘の柵址は其外郭も稱せらる。

仁和三年國府は亦近地に遷造された。其遺跡復平形ではなからうかも考察さる。又鎌倉時代には井口附近の新田目が所在地であり、建武中興より吉野朝に涉つては、平形附近の藤島に設置されしものも思惟せらる。

イ 平 形

中世時代の赤川は本郡の中央を貫流して居つたもので、後田に於て黒瀬川と合同し更に北方荒俣に於て分流し一は中川と呼び藤島に向ひ、一は其西方を流れ助川の東方を通つて横川東側に於て中川と交會したものである。

平形は其交會點の南側に當り當時平賀と唱へられた現今の上下兩平形部落の四周に地中深く角材が處々に倒れてゐるものや、柱根の立つてゐるものがある。又是迄に並列の角材を發掘せしもの數名居る。要するにこゝには大規模の柵址の存在が窺はれる。而して須惠器や土師器は至る處に密布してゐる。而して部落附近には國府並に國分寺の遺墟と見るべきものがある。國府は普便にてこふと言ふのであるが地名にこふ田が接近して二ヶ處ある。又こぶ田かうじ畑かうじ屋敷がある。其他國はたの地名がある。此こふの位置は上平形部落の北側に當つ

てゐる。

下平形部落方面には字名に國分の地名あるが古來國分[○]と唱ふる處は同部落の西南隅で、此處を中心として[○]の上[○]の[○]の下[○]の地名もある、又同部落の北側にも同名がある、又南側には大門の地名があるなご確に國分寺址なることを窺はるゝものである。

平形の國府は此國分寺の遺唱の存在によつて井口の國府以前の府地なること明瞭であるが、仁和三年井口府遷置の地も復平形[○]平賀[○]にあちやみ考察さる。

天曆中の編なる倭名抄に、出羽國府は平鹿郡に在りて載せ又出羽郡に國府と註してある、之は自家撞着を免れない、當時の國府は出羽郡内にあつたことは延喜式所載の驛路並に海路の存在にて知るべく、倭名抄の記事は國府は出羽郡平賀にあつたのを失筆せしものに非ざるか、又藻鹽草に出羽のひらかより鷹を内裏へ献上せしこゝが載つてゐる、之は平賀國府よりの獻納と思惟せらるゝ次に國府總社と稱せらるゝ六所神社は平賀の南方七八町上藤島に鎮座してゐるなご、何れも平賀を仁和後の府址としても考察せしむるものである。

口 藤 島

建武中興より吉野朝時代に涉り、出羽國府は平賀附近の藤島に置かれたるものと推定さる

ゝのである、出羽官軍の最優勢なるは莊内地方にして其策源地は藤島である、これ恐らくは出羽守葉室氏がこゝに居り畫策せられし爲であらう、新田目や山形に居られた形跡はない、大淵記當時の藤島城を府城と記載してゐるのは眞實を傳ふるものと思はる。

五 城 砦

蝦夷人は城砦をチャシ[○]といつた、手向の蝦夷館の如きそれで、和人は城を館[○]とも唱ふるが之はチャシと同一語源に屬するものであるなごいふ、柵木を掘り立て、敵の侵入を防ぐものは即ち柵で、土壘を築き塹壕を鑿つて敵の侵入を防ぐものは即ち城である。

狩川館、荒川館等は先史時代よりの遺物存在しチャシと唱へられた時よりの城砦と推測さる、山城は概して此過程を帯びたるもの多いであらう。

平城にして古城砦と見るべきものは、出羽柵を始め郡郷の治所なごは然りと思はる、鎌倉時代頃より追々發達し戰國時代に入り頗る完備されたものである。

○大鳥館 (大泉村)

大字大鳥が其所在地である、清原光頼の子大鳥太郎頼遠が館主で安倍貞任の一族正任に、に隠くるに傳へてゐる。

○田澤城 (大泉村)

大字上田澤に遺跡がある。後に大山を負ひ切岸高く聳へ堅固の要害である。田澤越前守こゝに居城し、田澤郷一萬三千貫を領して居つたのである。元龜二年尾浦城主武藤義氏に亡さる。天正十七年最上氏の殘兵此處に據りしが、越兵之を攻め殲滅した。大泉村には、外に荒澤館、倉澤館あるも何等判明するところがない。

○本郷館 (本郷村)

大字本郷が其所在地である。熊野神社境内に難波權之守並に本久の飯炊竈を稱する遺跡がある。庄内史に熊出館主は本郷氏なりといふ。これは難波氏のこゝであらう。寛永中本郷組大肝煎は南葉仁右衛門云ふ人であるが其子孫を思惟せらる。

○熊出館 (本郷村)

大字熊出字沖台二十七番地に當り、獅子岩を稱する山上であるから獅子岩城も館主の姓をこゝつて庄司佐藤館も稱へらる。塹壕邸址、井戸、馬場、萩の平といふ處にある等の遺跡がある。尾浦街道熊出のヘグリといふ難所を固めた城砦である。天正中武藤義氏の士に熊出半太同

半治なるものがある。熊出氏は本姓佐藤氏で佐藤忠信の孫佐藤八郎といふものである。こゝ傳へらる。又館主に本郷氏、本間氏がある。これらは館主の變遷を傳へてゐるものであらう。落城の原因が背面攻撃の爲なるこゝ、羽源記に載つてゐる。

山下に支城がある。大字熊出字東村百三十一番地に當り萬年藏人といふもの其主將なり。土壘は今尙殘留してゐる。

○名川館 (本郷村)

大字名川が其所在地である。大淵記に正平十二年八月名川館主名川主殿トノメが百騎を率ひ細谷館主に加勢し藤島城を攻めたこゝが書いてある。天正十七年夏最上氏の殘黨千餘こゝに據り對抗せしを以て、越兵之を攻め殲殺した。廣瀬村大字赤川の佐藤與惣右衛門祖先は、山村與惣右衛門といひ名川館主を傳へてゐる。

○東岩本館 (東村)

大字東岩本俗に衛門平といふ山上に遺跡がある。西方は三段に削り南方は連山を隔つる爲に谷を作つた形跡がある。此館主は衛門太郎を傳へてゐる。此地方は六十里街道西昇口に當り、最上地方に對する門戸であるから、此道路に添ひ荒城を稱する別壘もあれば關所もあつた。番

家の地名があるのは其證跡である。

○山添館 (山添村)

大字下山添字館越が其遺跡である。此方面には往時榊引村があつた。遠田肥前覺書に川南は榊引荒屋谷定清川片町は砂越殿御領内云々。此時代は天文頃である。榊引の名號は川名に郡名に其他地方名になつてゐるよりすれば、榊引村は由緒の深い處と思はる。

○西岩本館

部落は片貝の南四丁二十間赤川の左岸にあつたが、荒廢に歸し館址も不明である。慶長中山形城主最上義光、此西岩本並東荒屋松根(元和元年經始さいふ)と共に六十里越固めの城砦とし、又赤川堤防の警戒鶴ヶ岡水攻の防禦に築城せられたるものである。

○東荒屋館

赤川を挟んで松根城と相對する處にあり其橋頭堡を考察さる。

○西荒屋館

天文時代荒屋は砂越城主の所領であるから其館主は其部將であらう。

○丸岡城

當城は戰國時代赤川の流れを帶び大梵字に對し南方の要地で、最上口の六十里街道長井口の大鳥街道を扼してゐるもので、館跡三ヶ處ある。史上判明する最初の館主は押切備前守で、天正中には尾浦城主武藤義氏の甥兵庫頭義興在城した部下に鳥飼三郎義友なるものがある。丸岡に接して備前或は鳥飼島等の部落あるは、深い來歴があるであらう。義興は後藤島城主となり、更に天正十一年尾浦城主となる。天正十六年丸岡圖書助なるものがあり當時の城主かさいふ。

○高坂城 (黄金村)

高坂の洞春院門前山に其遺跡がある。以前は金峰街道畑中天王社附近にあつたのを赤川水難の爲移轉せしものであるかさいふ。館主には康正中に高坂越後守文遵あり、天正中には高坂中務がある。中務は武藤義氏股肱の臣であるが、晩年には最上義光に内通し尾浦を攻むかさいふ。後最上氏にも仕ふることを避け、大和國金剛山に入り世を通る。當時代には高坂左衛門、高坂主膳、小笠原左金吾なさいふ人も居つた。天正十四年五月高坂城は小國彦治郎に附與せらる、武藤氏滅亡後高坂玄蕃は上杉氏に仕へ、高坂三郎二郎は最上氏に服し高坂氏再び城主

さなる。子孫は姓を松山に改め酒井氏の藩醫になつた。

○谷 定 館 (黄金村)

館址は大字谷定字伊勢鉢に在り此の地天文時代は砂越城主武藤萬歳丸の所領であるから、當時或は其一手の將を置かれた處であらう。

○金 谷 館 (黄金村)

大字金谷字大澤に在り館主は押切氏にして尾浦城主武藤氏に屬して居つた。

○瀧 澤 館 (黄金村)

大字瀧澤が其所在地であるが外に何等判明する處がない。

○松 根 城 (黒川村)

松根は十王峠の北麓六十里越の驛路にあたる。城址は大字松根字西野にあり一部は赤川河中になつてゐる。城主松根備前守光廣は山形城主最上義光の義弟で母は松が枝と呼ばれ根村五十嵐氏の娘で備前守はこゝにて生長した。松根城は元和元年に經始せられ備前守は直に一萬石を以て當城主となる。對岸の東荒屋館西岩本館等は本城の繋りで、その當時鶴ヶ

岡南郊第一の重鎮である。其後村山郡白岩城主となり一萬二千石を領し最上家の家老職となる。元和八年最上家繼嗣の争擾に際し其忠節も水泡に歸し同年九月築後國に配し立花家に預けらる。子孫は現今東京市に居る。備前守は白岩城主となつても松根城を兼帶せしもの、如く城址内にある最上院は主人配流の時部下の切腹せる場所、正保三年建築の寺院である。松根庵は大字松根字澤口東にあり。こゝは備前守夫人草刈虎之助の姉が主人配流の時同行を許されないので、松根に止まり庵を結び主人の菩提を弔つたところである。

○前 館 (黒川村)

松根城の支城であらう其位置は大字松根字堂ヶ澤一番地で六十里越に至る十王峠北登口である。東岩本と共に最上に對する門口で館主は佐伯相模守も鈴木相模守もいふ。

○黒 川 館 (黒川村)

大字黒川字楯六十八番は、舊藩時代には黒川組大庄屋役宅の地で往時の館跡である。此外に古館と稱し更に既往に遡つての舊蹟がある。字澤田八十六番地並字瀧の上百四十二番地の二ヶ所がこれである。何れも六十里越固めの城砦で古來重要な地點である。

○勝福寺館 (齊村)

大字勝福寺の俗に藤懸ミ唱ふる處に遺跡があるといふ。

○松尾城 (廣瀬村)

大字松尾貴船神社境内が城跡である其位置羽黒街道に當り舊赤川筋の大泓を要害に形取したものである。大梵字城主武藤長盛の弟師氏此處に居し松尾小次郎ミ稱へ(世に松尾殿ミ稱す)鎌倉殿に謁し東國大名の列に加はり左京大夫に任せられた。後宗家を繼ぎ大梵字に移る正平九年五月六日卒した。

大字松尾字桂野に御城の稻荷ミ稱へる小祀がある。現今は田になつてゐるが、松尾城跡をこゝに探るべきとの説あるも、恐らくは支城であらう。館主を松尾太郎ミ傳へてゐる。此外周圍の要地には後田の三館山館五郎館黒瀬館狩谷野目赤川細谷の諸城があるが之等も配下に屬して居つたものであらう。

○山館 (廣瀬村)

大字後田字谷地田に遺跡がある岡部飯尾守の居館で、子孫は岡部四郎左衛門といひ後田に居住してゐる。飯尾守の位牌は始め松尾山長嚴寺にありしが現今は自宅にあり自生院殿山

室明現大居士の法名である。

○五郎館 (廣瀬村)

大字後田字下田元現今の廣瀬村役場所在地は其遺跡中にある。館主を五郎大夫といひ姓を傳へてゐない。此館跡を俗に五郎だうといふ。

○黒瀬館 (廣瀬村)

羽黒街道黒瀬川東岸が所在地で館主は榎本讃岐守といふ子孫は大字後田に居る。天正十六年八月狩谷野目黒瀬川合戦の古戦場で當時の塚が今に存在してゐる。

○狩谷野目館 (廣瀬村)

羽黒街道黒瀬川の西岸狩谷野目部落の西側に遺跡がある。前記合戦の際越後兵こゝに陣し黒瀬川を挟んで戦ひし處である。

○赤川館 (廣瀬村)

大字赤川字村中が其遺跡で、當時は此處を坂の上といつた。小字に楯向沼に彈正沼がある。貞和年中大和國郡山の館主佐藤修理彈正の所領ミしてこゝに居館す。當時後醍醐天皇の御

肖像丈け一寸五分を主護神として社殿を建立し牧善兵衛の祖其社家として奉仕した。

○細谷館 (廣瀬村)

大字細谷字七ツ塚に在り吉野朝時代館主に春風右京進治次が居つた。足利氏に屬し正平十二年八月六日藤島城將土佐林宮内少輔道俊を誘殺し更に藤島城を攻め道俊の子道泰と戦ひ遂に戦死した。

○荒川館 (泉村)

大字荒川字金澤に館跡がある東に笹川西に荒川の流を帯びたる高地である。古來蝦夷館とも稱へ來りたるものであるが大正九年開墾の際發掘物によつて事實石器時代よりの古城址なるこゝが判明した。即ち多數の石器主に石鏃並に繩紋式土器五輪塔石佛其外礎石らしき大石等がそれである。又堀跡に二十間に五十間ものがあり又馬場跡と稱する地名もある。現今東荒川部落にある荒川寺も往時は此館の郭内にあつたものである。

○谷地館 (泉村)

大字小増川字谷地館が其所在地である。小字に西の門と稱する處がある。柳久瀬館とは

笹川を隔て、三町に過ぎない。兩館共に藤島城の繋りで元龜中藤島城主土佐林氏尾浦城主武藤氏に壓倒せらるゝに當り櫻井某等谷地館に籠り妙味水と内通し武藤氏に對抗せしが八月廿六日遂に落城した。櫻井外百餘人誅殺さる。川俗記録によれば天正十九年上杉景勝は谷地館に宮城將監を置き守を嚴にせりといふ。

○手向館 (手向村)

所在地は大字手向である羽源記によれば中甸館ともいひ館主は羽黒山の中甸長吏梅津中將の次男であるといふ。

○藤島城 (藤嶋町)

藤島は川南平野の中央に位し交通上樞要の地に居る。城跡は大字藤島字古楯跡にあり本丸の土壘塹壕の一部は残存してゐる。二の丸は西側にあり中川(藤島川)を背水とし川向には橋頭堡があつた俗に之を向館と稱へられた。川上の古郡館川下の平賀館は支城として重要砦をなし平城としての其經營は完璧といふべきであらう。

藤島は平賀の府邑とは中川を隔つるのみであるから中世末期平賀の荒廢はやがて藤島の新興を來したものと思ふ羽黒舊記に藤島學頭宮目寺衆徒二千三百坊とあるにても知らる。

又藤島の名族土佐林氏は平賀國府在廳人の後裔と見られてゐる。建武中興より吉野朝時代に涉り、出羽官軍の最優勢なるは庄内地方で其策源地は藤島である。これ恐くは出羽守葉室氏三代の赴任地は當地で其畫策による處であらう。新田目や山形に居られた形跡はない。大淵記に藤島城を府城と記し又府守土佐林と載せてあるなごは眞實を傳ふるものと見るべく、藤島城は當時の出羽國府に推定せらる。最初の國司葉室光顯は正慶二年に出羽守に補せられ、建武二年十一月國難に斃る。同十二月子光世出羽守に補せらる。

興國二年中院具信當城に入り國內討平と西上を計畫した。同四年十二月越後國大川城を攻め官軍大に振ひしが、白河城主結城顯朝、清川狩川等其所領足利氏に降り庄内の足利軍強勢と成る。同五年七月當城陥落し中院具信、白河爲興結城氏の代官、小國光政、小國城主等飽海郡河内城に退き以て回復を計つた、出羽守葉室光世亦薨じ。同六年正月弟光久出羽守に補せらる。正平二年八月岩代國宇津峯城取れ北畠顯信は守永親王を奉じて立谷澤城に據る。これ國府に入る能はずしてこゝに駐つたものであらう、正平三年二月足利方結城氏の將松田太郎攻め來る。顯信即ち之を撃退した、其後官軍復振ひ正平六年には結城氏歎を北畠氏に通ずるに至る。時に足利方陸奥探題吉良貞家攻め來る。顯信即ち之を敗り更に追撃して山形の國府寺藥師堂に攻め、進んで陸奥國に入り多賀國府に據る。其後正平十一年十一月顯信守永親

王を奉じて藤島に義旗を翻へす。時に足利方の軍強勢にして城遂に陥る。此後顯信は逃れ去りしも、守永親王は或は殉難し給ひしに非らずやと考察されてゐる。出羽守葉室光久亦薨去した。正平十二年八月足利方細谷館主春風治次、名川主殿等の援をもとめ藤島城將土佐林道泰を攻め自分は戦死した。

顯信は當時飽海郡生石延命寺に潛伏せしもの、如く、正平十三年八月天下興復の爲大物忌神社に神領を寄進されしが、其後庄内を去り九州に走つた。

正平後は土佐林氏依然當城主で、羽黒の別當職を兼ね其勢威は大梵字城主武藤氏と對立して居つたが、後武藤氏に服従し寛正四年十月武藤淳氏の被官となつて上京し將軍義政に謁した。其後文明九年大永七年天文元年何れも武藤氏と戦つた。

天文元年の戦は砂越氏維武藤氏の總大將となり土佐林能登を攻めたもので、これより數年攻戦止む時なかりしが、後漸く和解し能登は禪棟と改め武藤氏股肱の臣となる、永祿二年には土佐林晴助越後國境の藤懸城を攻め落し大功を立てた。

元龜元年土佐林禪棟尾浦城主武藤義氏と隙あり、庄内一圓亂る、後土佐林氏は天正の始め遂に滅亡した。是に於て義氏は甥義興を藤島城主とせしが、天正十一年三月義氏自殺するや義興迎へられ尾浦城主となる。同十四年五月庄内亂れ最上氏の軍侵入するに當り、當城は小國

彦次郎警固した。天正十六年八月千安合戦に敗れし最上庄内の軍は、一時藤島に退きしが黒瀬に走る。天正十八年上杉景勝庄内の檢地施行に當り、藤島城には栗田刑部を配置した。時に人心動搖し十月二十五日平賀善可(平賀館主の族)を大將とし、一揆勃發した。栗田氏去る平賀氏即ち藤島より漸次横山大梵字を攻め尾浦に迫りしが、遂に大敗し、殘兵は更に平賀館主金右馬允之を率ひ藤島城に據る。翌六月に至り漸く和解し、右馬允之は城を棄て、去る。慶長三年三月上杉景勝會津に入部するや、當城を木戸元齋に賜はつた。慶長五年十二月最上氏の軍侵入し川南平定され當城には安倍氏重在番し、川北攻撃の準備を整へられた。翌三月即最上氏の軍大舉して庄内に入り川北また平定さる。八月徳川家康最上義光の功を賞し庄内三郡加増せらるゝに及び、藤島を新關因幡守久正に賜はる。後新關氏鶴岡城代を兼ねこゝに移る。元和元年十月當城は破壊されしが藤島領は元和八年迄新關氏之を領して居つた。

○古郡館

(藤島町)

大字古郡池神社の南側高地が其遺跡である。往古の事は出羽郡の郡府の址に推されてゐるが、近世は藤島城の支城として重要砦である。附近の土橋といふ處に圓墳がある。「おこぎ塚」と稱せられてゐるがこれは御公家塚の訛で即ち公家方吉野朝廷の墳墓と認められてゐる。

慶長中藤島城主新關氏は此城砦に居つて因幡堰の開鑿を計畫されたのである。

○平賀館

(渡前村)

大字平形字櫻屋敷に遺跡がある、本丸の土壘は東西四十五間南北七十三間現今は半ば保存されてゐる。此地は往古平賀と唱へ出羽國府の所在地(平賀館の西北)であるからきつと深い由緒があるであらう。後世豪族割據の時代に及び藤島城の支城として重きをなし、川向藤島には橋頭堡もあつた。館主は金氏(地名)により平賀と呼ぶで館の名も一に金野館又地名の改稱により平形館といふ。

文明九年正月藤島城主土佐林氏は、大梵字城主武藤氏に敗られ、其六月平賀氏亂を起したことがあつた。天正中の館主は金右馬允之で尾浦武藤氏の部將として由利征伐を始め屢々戦功を立て須走一村を賜つた。天正十六年八月羽越合戦に當り、敗北の時一時潜伏し、上杉氏に仕へ依然當城に居居つた。時に天正十八年秋檢地一揆の際平賀入道善可推されて其大將となる。藤島横山大梵字の諸城を乗取り尾浦に迫る。上杉景勝仙北より來り不意に平賀の背後を突きし爲一揆潰亂し。平賀は生擒となる。是に於て外十六名と共に尾浦の原に於て火刑に處せらる。一揆の殘黨は右馬允之を率ひ藤島城に據り城郭を増修し堅く籠つた。又部下の工

藤七郎をして平賀館を嚴守せしむ。上杉氏の軍容易に之を降すこゝ能はず翌春に至り漸く平和に解決し、右馬允は城を捨て、佐渡に去る。工藤七郎亦越後國大川谷温出に行つた。平賀館は此際破却さると思はる。廣瀬村大字猪俣の金野氏は右馬允の後裔といふ、又工藤氏は姓を平方に改め子孫今に及ぶ。

○柳久瀬館 (渡前村)

大字柳久瀬が其所在地であり、遺跡は福田寺境内を推されてゐる。こゝに館主の碑五輪塔がある、谷地館は笹川を隔て、三町に過ぎない。或は其橋頭堡も考へられ藤島城系統の砦であると思ふ。

○横山城 (横山村)

横山は大梵字と東禪寺並に藤島と尾浦との交通上の交叉點に當る。要衝の地である。城跡は大字横山字城下に當り、現今は土壘の一部残存し興亡の歴史を語つてゐる。本丸の廣さは東西五十間南北六十間、土壘の中五間餘、塹壕の中七間餘、追手は西北の隅にあり、こゝより塹壕柳堀といひ中島があつたの外側に添ひ西より北に廻り虎口まで又土壘がある。又支城として南方には土橋館北方川向には青山館がある。又渡場川向文下に橋頭堡があり土橋館

と相對して居つた。要するに其完全してをる經營は藤島城そつくりであつたらしい。

天文中に横山山城守大膳なるもの當城主であつたが、大梵字城主武藤晴時に毒殺されたといふ。後丸岡館主押切備前守こゝに移る、元龜元年藤島城主土佐林氏に黨し、天正の始め尾浦城主武藤義氏に滅さる。是に於て其族武藤掃部氏廣當城主となる、天正十四年五月東禪寺筑前等尾浦城主武藤義興に背く、此時に當り當城は特に守を嚴にした。將士の一騎打には五月二十八日平藤仙右衛門は、額田千助(武藤氏側)を横山地藏堂前に斬る。又平賀館主金右馬允(武藤氏側)は横山前にて平藤仙右衛門の首をさる。

天正十六年八月二十四日(或は八日ともいふ)羽越合戦の際千安に敗れし殘兵の一部は横山に退きしが、其夜焼討せられ城主氏廣は戦死せしもの、如く、二代氏張は奥州津輕に亡命し、子孫は辻或は横山と姓を改め現存すといふ。

當城は其後上杉景勝の城將こゝを守りしが、天正十八年十一月一揆勃發の際一時蹂躪せらる。文祿時代には金内伊賀別城代で當時越後大川谷方面の士庶多くこゝに移さる。

慶長五年最上氏領となるや、横山大學なるもの城代となる。以上兩時代に於ける在番の士に、佐藤常永、大川四郎右衛門、今野收助等がある。城砦は元和元年十月破壊された。

○助川館 (横山村)

大字助川字北畑に其遺墟として古木鬱蒼として繁り塹壕の跡亦一見し得られる。こゝは古城址で由緒の深き史蹟であるが、正確なる史料の煙滅せしこゝは誠に遺憾である。戦國時代の始め館主に助川圖書頭道兼なるもの居つた。赤川の水災にて城邑殆ど没し廢城となる。道兼は文龜元年三月十日卒した。

○余目城 (余目町)

余目は正保の繪圖には館廻村とある古跡に因んで改名せられたものと思はる、其古城跡も見る可きものは、余目町大字余目字館二十七番地乘慶寺の境内で、これ恐くは往時の出羽郡餘戸郷の治所であらう、又後の海邊餘部内余部郷とは此地に相等するを考察される、或は曰く、後冷泉天皇の治曆年中奥州信夫郡余目の莊司佐藤清郷の男佐藤知基井口に居城して當所を治む、これ即余目の名號の起因である、鎌倉幕府は永仁六年十二月十日、安保忠實に海邊餘部内宗太村を所領に給し、以後子孫之を繼承した。

安保氏系譜

安保行員——忠實——肥前守 丹後守
光泰——泰規

宗太村(或は總太郷)は大字余目字澤田に當る、此處に左右館ウツノと稱する城砦があつた、澤田と左右館とは共に宗太の轉訛である。左右館は安保氏の居館で本郡の北部に雄視してをつた遺跡であるが、出羽風土略記に餘目館は、枋方新村にあり俗に館村といふ。其構大に廣く土人安保殿館といふ。乘慶寺に位牌あり、實相院殿即翁鐵心大居士至徳三年酉霜月十六日安保太郎吉形とある云々。此餘目館とは左右館のこゝか、枋方新村の所在は今明にしない。

戦國時代に安保氏十六代安保與太郎能形がある。舍弟は與次郎といひ田尻館主他海郡内郷村大字竹田である、天文三年大梵字城主武藤氏と垢川に於て戦ひ、一門百餘人討死した。余目安保軍記に道形と助川との間袈裟ヶ淵にて闘ひしこゝ見ゆ。當時の首塚と思はるゝもの、數個土濟渡前村大字大半田にありしが、現今は殆ど失つてゐる。慶長六年四月最上氏の軍庄内に入り酒田城を攻むるに際し、安保太郎氏政五百の兵を以て榎木の土手に陣し、志村伊豆守を要撃して戦死した。後家臣梅木氏其跡を領す、其居館の地は跡(余目町大字跡)と稱へる處である。

○千河原館 (余目町)

大字千河原に其遺跡として道傍に一本の老松が昔ながらの面影を残してゐる。余目城の

繋りて、奥方は安保與太郎の妹小糸を傳へてゐる。

○遊摺部館 (余目町)

榎木部落の西北三百間に遺跡がある。西は大沼北は最上川を控へた要害で、大楯小楯大安寺の遺名が残つてゐる。館主は武藤萬歳丸といひ、安保能形全盛時代に大梵字城主武藤氏が其一門の萬歳丸をここに配置し、安保氏を抑壓し兼ねて川北の動靜を探らしめたのである。永正年中萬歳丸は最上川の對岸なる砂越の城主となり、佐藤太郎左衛門當館主となる。

○廻館 (大和村)

大字廻館字廻館舎三十番地即現今の廻館小學校の地が其遺跡になつてゐる。吉野朝以來奥州相馬氏の出羽所領代官の居館であるが所領は應仁頃に失つたといふ。

永祿元年に相馬祐之進盛親主從七人來り當城主となり其子孫十二代現今廻館に住す。

○西袋館 (十六合村)

興國中余目安保氏の所領に袋郷があり此地に相當すると思はる。館跡は流泉寺境内にて館主は西袋左内といひ熊出館主佐藤氏の末葉を傳へてゐる。

○宮曾根館 (榮村)

大字宮曾根の田中に其遺跡があるといふ。此地は内郷通に當つてゐるから新堀筋繋りであらう。

○金沼館 (榮村)

大字宮曾根の金沼に添ひたる城砦で大淵館の支城であらう。此地を古來治部屋敷と稱するは館主が大淵治郎大輔時興だからである。

金沼よりは金峯權現出現の傳説がある。村民は決して此沼を汚さずといふ。宮曾根金沼の名稱何れも之に所縁があるようである。

○大淵館 (廣野村)

大字大淵現今の廣野小學校の地其城跡と稱せらる。發掘物に朱瓶がある。館主は吉野朝時代北畠氏に隨ひて藤島城に入りたる大淵治郎大輔時興である。後佛門に入り藤島大洞寺を開山し、觀應元年四月八日示寂した。

○新堀館 (新堀村)

新堀部落の西南館村に唱ふる處が其遺跡である。これ最上川の對岸東禪寺城(文正以前は五町野以後は鶴殿河原が城地)の橋頭堡で、東口搦手新堀渡口防備上の砦である。

○門田館 (新堀村)

門田は正平十九年八月奥州中村の相馬氏所領なる。當時城砦があつた、元和中川俣主膳なる人此處に居し、酒井氏に仕へ下余目組大肝煎なる。

○狩川城 (狩川村)

大字狩川字楯山が其所在地である。遺物に石器並に繩紋土器を始め祝部土器等出土する處から、石器時代よりの古城址と稱せられてゐる。本丸は奥山より峯續きにて東西五十間南北七十間、追手は東に向ひ二の丸三の丸は之れ亦山を背負ひ、清川街道を眼下にし、川南過半は一望の中にあり、最上口を扼する第一の要害である。支城は八幡神社境内に當り、本城は北楯支城は南楯と唱へられた。

傳説に曰く、仁明天皇の御時出羽郡司小野良實此處に住し、小野千軒にて大市邑であつた。又旭長者なる人居すといふ、吉野朝時代其後裔なる旭齋藤新九郎實永は北畠顯家に從ひて西上し、延元二年十二月利根川合戦の際に戦死せしといふ、後館主に旭齋藤新九郎俊氏あり狩

川・清川・立谷・澤四ツ興屋無音其他川北の内服部横代を領有して居つたといふ。

慶長六年庄内最上氏の領なるや、北楯大學助利長を以て當城の主となす。知行三百石、狩川・清川・立谷・澤が其所領である。慶長十七年大學堰を開鑿し功に依り知行三千二百石になる。城は元和元年十月に毀さる。

○三ヶ澤館 (狩川村)

大字三ヶ澤小坂山に遺跡があり、三方斷崖の要害で、小坂小五郎の居城といふ。傳へいふ添川館梅津中將突然夜襲し小坂氏を滅す、今以て小坂山を一夜森と稱するはこれが爲で、戦死者の墳墓がある。

○添川館 (東榮村)

大字添川字米山に遺跡がある。現今は杉林になつてゐるが、當時の塹壕や井水の趾は今に残つてゐる。吉野朝時代の館主は官方で、最上郡の寒河江茂信、柴橋直千等來援し一時大に振つたこゝがある。

戦國時代の館主は羽黒山の上旬長吏梅津中將である。大永七年梅津中將は大梵字城主武藤晴氏と共に當城に於て藤島城主土佐林氏の攻撃を受け遂に戦死した。上杉時代信州善光

寺の栗田刑部なるもの慶長二年當城を賜はり居ること四年といふ。時は城主不在の處に、先
に上杉氏より追放せられし者共、一揆を起し添川館に籠り藤島を襲ひ氣勢大に振ふ、尾浦城主
下秀久之を殲滅した、これ慶長五年七月のことである。

其後庄内が最上領なるや、其部將一栗兵部光勝當城主となり、足輕大將として鶴ヶ岡城に
在番す。時に鶴ヶ岡城將新關因幡守舊例に依つて慶長十九年六月一日饜應の事あり、龜ヶ崎
城將志村光維、大山城將下秀實來る、兵部異圖を抱き光維を斬殺し秀實に重傷を負はせ添川に
走る。是に於て新關氏は直に兵を率ひて追跡し狩川の北楯氏亦軍を進む。兵部は二日附近
の按察澤にて討たれ其家人三十餘人悉く斃殺された。

其後羽黒山中旬長吏大夫梅津中將當城主なる。通稱は柴重右衛門といひ寛永十六年三
月十三日卒す。子孫は仙臺白石の家中となる、梅津氏の老臣伊藤帶刀は寛永八年添川組大肝
煎仰付らる。

○清川館 (清川村)

長者屋敷に唱へらるゝ處其館跡なりといふ。吉野朝より室町時代にわたり奥州白河の結
城氏の所領となり、戰國時代には片町は平賀氏、片町は砂越氏領であるから其代官等の居館で

あらう。

○立谷澤城 (立谷澤村)

一に科澤館とも言ふ、大字科澤字東山二十三番地にあるからである。南西北の三面は斷崖
絶壁をなし、壘壕の跡は今に残存してゐる。此地は月山と羽黒山との中間なる幽深の境であ
るが、吉野朝の忠臣鎮守府將軍北畠顯信が尊良親王の若宮守永親王を奉じて密かに奥羽の官
軍を總監せられたる史蹟である。正平二年八月岩代國田村郡宇津峯城陥落せし際、出羽官軍
に倚らんとして逃れ來られたのである。正平三年二月足利方結城顯朝の軍、清川狩川等其所
領松田太郎攻め來り顯信之と戰つて倒す、後庄内の官軍勢力を恢復し結城氏歎を北畠氏に入
る。正平六年陸奥探題吉良貞家來る顯信之を撃ち破り進んで陸奥の多賀國府に據る。同八
年再親王を奉じて出羽に入りしが其所在は明かでない。立谷澤か或は藤島か其何れかであ
らう。

六 古 戦 場

イ 黒瀬狩谷野目 (廣瀬村)

黒瀬並に狩谷野目は廣瀬村内にて附近一帯は天正十六年八月廿六日(或は十日)羽越合戦最終の激戦地である。其前々日十五里原に敗れし最上莊内の軍は横山藤島に退き更に黒瀬に馳せ集る其兵五千騎といふ。黒瀬は黒瀬川(藤島川上流)の東岸に位し羽黒街道の要地である。當時最上義光は急報により直に軍を率る月山を越え羽黒方面迄進軍せし時であるから、先の敗辱を雪がんには最も形勝の地であつた。越軍の將本庄繁長は疾く之を探知し、二千騎を以て黒瀬川を隔て、狩谷野目に陣した。其距離僅かに二町餘繁長時を移さず直に銳氣を鼓舞して侵撃した。最上莊内の軍は烏合の兵なれば奮戦すも雖も終に抗し難く支離潰裂してしまつた。最上庄内の軍だけで戦死者八百餘人黒瀬川に重り落ちて溺死せるもの無數、生存せしものは多數羽黒方面に走る、黒瀬には首塚今猶現存し當時の激戦を偲ばしめてゐる。

口 御殿林腹巻岩

(清川村)

明治元年四月二十四日此日は官軍始めて清川口に現れ戦端を開きし日である。御殿林は清川村の東南にあたり鬱葱たる杉の森で其數六百五十七本これ享保十九年春清川組大庄屋齋藤隼人が植付けたもので藩主酒井氏が参勤交代の際宿泊せらるゝ御殿の附近なるが故に此稱がある。官軍は参謀大山格之助、二小隊を率ひ二十四日早天御殿林の東南立谷澤川を隔て

たる腹巻岩に陣を取る。是に於て清川口警固の隊長松平甚三郎、急に令を下して御殿林並に立谷澤川の北岸堤塘に兵を布き砲戦せしが、官軍の一部は清川村西方の山にも現はれ、莊内藩の兵は頗る苦戦した。時に狩川村農兵急に清川村の西山に登り、鬨を揚げ金鼓を鳴らし、東山には松山藩の援兵現れしを以て、官軍勢屈し遂に退く。現今御殿林の老杉には當時の彈痕が明に残つてゐる。

北橋大堰の水門口には官軍墳墓の碑がある、これ當時戦死せし長州の藩士松本重行内田公德の二屍残されありしをこゝに埋没したところである。

七 關 所

六十里口並に清川口は、最上地方に接する要路に衝るを以て古來關守を置き旅人の出入を檢した處である、酒井氏時代には御番所と稱へられた。

イ 六十里口

(東村)

大字東岩本は六十里越に至る十王峠の西登口で、こゝに關所を設け通行人を糺したこゝがある。今に番家の遺稱がある、東岩本館主これが守衛の任に當つて居つたものであらう。

最上氏時代の六十里街道は十王峠の北登口が通路で、關所の位置は明にしない。恐らく其登口に設けられて松根城の支城なる前館主が守衛して居つたものであらう。

元和八年酒井氏の入部せらるゝや、國境警戒の爲一時六十里越の田麥に足輕百人を配置されしこゝがある。關所は大綱に設けらる。現今の東村大字大綱字大清水十一番地が其遺跡になつてゐる。黒川組大肝煎大莊屋の取締に屬す、其狀況は道路の中央巾九尺の處に關門を設け、貫通門で扉は二枚、左右には柵をしつらへ側に番家がある。番家の中央室は面番といひ、右室は上役々所左室は下役々所といふ。上役は上番^{ウヘバン}と呼ばせ、家中一人の勤務で、文久年間より配置せられ十年交替で民家に居住してゐる。下役は下番^{シタバン}と呼ばせ、給人二人の勤務で三年交替を以て番屋に居住し面番にて事務を取る。此外番小屋がある、村より一人を出し下番の命により日夜警戒の任に當つてゐる。又警衛の爲武器に槍五本さすまた一本つくば一本からめ槍一本を番家の左側に並立し門の開扉は明六つ(午前六時閉扉は暮六つ(午後六時)に行つた。通行には手形を要するので、出判には士格以上の身分は御家老判、其他は御町奉行判又三山參詣者は大日坊に注連寺より寺判を受け、番家にて検査を受けこゝを出づる。又他地方より來るものに對しては、身元調査の上入藩許可の入判を與へらる。入藩のもの更に出でんこする時は御町奉行の出判を受け御番所を出づるのである。明治二年廢關となる。

口清川 口

(清川村)

關所の位置は現今の清川小學校の敷地で最上氏時代には狩川館主北楯氏の管する處であつた。當時龜ヶ崎城主志村伊豆守は此處に相對して居る最上川北岸に新興屋をたて關所を設けた。元和八年酒井氏庄内に入部後は之を廢し清川のみにした。清川組大肝煎後大庄屋取締の任に當つて居つた。關所の狀況は大綱番所と異なる處はないから茲に省略する。又板敷峠を通るものゝ爲に、立谷澤村大字肝煎字松の木の中屋敷と稱する處にも御番所があつた。これ亦清川組大肝煎の管である。

八 楠氏の遺跡

イ 高坂

(黄金村)

黄金村大字高坂の洞春院は應永年中楠氏の一族、傑堂能勝の開山で、紋章に菊水を用ゐてゐる。能勝は楠正儀の長男正勝、或は正儀の孫ともいふの法名である。正平三年八月天王寺の合戦に左膝負傷し跛塞となり、後出家し越後國岩船郡耕雲寺住職となる。洞春院は其後に於て開山され遺物遺跡と稱せらるゝものが少くない。同院には楠正成を始め楠氏一門の位牌があ

る。從來は金澤堂にありしが大正六年楠公廟建立され、以後ここに安置されてゐる。又能勝の木像並に畫像があり、外に從軍せし時の手鎗も現存してゐる。

能勝の墓標は今に存在してゐるが、文字磨滅して讀み難い。又正儀の遺髪塚がある、これは父正儀の遺髪を埋納した處で、碑には正成より正行に遺つた書翰が刻まれてある。

高坂附近の地名には、赤坂河内山、金峯山、先名七葉山がある、これは本國の地名を移されしもの言はれてゐる。

金峯神社にある後醍醐天皇の御宸筆を稱へらるゝ、藏王大權現の尊軸は能勝の奉納を傳へらる。

口 横 山 (横山村)

横山村大字横山の泉藏寺亦傑堂能勝が應永三十二年に開山されたのである、後同三十四年(或は永享十年)八月七日洞春院に於て永寂された。

九 其 他

イ 加藤忠廣の館址 (山添村)

加藤肥後守忠廣は清正の嫡男で肥後國熊本城主であるが、寛永九年六月罪に問はれ遂に所領除かれし上莊内藩主酒井氏に預けらる。是に於て酒井氏は舊丸岡城址に居館を建て、居住せしむ、其遺跡は現今の山添村大字丸岡字町の内百二番地に當る。忠廣は母と共に居るこゝ二十二年、わびしき配所の月を眺め承應二年六月歿した。

館址は面積約二町歩にして、四方土手を廻し更に水濠を繞らしたもので、現今は田畑になつてゐる。唯庭園の泉水並に庭石のみ現存し、往時を偲ばしむ。居館は忠廣の遺言により墓所鶴岡市七日町木住寺の本堂に建替られしが、弘化中祝融の襲ふ所となつた、一部の居館は藤島に移され藩主參勤交代に當り休憩所に充てられたが、明治五年松ヶ岡に移し本陣を稱し舊藩士開墾幹部の集會所となり、現今は松ヶ岡養蠶場の事務所になつてゐる。其材料並に建築の狀況は昔の儘であるを稱せらる。

ロ 清 正 閣 (山添村)

大字丸岡天澤寺境内の一小祠である。傳ふる所によれば、加藤忠廣配流に當り父清正の遺骨を石碑を携へ來り、此處に埋葬し大磐石を覆ひたる上、其石碑を立てたるものであるを、熊本には清正の墓碑がないといふから、此所傳は事實らしいを見做されてゐる。

ハ 修理塚 (山添村)

山添村大字下山添地内折橋に一里塚がある、これ鶴ヶ岡より六十里越に至る最初の里塚で、一に修理塚といふ、慶長十二年頃最上義光、長男の修理大夫義康と不和を生じ、義康、紀伊國高野山に追放さるゝに當り、六十里越を経て庄内に入る。此時義光密に大山城將下秀久の與力土肥半左衛門をして道に要して討たしむ。半左衛門即丸岡に於て義康を襲ふて殺す、其墳墓は一里塚と同所であるから修理塚と稱すといふ。首の無い石地藏が二基建つてゐる。

二 筆塚 (黄金村)

新山部落の西南山道二三町にして林中柵に圍まれたる一石がある。これ石井子龍先生の筆塚と稱する遺跡である。子龍は通稱幸右衛門といひ、文政天保時代に於ける南畫の大家である。始めは氏家天爵に學び、後越後の保齋に従事し更に一流をなす。風光明媚なる新山の地を相し、龍眼亭と號し一庵を構へ杯を傾けつゝ、悠々自適山川の景勝を寫したもので、禿筆ある毎に濫に之を棄てず、必ず此大石の下に埋む。天保十四年十月二十三日此處にて病を得、鶴ヶ岡の自宅に歸つて歿した。享年六十歳である。

ホ 皇子塚 (黒川村)

大字黒川鎮座縣社春日神社境内にあり、一に王子塚と稱し柵を廻らし七五三が張られてゐる、傳ふる處によれば後小松天皇第三皇子小川宮の御陵といふ、供奉の者に劍持某、進藤某等能樂をよくするものがあつたので、これが黒川能の起源と傳へてゐる。皇子の御衣を埋めた御衣塚冠縷を埋めたをさ塚太刀を埋めた太刀塚がある。又皇子乗用の牛飼の庵は天王山牧童院で、皇子寓居の跡は帝王山松樹院であるといふ。遺物としては御巡歴中御用ひになつた笈が有り、同村五十嵐氏には女中を入れて拜領した圓鏡が傳へて有る。

明治十四年皇子塚を發掘せしに土瓶二個出で、其下に大磐石があつた、氏子の異議があつてそれ以上發掘を中止されたこゝがある。土瓶一個は神社内に保存されてゐる、尙後の研究を俟つものである。

ヘ 猿子渡し (東村)

大字大網の南方本郷村大字名川との境界を流るゝ梵字川に釣綱を渡し之に縋つて渡る、之を猿子渡しといふ。字中の平にあるのを上綱場といひ、字土倉にあるものを下綱場といふ、其綱は長三十尋三つ繰りに拘ひ徑約五寸全部葡萄蔓の皮を用ふ、毎春土用三日前蔓打ち綱拘ひ

を行ひ、兩岸の根強き大木に各其端を緊縛し以て親綱をなす。男子は此綱の下部に仰向きになり、四肢を綱に掛け前進して渡る、これ猿子渡しの稱ある所以にして、綱下數千仞眼眩して見る能はざるを、此危険を冒して往復したものである。又荷物運搬及婦女子の綱渡りは、親綱に更に「ギリ」を稱する装置をなし、兩岸に引き寄せる事の出来るやうにしたもので、比較的安全の渡り方である。明治十年頃に至り上綱場に始めて架橋せしが、時々流出するこゝあるを以て大正十年釣橋を架し以て現今に至つてゐる。

ト 髭谷地の仕置場 (廣瀬村)

大字細谷字升の内現今の押口部落の西方を髭谷地といふ、藩政時代江戸街道は此處を通り、其北側(東堤防より百間西赤川鐵橋南側)に御仕置場があつた。其廣さ二十五間に二十五間方形の芝生地であつた。文久二年赤川河道方向替に當り其位置も六十間西北に移動せられ現今は川原になつてゐる。

仕置場の最も古いものは、三枚橋にあつた。此地は現今の廣瀬村大字赤川地内にて舊清川街道側である、藩政時代に入りては本郷谷地(西田川郡榮村大字本郷)其次が髭谷地(萱場)鶴岡市八間町である、髭谷地は特に重罪者の刑場で磔刑火刑は勿論其他試切りも行はれた。此場

合槍刀等使用の及物は古川(押口)部落と三川橋との中間にある小河にて洗つたので、古川は一に槍洗堰とも稱せらる。

又梟首の場所も此處で天保二年四月鶴ヶ岡真田彌右衛門なるもの、高さ六尺巾五尺の自然石に南無妙法蓮華經を刻した碑をたてた。明治の始め仕置場廢止と共に鶴岡市紙漉町本鏡寺境内に移さる。

チ 和名川陣屋址 (渡前村)

大字和名川字北野高橋三治宅地が其遺跡である。和名川村は丸岡御料で庄内方面御料の支配は始めは寒河江御代官に屬し、後享保の始め最上地方より支配を分離し、和名川と大山の二ヶ所に陣屋を建て専務の代官を置かれた。北堰問答記(享保中の編)に秋山彦太夫御代官所十五ヶ村(余目御料)の内、上七ヶ村は柘植兵大夫様御支配和名川村に御陣屋建つ、此頃和名川御料と云へり云々、高橋氏の井戸は同大字唯一の清水にて、古來陣屋井戸と呼ばれてゐる。

リ 楮畑 (渡前村)

藩政時代押口村(廣瀬村)大字細谷より大半田村(渡前村)に涉り、楮畑を稱し大楮林があつた。天明以前には柳御林を稱し赤川普請用の材料を伐採する柳林があつたが、天明元年此林は赤

川沿岸十間巾を限りこして外は開墾され楮を植付られた。其廣さ南方は大牛田押口細谷三ヶ村入會地で、一萬七百五十坪、北方は大牛田村丈で八千七百九十坪あつた。そうして天明三年より前者は楮四十三束、後者は三十五束づゝ、毎年上納した、安政元年に至り楮は全部伐採し、更めて漆樹を植付けた。現今押口部落には昔の名残として多少残存してゐる。

又 二升返塚

(藤島町)

大字三和字柳町六十六番地こゝは江戸街道の一里塚の舊跡であるが一に二升返塚ともいふ、現今柳の大樹の下に南無阿彌陀佛の六字の一墓石がある。これ義民相馬半兵衛が濟世救民の爲一身を犠牲にした遺跡を傳へてゐる。

相馬氏は本國三河相馬將門の後裔で、天正中半兵衛の祖父相馬正家は狩川楯山城主齋藤俊氏に親交あり、京田四つ興屋大字三和に移り以來此處に居住せし郷士である。元和八年酒井氏の庄内に入部せらるゝ、や新政に對し百姓の不平を苦痛が少くない。是に於て半兵衛は二升返なる一策を案じた。それは御年貢米一俵五斗納の處百姓救濟の爲一俵につき二升づゝ返して貰はうといふのである。寛永十六年六月巡見使分部左京壽政庄内に入るに及び、半兵衛時到来りこなし、猛然驟起して三和一里塚に要して、京田稻荷記には濱中村こあり、目安を呈

し百姓一同の心事を訴へた半兵衛は後に至つて藩主の詰責を受け打首にされたといふ。これよりして此一里塚を二升返塚と唱へ、半兵衛の義舉を永遠に傳へらる。南無阿彌陀佛の六字の墓石は、其亡靈を弔つたものであるといふ。

ル 青鞍の淵

(狩川村)

狩川村内清川村近くに其遺跡がある、慶長十七年楯山城主北楯大學助利長が、畢生の力を注ぎし大學堰開墾に當り第一の難所で、當時最上川の深淵此處にあり、埋立工事に數百人かゝつて晝夜兼行したが、引續き切れ崩れ全く徒勞に歸するので、大學大に之を憂ひ、諸神に祈り、乘馬の青貝摺の鞍と鐙を其淵に投じて成功を期した。是に於て無事堰台出來上る、これよりして後人此遺跡を青鞍の淵と呼ぶ。

ヲ 尼公屋敷

(立谷澤村)

大字科澤字前の中に、陸奥國鎮守府將軍藤原秀衡の妹德尼公の屋敷跡がある。之を尼公屋敷と稱へてゐる。尼公は岩城郡平の城主岩城則道の北の方で、源頼朝奥羽征伐に際し難を逃れ、三十六人の從者と共に密に此地に來り草庵を結びて世を忍びしといふ。當時庭園にありし銀杏樹は今も周圍六尺餘、泉水の跡亦残つてゐる。其他社殿の址古墳經塚等がある。

皇野或は統野古くは皇納賀原と稱へらる。立谷澤村大字肝煎字須部野新田六十九番地に當る。其山林になつてゐる處は、羽黒山の舊靈場で、堂宇の礎石や庭石井跡等現存してゐる。又開山塚等の古塚もある。羽源記に景行天皇の六月十五日(二十一年)皇納賀原に三神の社草創し給ふとある。其一神は伊氏波神である。又三山雅集に往昔大皇山萬納寺と號し三百坊の道場也。能除蜂子皇子禁闕を出て此所に修行ましまし給ふ云々。火災に罹るこゝ二回に及び、伊氏波神は阿久谷に遷座した。

カ 蜂子皇子の御墓 (手向村)

皇子は第三十二代崇峻天皇の第三皇子で容貌醜惡で性質勇猛である爲に、蘇我馬子の讒に遇ひ北陸の海に出で由良より上陸し、それより皇納賀原に於て艱苦の行を修し、更に出羽三山を開き、羽黒派修驗道の法義を創立せらる。故を以て文政六年三月二十八日、三山開基照見大菩薩の勅諡を賜はる。御墓は出羽神社の南二町にあり。明治七年一月十日社號を蜂子社と改められ、同九年に至り勅定により宮内省の所管となり、以來御陵墓守部を置かる。

ヨ 阿久谷

羽黒山中の幽邃なる山谷で、出羽神社の舊鎮座地も此處であり、由緒のある靈地で八月末峯中の折信徒の拜所である。

第三 天災地變

一 地震

嘉祥三年十月十六日 出羽國大震裂山谷處を易へ壓死者甚だ多かつた。被害範圍遠く羽黒山下狩川下から西北方砂越村下方今の濱畑村邊までに及びその間すべて泥海と變じた。大海嘯が伴つて物凄かつたらしい。

寶永二年十二月 岩本新堰の邊ばかり十一月中から度々、大網村ばかり度々地震、人々不思議をなす。

安永九年六月十八日 庄内大地震、寅之刻余目以西廣野村邊甚だ強かつた。

享和元年正月廿一日 鳥海山噴火、田川飽海二郡地震。
文化元年六月四日 鳥海山の噴火による、四五兩日頗る強く庄内一般大地震だつた。中川通りでは潰家九軒、藤島村の者一人、鶴渡川原村で壓死じた。六、七日まで弱震があつた。

天保四年十月廿六日 莊内大地震、酒井家入國以來無之といはる。津浪之に伴ひ加茂西岸大いに痛んだ。

明治廿七年十月廿二日(舊九月廿四日) 所謂酒田大地震で、この日午後六時頃震源地を宮の浦沖とする大激震起り、強烈なる上下動により建築物の倒潰頗る多く、道路田畑宅地等に所々龜裂を生じ泥水青砂を噴出した。全部中この被害を蒙らぬ處殆どなく、只東部山地に沿ふ地方だけが被害少かつたばかりである。この慘狀を散聞に達するや東園侍従を差遣せられ、優渥な御慰問と御下賜金を各被害地に下されたことは萬民のひさしく感泣するところであつた。

二 飢 饉

延寶三年 莊内領不作飢饉となる

貞享四年 螟發生大凶作庄内飢饉

寶永三年 凶作飢饉米十兩に付十八俵となる

享保六年 五年に庄内一般不作で翌六年夏になるに下民の飢饉に泣く者多く、道途乞食徘徊し穀類の騰貴著しかつたので、七月には鶴岡酒田其他所々に小屋をたて粥を給した、一日一

ヶ所だけで萬余に及んだ。火山代官は御料救済のため扶食料を上方から回漕させ、船最上川を溯つて新堀村につき御料一般に配布された。

元明の飢饉 庄内の天地は天明元年頃から已に凶荒に惱んで居たが、最も甚だしかつたのは天明三年五年秋收損毛七萬石余六年秋收損毛九萬五千石であつたが庄内は明藩主酒井忠徳公の時代で、この難局に當つて特に救恤に力を傾注せられた。即天明四年には入郷兩町に米三百石宛同七年には四百石宛を下賜され更に郷倉糧を開いて貸與し、又富商をして米を廉賣せしめる等上下一致して力を盡したので、數年の凶作にも領内一人の餓死者なく、又袖乞に出る者もなかつた。但し他領の饑民が夥しく莊内に入り來りたるは天明四年並に六年(此年奥羽兩國の死者四十萬といふ)で鶴岡の鈴木今右衛門砂塚村現渡前村大字砂塚の全榮和尚が慈善を施したのは此の時である。その他救助に盡し藩公の賞譽を受けた者當時毎年數十名を下らなかつたといふ。

天明八年又秋收損毛三萬八千石を算し、藩公又百姓七十才以上に二俵宛、小作農には一俵宛を賜ひ救助に充てられた。

天保四年 天保元年並に三年共に凶作で百姓困窮の折柄翌四年に至つて大凶荒を來し莊内未曾有の大飢饉となつた。世に已年飢饉と稱せられ戰慄されてゐるのがそれである。春

以來時候不順であつたが六月廿六日から三日間大暴風に襲はれ、河水氾濫し家屋の浸水堤防の破壊田畑の流出等被害莫大であつた。その後時候は陰冷を帯び七月十三日(舊盆)に至つて始めて出穂を見たが八月になつても出穂せぬものが大部分で、出ても枯穂や秕穂ばかり多かつた。秋收は皆無の所多く、良くて稻廿五束から二升五合、か四百刈から一升位だつた。

加ふるに九月廿七日夜には降雪あり、十月廿六日晝すぎには大地震動し、加茂方面は津浪にさへ襲はれ人心の不安絶頂に達した。

さて百姓は食物に懸命して葛野老百合等の草根は云ふに及ばずガザの葉等迄採集した。困窮は翌年一月頃から次第に凄惨を極め蓄積の無い者は松皮團子、きび餅、菓餅を食ひ、更に筵まで喰つたものがある云ふ。又鶴岡指して来る者日に増加した、之はエゴに黄粉をつけたものを食はん爲で一食五文から七文迄で間に合つたといふ。何れも身体が衰弱してゐるので大抵二三人づつ手をつなぎ徐行する様實に憫然だつた云ふ。清川街道中幕の内大半田間で日に二三人の餓死者を見た、傳へられた。年貢は永らく定免であつたが特に檢見三回行はれ多大の減租をされた。十月から翌八月迄酒の醸造は禁止となり、二月には米一萬二千俵を出し窮民を賑救さる。二月庄内在住人口並に在米の嚴密調査が行はれ

三月に穀止めの令を布き、又八組の要所で米を買上げ之を一般に廉賣された。細農には餅(千萬六千八百四十四本)鮭鹽引(八百本)を分與し、味噌不足の者には安値で(一貫目百八十文)鶴岡十日町由兵衛から買はせた。三月末には肥後米三千俵其後中國米六萬俵酒田港へ到着した。

四月に至つて傷寒病流行し又々大いに悩んだ、しかし米價は下落して一升百四十文となる。六月に至つて稻の發育宜しく百姓大いに喜んだ。七月中旬穂出揃ひ結實も秋上も宜しく一同實に歡喜した。然し疲弊は未だ癒えぬのに翌年又凶作となりその後二三年續いて年貢は減免せられ夫食は無利子で借用の恩恵に浴し更に天保九年に至つて藩主は連年の窮乏を憐み凶作によつて借用した米金は悉く下され切り申して下された。是に於て農民の疾苦始めて救済され蘇生の想をなす、同時に、その仁政に感泣しない者はなかつた。

安政四年 秋の收穫時になつても實らず、添川地内の如きは六段歩から僅かに手籠に一つこき得た程で、慘狀極に達し葛の根、笹の葉木の皮等を食したといふ。(東村)

明治二年 早雪のため稻上大困難を來し飢饉となる。(大泉村)

明治卅一年 害虫のため稻の收穫なく村民は木の實木の葉を混食して漸く露命をつないだ。

(大東手向)

大正二年 寒氣早來稻全く實のらず大飢饉。(大泉村)

BOX

三 水 害

慶長七年三月某日 赤川大洪水あり、赤川村は被害甚だしく同九年に至る三ヶ年間に高六百
余石の處四百石程は全部砂利原なる

元和二年四月五日 庄内大洪水、最上川の如き廻館村から西に向ひ吉岡村の南を奔流した。

寛文三年 大洪水、河欠多く石高十三石余免ぜられた。(大泉村)

延寶二年 庄内大洪水

元和二年四月 大洪水、最上川其他氾濫、酒田七ツ藏に水入り米三萬七千俵を濡らす

享保十四年八月六―九日 赤川大洪水、鶴岡被害甚大、西袋村は京田出水のため三晝夜藤島余

目間交通杜絶した。

安永六年七月某日 大洪水があつた

安政八年秋 大洪水、稻束多數流失した(渡前村)

文政元年七月 大洪水、人馬多く溺死す、熊出辻其他多く土手切

文政五年三月廿三日 雪解の洪水で梵字川横内村上土手百間程切れた

文政五年七月三日 大雨洪水、江口上三十五六間切る、死人あり。

天保四年六月廿六日 廿六日夜から大雨降り、廿七日終日ふりつゞき三日間近年稀なる大洪水となり、巳年飢饉の一因をなした。

明治十二年六月廿六日 赤川は現在の菅原橋以北百間位の處から約百二十間ばかり土手崩れ、赤川村分一町歩程は全く砂利原に化し、大半田村は村中舟で通行し、助川村は全部床上浸水、寄り木は出部屋の窓から室内に流入したと云ふ。當時赤川の堤防は二十ヶ處破壊し、東西二郡の損耗費凡そ二十萬金に上ると云ふ。最上川大氾濫をなし、狩川村大字西興野東北方の堤防欠潰して附近を荒し、十六合村は全部浸水し、大和村小出新田の如きは床上二尺以上全部浸水し、流失家屋も相當に見へ、慘狀を極めたと云ふ。

明治十四年八月十三日 赤川大出水、目撃者の談に家屋の流るゝものありしと、笹川藤島川又大氾濫、柳久瀬村は福田寺境内を除く他全部浸水、當時赤川の堤防破損四ヶ所あつた。同月廿三日、碓川亦氾濫し、田畑一朝にして岩石の螺疊たる河原に化し、更に溪流からは抱余の大木を押し流す等、慘狀名狀し難い程で、爲めに家産を失したものが多く、悲慘の様であつた。被害地は主として東村だつた。

明治二十二年六月廿六日 最上川出水、最高水位十六尺六寸に及び、清川全村家屋浸水した。

BOX

明治四十二年四月七日 最上川出水最高水位十七尺三寸清川全村の三分の二家屋浸水あり。
 大正二年八月廿八日 最上川出水最高水位十六尺二寸清川の浸水家屋全村の二分の一なり。
 大正三年八月二日 京田川氾濫により十六合村浸水家屋廿六戸、田畑浸水面積一二六町歩。
 大正十年八月六―十一日 八月六日夜から赤川未曾有の出水、堤防四百余間欠潰、齋村の苗津
 八興野横内三大字被害甚しく浸水家屋百八十六戸、田畑の流失埋没九十七町歩、浸水二百六
 十町歩實に四十萬圓の被害であつた。
 京田川亦出水、十六合村は浸水家屋九戸埋没、田畑十五町歩氾濫面積百町歩。
 大正十五年八月十八日 最上川出水十七尺一寸清川村の浸水家屋全村の二分の一、京田川又
 出水、十六合村に浸水家屋五戸あり。
 昭和二年八月廿八日 京田川出水、十七尺に及び十六合村に於て浸水家屋一五八氾濫三十七
 町歩に亘る、手向村の黒澤堰破壊す、被害高一萬九千八百圓に上つた。
 昭和三年七月十七、八日 京田川出水、十六合村に於て浸水家屋三十二戸に及ぶ。

四 火 災

正保三年二月廿九日 同日朝丸岡村大火、加藤忠廣幽居の邸も類焼す

明和七年七月十九日 清川村全村焼失
 天明元年 田澤全村焼失
 文政五年五月廿八日 手向大火、焼失百五十五軒棟數四百余
 天保七年三月廿二日 本郷村下本郷僅かに二戸を残し十七戸類焼
 文久三年 大泉村田澤十五戸焼失す
 明治七年五月十二日 晝東村大字添川三十二戸焼失
 明治九年七月十一日 清川村内大部分焼失
 明治十一年七月廿五日 東村大字添川二十四戸を焼失した
 明治十四年 廣瀬村上野新田十余戸焼失
 明治十六年 新堀村四十七戸焼失
 明治二十一年四月廿日 午後三時半頃新堀北部大半を焼失、六時鎮火す、焼失家屋六十三棟、死
 者一名あり
 明治二十四年六月廿日 夜十二時半頃狩川出火折柄東南の烈風により八十三戸寺院一ヶ寺
 を焼失して二十一日午前三時頃鎮火
 明治二十六年 大泉村の大平全村殆ど焼失

明治二十八年七月十九日 東村大字添川出火七戸焼失

明治三十年六月卅日 午前十時手向村出火三十二戸を焼失損害十一萬二千圓

明治三十一年六月廿六日 午前零時半狩川村大字狩川出火折柄東風強く全焼十二戸半焼二

戸死者一人を出した損害見積額三千六百圓

明治三十四年四月十四日 午前九時狩川村大字狩川出火強烈な東風に煽られて人家九十四

戸警察分署郵便局を焼失した

明治三十九年五月九日 午後十時頃出火清川村内二十余戸を焼失

明治三十九年十一月十八日 午前零時余目村大字平岡出火全焼十八戸に及び損害高二萬八

千圓に上つた

明治四十三年 大泉村上田澤十四戸焼失

明治四十五年四月十八日 東村大字鷺畑出火五戸十七棟を焼失

大正十二年四月廿八日 立谷澤村字生操澤全十九戸の内十五戸三十余棟を焼失死者一名を
出す

大正十五年四月六日 廣瀬村大字上野新田に於て出火十數戸棟數三十余を焼失。その區域

明治十四年の時と同一である

昭和三年八月二日 午後十一時三十分狩川村大字狩川字今岡出火神社二民家三十三戸を焼
失す總棟數九十一損害高約二十二萬圓に及ぶ

五 雪崩・暴風等

享保十年七月廿一日 巳の刻東風それから下り(西南風)に變じ午の刻西風となり未曾有の鹽
風なる稻の穂草木の葉萎凋し二三日の後には常盤木も落葉し横山から酒田迄の被害最
も甚しく庇等に鹽二三分溜ださいふ爲に大凶荒を來し翌十一年道途に餓字を見る様にな
つたさいふ。

弘化四年正月二日 庄内一般に紫雪降る。場所により色々に濃き淡きあり又赤色あり、楯引
郷中なきは紫色の所が多かつた

明治三十五年九月廿八日 郡一帯に亘り猛烈な東風吹き荒れ、大木倒れ家根飛び目もあてら
れぬ慘狀を呈した。聖上皇后兩陛下より片岡侍従を差遣せられ且御下賜金を賜ふた
本郡に於ける御下賜金を受けたる村名

大和狩川八榮島八榮里長沼東榮手向泉横山十六合押切藤島常萬余目新堀榮
以上十六村

口 官幣社 (一社)

月山神社 (官幣大社)

- (1) 祭神 月讀命
- (2) 例祭日 七月十五日
- (3) 鎮座地 出羽三山の一として有名な月山(消火山標高一九七九米山頂の當郡立谷澤及川代(泉村)地内に鎮座します。
- (4) 由緒沿革 社記によれば本社は遠く神代より當山頂に鎮守しますものであること、造營の年次は判明しないが三代實錄等古史の上に屢々當社の事が散見し、且つ蜂子皇子羽黒山と共に當山を開かれたといふ事から推せば、社殿の創建も當時にあつたものであらう。本殿は箱棟造で明治十一年の官營に係り、建坪三坪餘同四十三年八月改築す。境内末社五十餘社あり。往昔は莊内三郡を社領とし、神人僧侶七十餘坊勢頗る旺盛であつた。吉野朝時代には北畠顯信に隨ひ官軍に投じた。元龜天正の頃には社領全く掠奪され、聽て最上氏黒印千五百石を以て社領す。徳川氏又之に増減せず。寛永十八年別當天宥三山を擧げて東叡山に屬して從來眞言宗であつたのを改めて天台宗に歸したが、湯殿山だけ

は依然眞言宗を守つて變じなかつた。明治七年八月國幣中社に列し更に明治十八年四月官幣中社に昇格し次いで官幣大社に列せらる。

- (5) 寶物 三山はもこ一山であるから別に本社に專屬するものにては無く、皆出羽神社に納めてある(湯殿山又同じ)

ハ 國幣社 (二社)

湯殿山神社 (國幣小社)

- (1) 祭神 大己貴命、少彥名命
- (2) 例祭日 七月十五日
- (3) 鎮座地 三山の一なる湯殿山標高一五〇四米の中腹東村大字田麥俣地内にある。
- (4) 由緒沿革 湯殿山は當郡西村山郡に跨る靈山であるが、古來社殿としては設けてない。天然に三柱の大神の神形を具へた出湯の靈岩を御靈代としてある。即ち月山の奥の院とも稱すべき地で、近傍各所に五色の幣帛が幾萬もなく奉納されてある。この靈場前の懸崖には長さ十三間の鐵階と鐵鎖を設けてある。明治七年九月五日國幣小社に列す。境内末社二十四社あり。

出羽神社 (國幣小社)

- (1) 祭神 稻倉魂命
- (2) 例祭日 七月十五日
- (3) 鎮座地 三山の一で郡の東北に位する羽黒山標高四一九米上、手向村内の官有地にある。
- (4) 由緒沿革 人皇第三十二代崇峻天皇の第三皇子蜂子皇子の御創建と傳へられ、延喜式には伊底波神社として載つてゐる。往古朝廷七千の僧を置き、莊内、由利、仙北等數郡の地を社領とされた。その後源賴義、義家、大神の擁護により安倍賴時、貞任を誅し、神德を奏聞す、朝廷即ち羽黒に大權現の勅額を賜はり、勅願所に補せられ、奥州、出羽、佐渡、越後、信濃、五ヶ國の總鎮守となる。治曆二年、義家社殿を再建す。以後尊信する者頗る多く、源賴朝、義經、辨慶、北條時頼、大友義直、高梨政頼、大崎義澄、長崎泰光、新田義宗、脇屋義治、最上義光、酒井忠勝等皆親ら登山參拜した。最上氏神領寄附の後、寛文五年、徳川家の朱印で千五百石余を社領とす。古來五ヶ國を出羽大神の敷地と稱し、衆徒年々その國を順回して施財を募り、信者のために幸福を祈るを例としてゐる。文政六年、正一位宣下、明治三年、法祭を改められ、明治六年三月七日、國幣小社に列せらる。現社殿は桁行十七間二尺、梁間十四間二尺、高さ九丈八尺、茅葺六百四十五坪の屋根で宏壯なること實に東北無比である。古來屢々災厄

にあひ、この社殿は當時の別當執行莊殿院僧正覺諄の造營したもので、文政元年の竣工である。境内に攝社一、末社三十九を祀る。

(5) 寶物

○國寶 燈籠竿、壹基、大工沙彌淨圓家吉作(吉野朝時代) 青銅、大正四年三月指定(甲種)

○内務省特別保護建造物

黄金堂 五間四面單層寶形造、茅葺、源賴朝が土肥實平に奉行させて建造したものと傳ふ。

五重塔 柿葺、應永年間建立、塔の立札あり、國寶目録には慶長五年最上義光の建立せるものとある。

(6) 攝社蜂子神社 當山の開祖蜂子皇子を祀る、御陵墓は出羽神社々殿の南方數町の所にあり。

(7) 稜川橋 文祿二年五月直江兼續が築造したもので、その後屢々造り替へたが擬寶珠のみは當時のものである。

(8) 石磴 長さ十八町、寛文年間別當天宥其法弟宥立と共に造營したものを、蜿蜒山上に達する。

二 縣 社 (二社)

金峯神社

(1) 祭神 大國主命少彥名命安閑天皇

(2) 例祭日 六月十五日

(3) 鎮座地 鶴岡市の南約一里に當る黄金村大字青龍寺金峰山の山頂。

(4) 由緒沿革 草創年次は詳でないが傳ふるところに依れば天智天皇の十年、役の小角の開基で山名を蓮華峯一名八葉山と稱へ金剛藏王權現を祀つてあつた。その後藤原秀衡社殿を再興し、應永年間楠木正儀の長子正勝、山麓に一字を建立した。その後も、下秀久、最上義光(慶長十三年)酒井忠寄(元文元年)酒井忠徳(明和五年)によつて修覆を加へられたが、更に大正十一年十月改築成つて今日に至つた。當山には往昔二十餘ヶ寺の院防堂舎等あつたが明治三年神佛混淆を分別せられるに當つて御嶽神社と改め祭神を現今の三柱とした。同十三年金峰神社と改稱し、同四十年縣の指定社となつた。

(5) 寶物 後醍醐天皇御宸筆 壹軸 洗米鉢 壹個

如意輪觀音像 壹躰 懸佛 數面

鬼瓦 壹面

春日神社

(1) 祭神 武甕槌命、天兒屋根命、經津主命、比賣大神

(2) 例祭日 五月十三日

(3) 鎮座地 黒川村大字黒川字宮田

(4) 由緒沿革 古傳には大同二年の創建といふが明證は無い。鎌倉時代や天正年中には武藤出羽守や最上義光が祖神として崇敬し、酒井家又崇敬を篤くされ當社の神事である能樂を藩樂として時々觀覽された。明治九年二月郷社に列せられ大正十三年縣社に昇格した。尙堂後には後小松天皇皇子小川宮様が御回國の後當村に住み給ひ、奈良の春日神社を勸請信仰あらせられ御年七十餘才で薨去あらせられたことその御塚がある。

(5) 寶物 扇 壹本 錦の御狩衣 壹着

翁尊面 壹面 光り御狩衣 壹着

三番叟尊面 壹面

ホ 指定郷社 (八社)

八幡神社

- (1) 祭神 譽田別尊、息長足姬命、玉依比賣命
- (2) 例祭日 九月十五日
- (3) 鎮座地 山添村大字下山添
- (4) 由緒沿革 昔蜂子皇子當社を奉齋し更に此所から羽黒山を見立てられて移り給ふたこいふので今尙見立八幡と稱へる。文治四年武藤出羽守神殿を再建し明治九年二月村社に、同年十一月郷社に列せられた。
- (5) 社殿 四注造三間四面、屋根、棧瓦葺、儒教建築として湯島聖堂と並んで貴重なものとなつてゐるが湯島聖堂が焼失した後は益々貴重視されてゐる。

貴船神社

- (1) 祭神 高靈命、間靈命
- (2) 例祭日 九月八日
- (3) 鎮座地 廣瀬村大字松尾
- (4) 由緒沿革 大寶三年山城國貴船神社から廣瀬の川原に勸請したのに創るこ羽黒山舊記に載つてゐる。社傳によれば庚平十五年八月源義家奥羽征討の際當社に祈願し賊滅亡後社殿を再建し、流鏑馬の神事を行ひ神田七百刈を寄進した。永祿元年武藤氏再建し社

額十石四斗五升二合を寄進し代々祈願所とした。酒井氏入部以來又武藤氏の古例に倣ひ諸具寄進あり、流鏑馬の神事を執行された。明治になつてから神事古式を存續すべき旨酒井家より申添へられたので現在も引續き執行されてゐる。明治九年二月二十四日村社に列し、更に同年十一月廿五日郷社に昇格し、更に明治四十年四月十一日指定郷社に列す。

- (5) 寶物 後醍醐天皇御木像 一軀 後水尾天皇御宸筆 一軸
- 後醍醐天皇御宸筆 一枚 親王家及公卿御筆(三十六歌仙の歌) 三十四枚
- 後圓融天皇御宸筆 一軸 有栖川宮熾仁親王御筆御神號額面
- 後奈良天皇御宸筆 一枚

六所神社

- (1) 祭神 大物忌大神、小物忌大神、月山大神、伊弉波大神、由豆佐賣大神、遠賀大神
- (2) 例祭日 五月十日
- (3) 鎮座地 渡前村大字上藤島
- (4) 由緒沿革 古來見滿山、滿願寺六所大權現と稱へた名社である。近時出羽國府總社に擬せられてゐるが調査の結果光孝天皇仁和三年井口から遷府された地は平賀渡前村大字

平形に推定されるから、その總社であつたことは今や疑を入れないやうである。果して然らば國府の鎮護として國司奉幣の由緒貴い神社なのである。

建久三年八月神殿再建すこあり。同四年五月には源頼朝爲天下泰平當社に參詣あつて扇子を奉納す(現存)同時に十三石三斗二升を寄進されてゐる。その後藤島城主土佐林氏及最上義光酒井家の尊崇を受けた。嘉永三年八月神殿再建されたが、これは兩御城下御家中並に中川通百姓の寄附によつて成つたもので現在の社殿がそれである。

古來の國碑に王家の方の墓碑があつたが、當時領主に憚るこころあり且後患の基であるにて亡失せしめたものだと言はれてゐる。是れ或は正平十一年十一月藤島落城の際、北畠顯信の奉じてゐた守永親王(宇津峰宮)の御遺墳ではなかつたらうか考へられてゐる。

兩所神社

(1) 祭神 大物忌大神、月山大神

(2) 例祭日 九月一日

(3) 鎮座地 東榮村大字添川字楯の澤

(4) 由緒沿革 人皇第十二代景行天皇二十年勅により武内宿禰北陸道巡視の際鳥海山麓吹浦に至り大物忌の神を齋き祀つたこゝあり、此時宿禰は石の寶物を奉持して仕へまつつ

たこいふ。後、吹浦では社を建て大物忌、月山の兩神を齋き祀る。之が吹浦兩所權現である。中古添川館主梅津中將館内鎮護の神として吹浦兩所權現を勸請し、武内宿禰の寶笈を神寶として齋き祀る。之が即ち添川兩所權現である。天正年間梅津氏滅亡の後、暫く祭祀絶えたが、寛永五年十二月十七日社殿再建され添川産土神として奉祀す。明治九年三月二日社格確定の際、神寶の確なるを認められ指定郷社に列せられ、之より郷社兩所神社と稱す。

附。神寶の石の寶笈は長さ一尺五寸餘古色蒼然たるもので三山神社宮司照井長柄の

鑑定書あり稀代の絶品であるこ。

御諸皇子神社 (又金華山御諸王子社、御諸を御所又は五所にもつくる)

(1) 祭神 御諸別命

(2) 例祭日 八月十八日

(3) 鎮座地 清川村字花崎

(4) 由緒沿革 創立年代は詳でない。舊藩主酒井家入部以來永代祈禱料として、廢藩に至るまで年々米十俵を寄進せられる等崇敬厚かつた。明治九年三月郷社に列せられ、同十四年四月神饌幣帛料供進社に指定された。

八幡神社

(1) 祭神 息長帶日子命、息長帶比賣命、品陀和氣命

(2) 例祭日 八月二十一日

(3) 鎮座地 狩川村大字狩川字阿古屋

(4) 由緒沿革 創建は元慶三年(陽成天皇御宇)山城國岩清水八幡宮から當時の郡司が勸請したのに起る。天正年間火災に罹り古書焚失、慶長十七年最上義光の家臣北楯大學利長の大堰開發成就後に社領十八石を附し年々修繕を加へたといふ。又酒井家の時代にも深く崇敬され元祿年間社殿を改築された。明治九年二月二十四日指定郷社に列せられた。

北館神社

(1) 祭神 北楯利長

(2) 例祭日 五月十五日

(3) 鎮座地 狩川村大字狩川館山公園

(4) 由緒沿革 慶長六年莊内が最上義光の領となつた時、家臣北楯大學利長を狩川の城代としてこの地方を治めさせた。利長この地方一帯水利に乏しく、廣漠たる沃野徒に荒蕪に歸し百姓の飢餓に苦しむを歎き、奮然起つて立谷澤川の溪流を引いて水道の疏通を圖り

最上氏に申請して漸く許可を受け、慶長十七年完成した。その間艱難困苦殆ど身命を塔した位だつた。此の德澤に潤ふところ五千町歩、八十余ヶ村(但舊村數に及ぶ。公の恩恵に浴する者相計つて元和二年三月二十日、社殿を八幡宮境内に建て、北館水神と仰ぎ祀つた。その後安永七年に改築、安政四年四月に再建した。大正四年十一月十日、長くも贈從五位を賜つた。大正七年水利組合村相計つて館山公園に新たに宮柱太しく建て、これに遷し獨立社とした。同十年七月六日北館神社と改稱、同十二年七月五日指定郷社に列せられた。

八幡神社

(1) 祭神 譽田天皇、袁伎足姬命、玉依比賣命

(2) 例祭日 四月十五日

(3) 鎮座地 新堀村大字木川

(4) 由緒沿革 起原不詳、明治九年二月廿四日郷社に列せられ、同三十九年四月指定郷社となる。社殿の創建も不詳であるが、前社殿は明治廿七年の震災の際倒壊した、め二十九年五月五日本殿を再建し、同三十三年拜殿を再建したものである。

へ 郷 社 (六社)

四六

河内神社

- (1) 祭神 事代主命、嘴咋比賣命
- (2) 例祭日 八月十八、九日
- (3) 鎮座地 本郷村大字本郷字上平
- (4) 由緒沿革 創立年月不詳であるが、當村草創當時からの鎮守である。明治九年三月廿四日郷社に列せられた。祭例は前記の外に一月六、七、八日、三月三日、十一月十五日にも行はれ之を一年六度の祭典と云つてゐる。

皇大神社

- (1) 祭神 大日靈命、豊受大神
- (2) 例祭日 八月十五日
- (3) 鎮座地 山添村大字上山添
- (4) 由緒沿革 創立年代不詳、享和三年七月社殿を再建し、明治九年二月村社に、同十二年十二月九日郷社に列せらる。

雷電神社

- (1) 祭神 保食の神
- (2) 例祭日 五月八日
- (3) 鎮座地 廣瀬村大字高寺
- (4) 由緒沿革 創祀年代不詳、安政四年社殿炎上し爲めに古記録悉く焼亡して知るに由なし。只月山々中、金剛山雷電盤と稱する所は昔から當社の奥の院と稱する由僅かに口碑に残つてゐる。明治九年三月村社に列し、同年十一月郷社に列す。

八幡神社

- (1) 祭神 應神天皇、宗像の神
- (2) 例祭日 八月十五日
- (3) 鎮座地 泉村大字荒川、金澤の畔
- (4) 由緒沿革 度々の火災のため古記録烏有に歸し詳細は知り得ぬ。只當地に往昔あつた夷館の遺跡が當社の附近にあるから、當社も多分この館時代の創建であらうと云はれてゐる。明治九年二月廿八日郷社に列せられた。

愛宕神社

四七

- (1) 祭神 火産靈神
- (2) 例祭日 五月四日
- (3) 鎮座地 押切村大字押切新田字街道表
- (4) 由緒沿革 横山村大字横山鎮座無格社愛宕神社の御分靈で現社司遠藤重記氏十二世の祖遠藤春榮の代寛永四年八月十四日の創建である。其後明治九年一月廿八日郷社に列せられた。

八幡神社

- (1) 祭神 譽田別尊、玉依毘賣命、息長足姫命
- (2) 例祭日 九月十五日
- (3) 鎮座地 余目町大字余目字町
- (4) 由緒沿革 延暦二十一年坂上田村麻呂出羽國府に勸請し奉るに起り、治暦年中佐藤知基、城東の地に遷座し、更に慶安五年安保忠實、城内に遷座し、天正十年最上義光神領一石五斗八升余を寄附し、寛永十四年今の處に遷し奉つた。明治九年二月郷社に列せられ、同四十四年一月七日字町無格社皇大神社を合祀す。大祭禮には武家行列を行ひ、近郷稀なる壯觀である。

ト 指定村社

(二十六社)

熊岡神社

- (1) 祭神 高靈神
- (2) 例祭日 七月十五日
- (3) 鎮座地 本郷村大字熊出字岡村
- (4) 由緒沿革 創立年月不詳、明治九年二月廿四日村社に列せられた。

新山神社

- (1) 祭神 須佐之男命、奇稻田姫命
- (2) 例祭日 八月十七日
- (3) 鎮座地 本郷村大字下名川字清水池
- (4) 由緒沿革 創建の年暦は詳でないが、古老の説によれば、拜殿は永正年中氏子が十七戸あつたさいふ時代に建てられたものである。神殿はそれより後天和元年の建立で、當時氏子が四十一戸であつたさいふ。

河内神社

(1) 祭神 猿田彦命

(2) 例祭日 八月十七日

(3) 鎮座地 山添村大字板井川

(4) 由緒沿革 創立年月不詳明治九年村社に列せられ、同四十年指定村社となる。

諏訪神社

(1) 祭神 建御名方命、大己貴命

(2) 例祭日 八月廿七日

(3) 鎮座地 山添村大字丸岡

(4) 由緒沿革 創立年月不詳なるも、丸岡村と同時代に信濃國から分祀されたものであらう
といふ。城主武藤氏の崇敬厚かつた社で明治九年村社に列せらる。

河内神社

(1) 祭神 猿田彦命

(2) 例祭日 九月十日

(3) 鎮座地 山添村大字西荒屋

(4) 由緒沿革 貞和二年勢州大河内神社から勧請したもので社殿は永和四年十一月の造營

に係り、明治九年二月村社に列せられた。

御嶽神社

(1) 祭神 少彦名命、大己貴命、神倭磐余彦命

(2) 例祭日 九月八日

(3) 鎮座地 黄金村大字谷定字宮下

(4) 由緒沿革 創始不詳、始めは安閑天皇を祀つてあつたが、明治初年神佛分離の際現三柱の神を奉祀せることを届出でたので祭神が定まつた。明治四十四年八月指定村社に列せられた。

白山神社

(1) 祭神 菊理媛神、伊弉諾命、伊弉册命、大己貴命、少彦名命

(2) 例祭日 七月廿八日

(3) 鎮座地 黄金村大字瀧澤

(4) 由緒沿革 一條天皇の寛弘八年加賀國一の宮、現今國幣中社、白山比咩神社から勧請したもので、元和八年酒井忠勝入部の際其旨申出、古來の通り守護仰付らる。明治九年二月村社に列せられ、大正十年峯薬師神社を合祀す、昭和三年十一月指定村社となる。

山神社

- (1) 祭神 大山祇命、建御名方命、大山咋命
- (2) 例祭日 九月十二日
- (3) 鎮座地 黄金村大字中橋
- (4) 由緒沿革 創建詳かでない。酒井忠勝公崇敬して「當國一社山大明神」の幟を寄進せらる。明治九年二月村社に列せられ、大正八年諏訪神社、日枝神社を合祀し、昭和四年十二月廿六日指定村社となる。

遠賀神社

- (1) 祭神 稻倉魂命、大山祇命、大宮姫命
- (2) 例祭日 八月廿三日
- (3) 鎮座地 齋村大字遠賀原字高間々
- (4) 由緒沿革 古は岡神社と云ひ舊藩主酒井公の祈願所であつた。往古足利將軍義詮深く崇敬なされ社領田畑寄進の事あり。創立年曆詳かならず。延喜の時、式内遠賀神社は大社に列せられた明治九年二月廿四日村社となる。社殿は明治十二年再建したもので、大正七年八月五日指定村社となつた。

八幡神社

- (1) 祭神 應神天皇
- (2) 例祭日 四月廿五日
- (3) 鎮座地 齋村大字伊勢横内字伊勢郷
- (4) 由緒沿革 創建年月不詳、文政三年八月再建し、明治九年二月廿四日村社に列せられ、同四十年四月十一日指定村社に列せらる。

新山神社

- (1) 祭神 思姫命、湍津姫命、市杵島命
- (2) 例祭日 八月十八日
- (3) 鎮座地 東村大字越中山村字西山田
- (4) 由緒沿革 創建年月不詳、永正元年五月七日雷火に罹り社殿舊記共に焼失す、大永六年十月十二日再建し、更に文化八年十二月十七日再建す、明治九年三月十三日村社に列せらる。

八桑神社

- (1) 祭神 保食神

(2) 例祭日 八月二十日

(3) 鎮座地 東村大字東岩本字沖田

(4) 由緒沿革 創建年月不詳、往古八桑川の水源、明神山より遷座の趣申傳ふ。後文明元年五月十五日武藤氏再建、元和七年五月十五日白岩備前守光廣、家臣海野越後守修理す。享保十八年八月廿八日氏子同志して再建す。明治九年二月廿四日村社に列せらる。

新山神社

(1) 祭神 思姫命、市杵島姫命、多伎津姫命

(2) 例祭日 九月十六日

(3) 鎮座地 黒川村大字松根

(4) 由緒沿革 創建年月不詳、慶長十七年武藤出羽守より社領二石八升の黒印を受け、元和八年酒井氏入部の際、又同様黒印寄附あり。享保八年八月本社を寛政九年八月拜殿長床を再建す。明治九年二月廿四日村社に列せられ、同四十二年四月十一日指定社なる。

福地神社

(1) 祭神 稻倉魂神

(2) 例祭日 九月九日

(3) 鎮座地 廣瀬村大字狩谷野目
(4) 由緒沿革 創祀年次詳かならず。口碑によれば、當部落開拓當時羽黒山大權現本地聖觀音を勸請し、之を氏神として當部落其他を完成し得たものである。昭和二年八月二日指定村社に列す。

稻荷神社

(1) 祭神 稻倉魂神

(2) 例祭日 四月二十日

(3) 鎮座地 藤島町大字藤島字村前

(4) 由緒沿革 二百七八十年前の創建以來變遷幾星霜、明治九年二月廿四日村社に列せられ、更に大正十三年四月五日指定村社に昇る。

新山神社

(1) 祭神 大物主命、豊玉姫命、素盞鳴尊

(2) 例祭日 八月十八日

(3) 鎮座地 東榮村大字東堀越字五輪澤田

(4) 由緒沿革 源頼朝の家臣、下野の住人安達藤九郎盛長が當地滯在中夢に示現を得、神の靈

驗に感激して、一祠を建て、新山大権現と稱し、建久五年七月十八日遷宮式を執行したと傳へられる。天正十二年十二月廿八日尾浦城主武藤義興没落の際兵火に罹り社殿焼失したが後再建し、維新後新山神社と改稱し村社に列せられた。

瀧澤神社

(1) 祭神 日本武尊

(2) 例祭日 八月廿八日

(3) 鎮座地 狩川村不動澤

(4) 由緒沿革 慶長十七年大堰成就の後北楯大學の勸請したもので、寛永三年七月廿日大學の子正久が再營し、酒井氏の時承慶四年三月附で郡奉行及代官の連印がある。大堰水掛繪圖狩川繪圖の實物がある。天明年間火災に罹り慶應四年再建す。今の社殿は大正十四年に大改築したのである。大正十三年十月廿五日指定村社に列せらる。

皇大神社

(1) 祭神 邇々藝命

(2) 例祭日 八月十五日

(3) 鎮座地 狩川村大字狩川字今岡

(4) 由緒沿革 元祿六年狩川村上中町鶴巻半右衛門氏の建立にかゝるもので、明治九年二月廿四日村社に列し、昭和三年八月二日大火の際類焼し、同五年四月廿一日新築落成と同時に指定村社に列せらる。

皇大神社

(1) 祭神 大日靈命

(2) 例祭日 四月十七日

(3) 鎮座地 十六合村桑田

(4) 由緒沿革 享保十八年の創立でも、大日堂と稱したが維新後皇大神社と稱す。明治九年二月廿四日村社に列し、昭和四年八月五日指定社に加へらる。

山神社

(1) 祭神 大山祇命

(2) 例祭日 四月十二日

(3) 鎮座地 常萬村大字堀野字上堀野

(4) 由緒沿革 明暦二年四月四日田川郡柴野村に創建、藥王山地福寺山神宮と稱し、羽黒山金剛樹院の取扱に屬してゐた。創建後約七十年。柴野村一部の住民は同神宮を擁して東

南約半里の現在地に移轉せり。傳ふ。寛政元年五月十二日社殿改築す。維新に至り山神社を改稱し無格社だったが昭和四年十二月六日指定村社に昇格す。

皇大神社

(1) 祭神 天照大神、天御中主神、瓊々杵尊

(2) 例祭日 五月四日

(3) 鎮座地 余目町大字廿六木

(4) 由緒沿革 勸請の由緒詳かでない。明治四十年四月十一日指定村社に列す。

八幡神社

(1) 祭神 譽田別尊、息長足姫命、大山守命

(2) 例祭日 八月十七日

(3) 鎮座地 余目町大字千河原

(4) 由緒沿革 社記はあるが享保以後の編纂で信を置けない。明和七年再建明治九年村社に列せられ、同四十年四月十一日指定村社となる。

白山神社

(1) 祭神 伊弉諾命、伊弉册命

(2) 例祭日 四月十八日

(3) 鎮座地 余目町大字余目字興野

(4) 由緒沿革 社記に曰く、桓武天皇の御宇大將軍坂上田村麻呂論奏して出羽國府を井口の地に建て、延暦二十三年當社を建立して府内の鎮守とす。その後社地に變遷あつたが寛永十年十二月廿四日焼失してから現今の地に祀つた。明治九年二月廿四日村社に列せられ、大正九年九月十五日指定村社に昇つた。

皇大神社

(1) 祭神 天照大神

(2) 例祭日 五月一日

(3) 鎮座地 新堀村大字新堀

(4) 由緒沿革 傳ふる所によれば桓武天皇の延暦年間坂上田村麿東夷平定後北陸より移民し荒蕪を開かした時、當地に居を定めたものが一部落をなし、産土神として社殿を建立せしに起る。明和九年社殿再建明治九年二月村社に列し、同四十三年五月十三日指定村社に昇る。

薬師神社

- (1) 祭神 大己貴命、少彦名命
 - (2) 例祭日 四月八日
 - (3) 鎮座地 榮村大字宮曾根
- 皇大神社

(1) 祭神 天照大御神
 (2) 例祭日 四月十五日
 (3) 鎮座地 廣野村大字廣野新田字茂平屋敷
 (4) 由緒沿革 享保元年三月創立す、當時太神宮と稱したが享保八年羽黒山荒澤北の院より傳教大師作の黄金佛を懇望し安置す。依つてこれより維新までは大日堂と稱したが維新後神佛混淆廢止に依り社名を皇大神社と改稱し、且又祭神を天照大神と奉改す、以前の黄金佛は現に寶物として存する。明治九年二月廿四日村社に列せられ、大正十四年二月十日神饌幣帛供進社に指定せらる。

七 村 社 (指定を除く) (六九社)

町村名	社名	祭神	鎮座地	例祭日
大泉	河山神社 新山神社 水上神社	猿田彦命 木華開耶姬 高竈神神闇竈神	上田澤 荒澤 東天馬	舊七月十八日 舊七月十五日 舊七月十五日
本郷	河内神社 新山神社	彌都波賣神 須佐之男命 奇稻田姬	熊出字東村 上名川字祝澤	八月十五日 八月十六日
山添	八坂神社 新山神社 熊野神社	素盞鳴尊 櫛稻田姬命 須佐之男命 奇稻田姬命 素盞鳴命 稻田姬命	柱荒俣 東荒屋 西片屋	五月十五日 九月一日 八月十六日
黄金	藥師神社	大己貴命 少彦名命	高坂	四月二十八日
齋	泉神社	事代主神 溝咋媛命	勝福寺字泉山	九月八日
廣瀬	六所神社 皇大神社	豐受比咩命 月讀命 咩命 玉依比賣命 天照大神	後田字東 細谷	八月十八日 八月十五日
泉	皇大神社 六所神社	天照大神 月讀命 倉稻玉命 命 建御名方命	市野山 町屋	三月十四日 八月十八日
渡前	皇大神社	天照大神	渡前	

廣野	榮	新堀	余目	常萬
皇大神社	皇大神社 皇大神社 皇大神社 八幡神社 金沼神社	皇大神社 皇大神社 天滿宮 住吉神社	八幡神社 杖岡神社	皇大神社 住吉神社 八幡神社
天照大神	天照大神 天照大神 天照大神 應神天皇 龍神權現	天照大神 天照大神 菅原道真 大日靈命 天照皇大神 底筒男命 中筒男命 表筒男命 息長帶姬命	天兒屋根命 大詔戸神 中臣神	向津姬命 中筒男命 譽田別命
福岡	家根合 西野 杉浦 深川	板戸 局田 門田 丸沼 落野目	上朝丸 平岡	常萬 余目新田 中堀野
四月二十三日	五月十日 五月六日 四月十五日 四月十八日	四月三十日 四月二十八日 四月八日 四月二十五日 五月八日	四月十五日 五月一日	五月五日 四月三十日 五月三日

リ無格社 (二二八社)

町村名	社名	祭神	鎮座地	例祭日
皇大神社	皇大神社 十二山神社 皇大神社 十二山神社 高安神社	天照大神 猿田彦命 天照大神 猿田彦命 カミクラナ	下田深 松澤 倉澤 鯉淵 八久和	舊七月十七日 舊七月十六日 舊七月十九日 舊七月二十一日 舊七月二十二日
本郷	鹿島神社 皇太神 皇太神 護太神 皇太神 八幡神社	武甕槌ノ命 天照大神 天照大神 石凝姥命 天照大神 八幡大神	行澤字塚ノ内 大針字西村 大針字深口 大針字小松深口 熊出字岡村 熊出字東村 砂川字戸澤 砂川字村下	九月八日 九月二十日 九月二十日 九月二十日 九月十五日 八月十五日 九月一日 九月一日
山添	皇大神社 皇大神社	大日靈命 大日靈命	常盤木 備前	八月十六日 九月十六日
黄金	皇大神社 山大神社	天照皇大神 豐受大神 大山祇命	谷定 壽	七月十六日 九月六日

東										黒川										
塞關神	關明神	山神	月山神	湯山神	住吉神	八幡神	稻荷神	八幡神	稻荷神	八幡神										
久那斗神	久那斗神	天照大神	大山祇神	月讀命	上筒之男命	應神天皇	稻倉魂命	玉依姬命	稻倉魂命	大己貴命	大名持命	思姬命	大物忌神社	賣神社	稻倉魂命	天照大神	水牟女神	大山祇命	大山祇命	大山祇命
大網字積要	大網字屋敷田	大網字宮ノ北	大網字岩基	大網字向山	大網字古田	大網字村下	大網字地竹	根松	根松	黒川	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十七日	九月十六日	九月十七日										

齋										黄金		
稻荷神	琴平神	八幡神	皇大神	皇大神	八幡神	遠賀神	新山神	白鬚神	古四王藥師	金山彦命	六所神	金谷神
豐字氣比賣命	大物主命	大日靈命	豐田別命	天照皇太御神	大日靈命	豐田別命	須佐男命	事代主命	大彦命	稻倉魂命	建御名方命	金山彦命
勝福寺	勝福寺	外内島	苗津	外内島	外内島	八ツ興屋	我老林	齊藤川原	谷定	民田	金谷	金谷
十月十日	十月十日	七月十五日	九月十五日	七月十五日	九月十五日	九月五日	九月十八日	九月十七日	八月二十日	九月九日	九月九日	九月九日

立谷澤	狩川	大和	十六合	八榮里
三上神社 稻倉魂命	三上神社 稻倉魂命 伊弉册命 宇賀之御魂命 大日靈貴尊	龍頭權現 豐大神社 皇大神社 山神	皇大神社 皇大神社 皇大神社 八幡神社 八幡神社 八幡神社 稻荷神社 稻倉魂命 應神天皇 天照皇大神 應神天皇 天照皇大神	八幡神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社 皇大神社
肝煎字上野	添津 阿古屋 荒鍋 三夕澤	古關 赤淵新田 堤新田 廻館	大真木 返吉 同 千本杉 南興屋 中野 南野新田 主殿新田	大野 島田 近江新田 拂田
	八月十七日 八月二十二日 八月十七日 四月十六日	八月七日 五月一日 四月十六日 十二月八日	五月十六日 四月十七日 同 四月十五日 同 同 同 同	四月十四日 四月八日 五月十三日 四月二十五日

常萬	余目	新堀	榮
三輪神社 大名持之命	山大神社 天照大御神 菅原道眞 皇大神社 熊野神社 住吉神社 天照皇大神 天照皇大神 菅原道眞	住吉神社 諏訪神社 山神社 稻荷神社 武甕槌神 大山祇神 稻倉魂神	皇大神社 八幡神社 山神社 大山祇命 三女大神 譽田別尊 息長足姬命
福原	榎木 下朝丸 跡口 南島 榎屋 提興屋 長畑 町	門田 落野目 同 同	根合字落合裏 高田麥 久田
五月四日	四月十二日 四月十五日 四月二十五日 四月二十七日 四月二十九日 五月五日 四月二十七日 八月二十五日	四月二十八日 四月二十七日 四月十二日 二月初午	四月二十七日 四月十五日 五月二日

口 天台宗 (四寺)

荒澤寺 (手向村手向)

開祖は照見大菩薩。最初は茅屋を以て充て、あつたが、向長足弘俊執行伽藍建立、羽黒山修驗道の大本山たり。推古天皇の朝の創建。傳ふ以後、白鳳年間、役行者登山開祖の遺法を繼承し、紫燈護摩を營む。養老十八年八月八日には行基、大同元年には弘法大師、貞觀年中に慈覺大師登壇各修する。ころあり、清和天皇勅して貞觀十七年三月十三日、千鉢地藏尊を安置せらる。降つて嘉祥年間、靜安灌室を眞言宗を改めて天台宗に歸す。堂塔は暫々の災禍を経て最近、大正六年十月、三ヶ年の苦心によつて改築成つたものである。

堂塔 大師堂。地藏堂。常火堂。不動堂。開祖堂。山門吉祥閣等由緒ある建物多し。

寶物 一、羽黒山縁起 一卷 一、東山天皇御輪旨 一卷 一、涅槃講式 一卷

一、兩界種子曼荼羅 紺地金泥 壹軸 一、天宥別當筆 双雉の圖

一、智恩院僧正の酒井侯に送りし手紙

正善院 (手向村)

由緒 比叡山延曆寺の末寺である。開創年歴未詳、大同年中慈覺大師登山止宿の古跡であ

る。こいふ。月山、湯殿山、羽黒山三山の本地佛として奉安され、黄金堂を管理し、中禪寺の坊である。

寶物 一、傳教大師御像掛物 一、法華經 壹部 一、水晶の數珠

不動院 (手向村字院主南)

瀧水寺の一家寺である。元稜川にあり、不動尊の別當で橋番であつたのを、維新後天台宗教師となり、漸く院名を知らる。

金剛樹院 (手向村)

本尊阿彌陀如來、來迎山千勝寺の一寺である。最上義光の局、好圓尼が慶長十六年に寄附して出來たものこいふ。今の寺は文政火災後の再建なり。

寶物 釋迦文珠 普賢掛物 參幅

ハ 眞言宗 (九寺)

本覺寺 (大泉村上田深)

近年のもので特記すべき程のものない。

青龍寺 (黄金村大字青龍寺)

創建年月日不詳 元寺澤橋の奥にあつたものといふ。

萃藏院 (齋村大字勝福寺)

本尊は地藏尊。創建年月不詳 元祿十五年九月十日江戸彌勒寺に屬し末派なる。

大日防 (東村大綱)

舊湯殿山表口別當職であつた。大同年間弘法大師の開山にかゝる言はれてゐる。寛永十一年六月春日局が家光の武運長久祈願の爲、久米助右衛門を登拜させ、總樺材總丸柱三間四面の堂を新築し金剛界大日如來(現存)を奉納した。慶長五年には最上義光の祈願寺となり、寺領三百石を得同十二年には酒井忠勝の祈願寺となり百石の寺領を得てゐる。數百年來今日に至るまで當寺を女人の湯殿山と稱し、毎年春秋の候婦女子の參籠するもの數百千の多きに達してゐる。

堂塔伽藍 大日堂弘法大師作胎藏界大日如來を本尊とす(本堂、春日局建立の堂、觀世音堂、開

山堂、仁王門、山門)

注連寺 (東村大綱字七五三掛)

湯殿山大日防と共に舊湯殿山表口別當職の一で天長年間弘法大師の開山にかゝるものといふ。注連寺の寺號は大師結界の砌り注連を張り「御注連に八大金剛童子」の一句を遺し傳へら

れたのから起るものといふ。承和二年當寺第一世眞然上人大師の開山なるを慕ひ、京都から來て堂宇を建てた。堂々たる堂塔伽藍も明治二十一年の火災により鳥有に歸し、本堂は同二十八年に建立されたもので、胎藏界、金剛界兩界の大日如來二体を本尊としてある。今尙諸國から參籠參拜するもの毎年數千の多きに達してゐる。

本明寺 (東村大字東岩本北野)

注連寺の末寺で創建年月は不詳だが、心月上人の開基で其の後寛文九年本明海上人が再興した後再び衰微したが鐵門上人が再建したといふ。明治十一年に焼失し、翌十二年再建した。胎藏界大日如來を本尊としてゐる。

法光院 (黒川村大字黒川)

由緒は詳かでない 不動明王を本尊としてある。

高寺山照光寺 (廣瀬村大字高寺)

養老二年に建立されたもので、開基は崇峻天皇第一皇子能除太子と申し奉る。天皇の御宇高寺山照光寺に勅命あり、寺領として幕の内及荒川村を賜はる。その後慶長十七年六月最上義光から五十五石三斗五升を寄せられ續いて酒井家の祈願所ともなつてゐた。寶物什器 一千手觀世音、十一面觀世音、軍荼利夜叉明王三尊の像 能除太子御作

- 一、法華經紺紙金泥八軸
- 一、千手經紺紙金泥壹部
- 一、涅槃經紺紙金泥壹部
- 一、額面一個「高寺山」酒井忠發公眞筆
- 一、最上義光筆の黒印

勢至堂 (狩川村大字狩川字山崎)

文政七年大綱注連寺六十九世寛能法印の徒弟鐵門上人の開基、本尊は胎藏界大日如來である。もこ桐林山西光寺と稱し頗る繁盛を極めた。明治十五年から現在の惠眼山西光寺と稱したといふ。現今も參詣者頗る多く殊に二月廿二日は有名な作祭といふものがある。

二 淨土宗 (二寺)

光明寺 (藤島町大字藤島中區)

明治十六年火災に罹り記録焼失して由緒沿革不明であるが開山は願譽上人で天文元年に遷化された。

金淨寺 (立谷澤村大字立谷澤字大谷)

寛永十九年行蓮社運譽上人路念大和尚の開基にかゝる。其の後鶴岡市に分寺を建て、矢張り之を金淨寺と名づけた。

ホ 淨土眞宗 (六寺)

勝樂寺 (横山村大字横山)

本尊は阿彌陀如來。始め信州高井郡夏川の邊にあつたが、永祿四年淨明房といふ人羽州庄内に入り長沼村に住み、當時の横山城主武藤掃部氏廣に地を賜ひ横山に移つて建立した。淨明房が長沼に居た跡として今も勝樂寺塚といふ所があるといふ。天保元年頃に火災に罹つたので今の堂宇は天保三年の再建である。

宗蓮寺 (横山村大字横川字上小荒)

曹洞宗の檀徒であつた横川横川新田兩村民は明治十七年三月全部改宗を期し眞宗である酒田町寺町の本慶寺に轉宗し度いと懇談した結果、その住職本多藏界は承認を與へた。そこで始めは假説教場を設けてゐたが明治二十三年に現在の地に堂宇を建て、移つた。明治四十年地方廳の許可を得て始めて始めて寺號を公稱した。

善立寺 (狩川村阿古屋)

京都本願寺の末派で元祿元年三月廿八日本寺第九世關貞和尚の建立開山で、本尊は釋迦如來である。

智敬寺 (大和村大字廻館)

開祖は正統法師であるが由緒並創立年代は不詳である。

玄通寺 (大和村大字古關)

開基は織田信長の臣内藤玄通である。玄通は信長が將軍義昭を奉じて入京した時、軍を離れて本願寺顯如上人の下に參じ剃髮して法名を洋願と賜ひ、後東國に下り遂に飽海郡寺澤村に一寺を創建した。これが當寺の創始である。

佛照寺 (廣野村大字廣野新田)

明治二十年の建立で。本尊は阿彌陀如來を奉安してゐる。

へ 曹洞宗 (一一八寺)

寂光院 (大泉村下田澤)

耕雲院 (大泉村荒澤)

龍雲院 (大泉村東大島)

大峯山慈雲院 (本郷村大字大針)

寶曆十一年本郷の安養寺の松岩黛樹和尚が創建したもので安養寺の末寺になつてゐる。

同宗の林西院といふ寺を(本寺)明治二十五年に合併した。

本郷山安養寺 (本郷村大字本郷寺下)

阿彌陀如來を本尊として、天文五年に超岩黛越和尚が創建したものである。

寶勝庵 (本郷村大字砂川)

地藏菩薩を本尊として、寛永三年松岩黛樹和尚が創建したものである。

長川寺 (本郷村大字上名川字山本)

正保三年に聖庵廓といふ人が、地藏菩薩を本尊として創建した。

圓秀寺 (本郷村大字下名川字村田)

文化年中文書類焼亡して創建開基等不明、本尊は阿彌陀如來。

白榮山瑞龍院 (本郷村大字熊出字東村)

本尊は地藏菩薩で、應永十九年に僧英正の開基創建。

吉祥寺 (山添村大字板井川)

加州金澤東秀山第五世徹山旨廓大和尚開基の道場、全國中屈指の古跡である。開山以來現住職を計へて四十二世、此の間三度炎焼して今の伽藍は明治二十二年の建立である。

徳昌寺 (山添村大字西荒屋)

板井川を吉祥寺十三世天宥宗播和尚の創立で、今を去る事二百六十余年前である。

寶積寺 (山添村大字西片屋)

鶴岡市日和町磐若寺第五世笑含東門和尚の開く所、爾來十世に及んで居る。

泉流寺 (山添村大字東荒屋)

寛永十四年鶴岡市龍藏寺第三世得翁宗覺大和尚創立である。現代まで廿五世を経た。

見龍寺 (山添村大字常盤木)

文明年間板井川吉祥寺第五世梅枝宗益大和尚の創立であるといふ。

圓林院 (山添村大字常盤木)

板井川吉祥寺第六世台山金把和尚の開基で、釋迦牟尼佛を本とし又安置する所の薬師如來、

慈覺大師作と稱する地藏尊は靈驗あらたなりとて參詣者頗る多し。

福源院 (山添村大字備前)

吉祥寺第十世宗岩門大和尚の開基で、本尊は地藏尊行基菩薩の作。六十一年毎に開張する

といふ。

禪勝庵 (山添村大字中田)

吉祥寺第十一世盛文長大和尚の開く所、爾來年を重ねること二百九十余年、本尊は延命地藏

尊である。

高見寺 (山添村大字山添)

阿彌陀佛を本尊とし開山年代は不詳であるが、丸岡天澤寺二世玉岩祖先大和尚の開くところであるといふ。

天澤寺 (山添村大字丸岡)

開山は越後國普濟寺安嶽守康和尚で年代は不詳、本尊は薬師如來で金峯山十二世薬師の一

である。寛永年中加藤忠廣此地に配流せられるや、加藤家累代の墓を遷し清正閣を以て有

名である。

勝源院 (山添村大字桂荒俣)

本尊は地藏願王大菩薩で、正保元年四月鶴岡般若寺第五世笑含東閣和尚の開基である。

常樂院 (山添村大字丸岡)

天澤寺第五世樹嶽梵松和尚の開いた閑居精舎である。

長徳寺 (山添村大字下山添)

本尊を薬師如來とす。正保元年鶴岡般若寺風室東殿和尚の開基にかゝはる。

安宗院 (山添村大字下山添)

西田川郡下川の善寶寺の末寺で、本尊は地藏菩薩である。

石門院 (黄金村大安瀧澤)

禪龍寺の末寺で、延寶二年に僧壽察の開基にかゝはる。

大儀院 (黄金村大字上山谷)

板井川吉祥寺の末寺で、正徳元年二月僧中蔭の開基である。

地藏院 (黄金村大字中橋)

天澤寺の末寺で、文祿二年五月十八日僧玉岩の開基である。

千手院 (黄金村大字中橋)

寛文十年に雲山和尚の開基によるもので、龍藏寺の末寺である。

龍雲寺 (黄金村大字谷定)

寛正三年に僧等仁の開基によつたもので、吉祥寺の末寺である。

慶昌寺 (黄金村大字谷定)

天正元年僧悦關の創基で、吉祥寺の末寺である。

瀧水山田種院 (齊村大字伊勢横内)

國見村玉川寺末派十三世受孫の開基で、元和元年三月創建。本尊は地藏尊。

林高院 (齊村大字八ツ興屋)

本尊は地藏菩薩。鶴岡般若寺三代日峯見昨寛永年中開基創建。年月不詳

寶臺院 (齊村大字我老林)

本尊觀世音菩薩。鶴岡般若寺四代東殿和尚が正保元年正月開基

少林院 (齊村大字齊藤川原)

寛永十二年般若寺四代東殿の開基建立。本尊觀世音菩薩

高善院 (齊村大字勝福寺)

本尊釋迦牟尼如來。般若寺四代東殿開基、正保元年三月創建

金水山常福院 (齊村大字外内島)

般若寺四代風室東殿和尚正保元年九月廿四日開基創建。觀世音菩薩を本尊とす明治三十

八年焼失翌年庫裏數年後本堂再建

境内に袖繼地藏を安置す、安心の佛として崇敬するもの多い。

法林寺 (齊村大字苗津)

本尊は地藏尊。國見村玉川寺末派僧是頓慶安元年開基創建

秋月院 (東村越中山字西山田)

本尊は地藏尊。應永三十年板井川吉祥寺三世の住職良運和尚の開基創建其後大破に及び
正徳三年四月十五日檀徒によつて再建せらる

寶珠庵 (東村大字東岩本沖田)

板井川吉祥寺九世住職在天和尚の開基。文祿四年創建其後焼失享保十年十一月十五日當
寺四世住職得峯の代に再建

大洞寺 (東村大字大綱字大綱)

開山は葉屋洞變大和尚で、鶴岡總恩寺五世の住職である。本尊は聖觀音で真空大師の「南
無大悲觀世音菩薩」の眞筆あり。大綱田麥俣の菩提寺である。

最上院 (黒川村大字松根)

正保三年四月に僧格翁が創建したもので釋迦牟尼佛を本尊としてある。

松根庵 (黒川村大字松根)

慶安二年二月文選の開基で本尊は地藏菩薩である。

見性寺 (黒川村大字黒川)

元和元年四月に建翁和尚が創立したもので本尊は釋迦牟尼佛である。

松樹院 (黒川村大字黒川)

建翁和尚が元和七年七月に創建したもので十一面觀世音を本尊としてある。

牧童院 (黒川村大字黒川)

建翁和尚が開基で寛永十三年六月創立す、本尊は釋迦牟尼佛である。

高寂寺 (黒川村大字黒川)

寛永元年五月創建された。正觀世音を本尊とす。

手向寺 (黒川村大字馬渡)

由緒沿革未詳釋迦牟尼佛を本尊とす。

長徳寺 (廣瀬村大字細谷)

鶴岡七日町龍藏寺四世覺翁仙逸禪師が元和年間に建立したものと云ふ。現寺は羽黒山正

隠院體賢法院が羽黒山から持つて來て再建したものである。

長慶寺 (廣瀬村大字富澤)

泉村玉川寺十一世大翁玄甫大和尚が開基であるが、その示寂後文久年間迄は正住職なく、本

寺玉川寺之を兼務してゐた。明和九年八月再建して今日に及ぶ。

地福院 (廣瀬村大字松尾)

萬治二年に泉村玉川寺十八世門室觀龍和尚が創始したもので、延命地藏尊を本尊としてゐ

る。

長嚴寺 (廣瀬村大字後田)

本尊は釋迦牟尼佛及十六善神木像で錦光玄文和尚が開いた寺である。

柱杖寺 (廣瀬村大字三橋)

木村大字後田長嚴寺の末寺で、本寺十一世一雄快徹和尚の開山で、創立は貞享元年頃らしい。本尊は正觀世音菩薩である。

林高院 (廣瀬村大字赤川)

行基菩薩作の安産地藏大菩薩を本尊として慶安元年二月に鶴岡吉住町龍藏寺七世放外正逸大和尚の開くところである。その後九世の徹山和尚は當時莊内の名僧と稱へられた智と徳を以て當寺を中興した。

福地山長現寺 (廣瀬村大字狩谷野目)

文祿二年五月、笑山祖開大和尚が建立したもので、後田の長嚴寺を本寺とする。

玉川寺 (泉村大字玉川)

大同年中に羽黒山の内荒澤真言宗聖之院の住僧が創建したのであるが、間もなく荒廢し、建長三年三月、越前永平寺開基道元禪師の直弟子百濟人了然明法弘性之を再興したので、今は

この人を開基としてゐる。享徳年中、越後村上の耕雲寺の僧南英來聘して中興の開祖となつた。故に今は耕雲寺の末寺となつてゐる。明治三年火災に罹り、烏有に歸したが、第四十三代齋藤玉峯の三十年に亘る苦心によつて、明治四十三年現在の伽藍が落成した。

地藏院 (泉村大字上川代)

玉川寺の末寺で、寛永二十年、同寺十七世茂道和尚の開基である。

荒川寺 (泉村大字荒川)

玉川寺の末派で、延徳元年洗溪種鱗の開基である。

林昌寺 (泉村大字仙道)

玉川寺の末寺、天正八年空元の開基である。

法傳寺 (泉村大字町屋)

玉川寺の末派、寛永元年、玉川寺十五世圓市の開基である。

永福寺 (泉村大字川行)

玉川寺末派、玉川寺十二世受哲の開基である。

地徳院 (泉村大字小増川)

玉川寺末派、受關の開基である。

天宗寺 (泉村大字小増川)

玉川寺二十一世雲曉の開基即ち玉川寺の末寺である。

慈眼寺 (泉村大字戸野)

能登國總持寺の末派で寛永二年の創立である。

寶田山龍門寺 (渡前村下平形)

本尊は聖觀世音菩薩で、藤島町大洞寺三世宗英和尚の開山である。平形館主工藤氏の歸依で創建された。後、下村の彦右衛門の淨財により、正徳六年七月現在の所に移轉した。大正十二年一万余圓を投じて、本堂庫裡を改修し開山堂を新築したので、以來一段々宏壯な伽藍になった。

延命寺 (渡前村大字渡前)

横山村青陽院末で延命地藏菩薩を本尊としてゐる。天保四年烏有に歸した。折柄の凶作中にも不拘檀徒の盡力、寄附により同十四年五月再建された。これが現今の伽藍である。寺寶に慧心之作の銘ある樂師如來の尊像がある。

林花山養徳寺 (渡前村大字和名川)

横山村泉藏寺末で本尊は延命地藏菩薩である。創始は不詳であるが村内第一の古刹で開山

は扶叟和尚で永享十一年示寂した。戰國時代に和名川館があつたが恐らくその開基であらう。正徳六年三月堂塔再建され以て今日に至つた。

東連寺 (渡前村大字荒俣)

本尊は釋迦如來西鄉村善寶寺末で正保三年十一月徳翁俊學和尚の開山である。

徳正寺 (渡前村大字荒俣)

本尊は地藏菩薩で泉村玉川寺末寛永八年正月嶺南の創立するところである。

寶積寺 (渡前村大字幕野内)

横山村泉藏寺七世觀岑察和尚が慶長元年六月に創建したものである。

福田寺 (渡前村大字柳久瀬)

泉村玉川寺十一世元甫長老が開祖で慶長元年四月に創始された。

大田寺 (渡前村大字大牛田)

横山村泉藏寺末で本尊は地藏菩薩を安置してある。

法輪山泉藏寺 (横山村大字横山)

越後國岩船郡杜澤耕雲寺二世傑堂和尚が、應永三十二年に創建したものである。傑堂和尚は俗名を楠木能勝と呼び正儀の孫だといふ。釋迦牟尼如來を本尊とす。現今の伽藍は文

政十年九月十四世再中興陽山鐵春の再建したものなり。

金澤山青陽院 (横山村大字横山)

享祿元年の草創で下野國阿蘇郡加園村興源寺五世竹屋開忠和尚の開山で、本尊は觀世音菩薩開基は渡邊右衛頭である。境内に大日如來堂がある。

桃陰山多福院 (横山村大字横山)

永祿元年の建立で開山は鶴岡市禪龍寺二世立橋和尚である。釋迦牟尼如來を本尊としてゐる。現在の堂宇は天明二年松嶺町阿部久右衛門外總檀徒の建立で、工費二百五十兩を要した。

仙入院 (横山村大字横山字土橋)

村内の青陽院三世華翁和尚の創建で地藏菩薩を本尊とす。

福乗寺 (横山村大字助川字北畑)

永享十年村内の泉藏寺二世瑞紋和尚の創建で、正觀音菩薩を本尊とす。

長泉寺 (横山村大字横内字俵田)

長祿二年泉藏寺二世瑞紋和尚の創建である。

福田寺 (横山村大字竹原田字切派)

鶴岡市の總穩寺四世族馬和尚の開基で、正保二年四月廿八日の創建である。

西方寺 (横山村大字横川字家岸)

總本山を穩持寺とし、本寺を永慶寺として創建され、彌陀、勢至、觀音を本尊とす。

天理山耕福寺 (押切村大字押切新田字五反)

本寺横山村多福院四世諦巖傳察和尚の開基で、本尊は釋迦牟尼佛、第十世桃林和尚中興して寺領を得て今日の基を固くした。

長雲寺 (長沼村大字長沼字宮東)

鶴岡市總穩寺の寺派で相州小田原の出身、羊堂專鷲大和尚の開山である、その年月不詳なるも凡そ二百八十年前である。釋迦牟尼佛を本尊とす。

永慶寺 (八栗島村大字八色木)

曹洞宗加州大乘寺末派、貞和元年明峰素哲和尚の開基創建である、釋迦牟尼如來を本尊とす。

松高庵 (八栗島村大字豐榮)

八色木永慶寺末派、寛永九年天永運堯和尚の開基創建で、釋迦牟尼如來を本尊としてある。

その後寛政五年八月中大破につき六世棟林堅梁和尚中興す。

金宗寺 (藤島町大字藤島上區)

現在住職なく、檀徒は法眼寺に合併されてゐる。

種耕院 (藤島町大字藤島上區)

沿革其の他不詳。

大洞寺 (藤島町大字藤島字村東)

越前國阪井郡坪江村御簾の尾龍澤寺末寺で、貞和年中の創立で開山錫江立文和尚は、元大淵(廣野村)館主で治部大夫時興と稱す、晩年戦死した二子の菩提を弔ふ爲に佛門に入り、越前國御簾の尾龍澤寺第十七世余目町乘慶寺三世を歴て當寺を創建した。

法眼寺 (藤島町上區字村東)

寛正二年八月廿八日、西郷村善寶寺二世天與是準和尚開創したものが、その後衰へ慶長十年新關因幡守の信施により中興し得た、文化七年炎上し、同十四年再建す。當寺の末寺四ヶ寺を有し、釋迦牟尼佛を本尊とす。

東昌寺 (藤島町中區)

開山は天洗元鑑和尚で文明十二年の創建である。その他は不明。

常林寺 (藤島町)

天正十九年、永慶寺十五世鳳樹宗逸和尚の開山である。

大川山寶泉寺 (藤島町大字大川渡)

開山は昌山受孫禪師で禪師は元和元年に遷化した。

四曲山法秀寺 (藤島町大字三和字柳町)

本尊は地藏菩薩、定外吞鷲大和尚が慶安二年七月に開創した。狩川村見龍寺の末寺である。安永四年再建し、大正十三年改築す。

圓福寺 (藤島町大字古郡字長懸)

慶安四年六月、法眼寺十二世國翁忠越大和尚の開創するところで、本尊は地藏菩薩である。

泉流寺 (藤島町大字藤岡)

三ヶ澤光星寺二世法勇禪徹の開山で、本尊は天正十一年廣心作の銘ある地藏菩薩である。

永鷲寺 (東榮村大字添川字池苗代)

下川善寶寺の末寺で善寶寺二世天與是準和尚が開山で、寶徳三年三月建立したもの、末寺二ヶ寺あり。釋迦牟尼佛を本尊とす。

妙樂院 (東榮村大字川尻字寺下)

藤島町法眼寺五世到天可直和尚が明應四年八月十七日に創建したもので、本尊は地藏菩薩である。

寶泉寺 (東榮村大字鷺畑字佐渡端)

添川永鷺寺の末寺で開山は俊説和尚、正徳六年五月建立す。

満福寺 (東榮村大字無音字沼田)

元祿十五年三ヶ澤村光星寺三世隆殿禪明和尚の創建するこころで、本尊は彌陀如來を奉安す。

福昌寺 (東榮村大字東堀越字桔梗出)

永慶寺十九世智庵善學が萬治二年四月創建したもので、地藏菩薩を本尊とす。

東光山滿眼寺 (立谷澤村大字肝煎字宮の前)

西田川郡善寶寺の末寺で二世是準長老の開基創立は不明であるが永享年間であらうとす。

昌洞院 (立谷澤村大字肝煎字中前田)

狩川村見龍寺の末寺で寛永元年三月五日我心和尚の創建である。文政七年六月灰燼に歸し、同十年四月再建された。

歡喜寺 (清川村字花崎)

天正七年最上郡大藏村西來院住職開山昔光圓的和尚が開いた西來院の分寺である。明和七年七月及文化五年二月の二回火災に罹り現在ののは當村名望家齋藤昌義氏の建立寄進に

なつたものである。開山堂も亦同家の寄進である。

見龍寺 (狩川村小野里)

松嶺總光寺の支末で、永祿八年四月十五日日本寺廿三世存道和尚の創立開山で釋迦如來を本尊とす。明治二十四年六月炎上、同廿九年十月本堂再建成。山、五ヶ寺として有名である。

善光寺 (狩川村大字三ヶ澤)

光星寺の末寺ともいひ、延暦元年禪廓和尚建立すともいふ。境内に如來堂あり、三國傳來閣浮檀金の如來で、丈一寸八分、酒井氏入部の際家士栗田某の安置したものといふ。

光星寺 (狩川村大字三ヶ澤)

貞觀元年住寶禪師の開基になるものと傳へらる。後二百九十年間中絶してゐたのを、嘉應二年月藏和尚再興したが再び絶え、慶長十九年禪智和尚が復建した。大正十二年炎上、同十五年から本建築に着手した。

白孤山。光星寺境内にあり、稻倉魂命を祀る。貞觀元年本尊開祖住寶禪師の祀る所と傳ふ。古來靈驗頗るあらたかにして、遠くは北海道を始め奥羽一帯の地から來り詣でる者が頗る多く、今尙繁盛を極めてゐる。

冷岩寺 (狩川村阿古屋)

本尊は釋迦如來で鶴岡總穩寺末で、本寺三世頼山和尚の開山である。
見政寺 (狩川村阿古屋)

見龍寺末で元祿元年三月本寺九世關貞和尚の建立開山で、本尊は釋迦如來である。

靈輝院 (狩川村三ヶ澤)

光星寺末で寛永十年禪徹和尚の開山で、寶永元年火災に罹つて再建し、明治廿四年十二月再び焼け翌年建立した。

寶泉寺 (大和村大字廻館)

開祖徳翁俊學は大山善寶寺の十一世で、藥師如來を本尊とす。

宗傳寺 (大和村大字澤新田)

慶安三年大字澤新田開發と共に開山され、開祖は深翁達禪和尚である。寛保三年再建、文久二年現在の所に移轉した。本尊は釋迦如來である。

玉林寺 (大和村大字古關)

慶長年間開祖、是頓老師が放光地藏を本尊として一木木に庵を結んだ頃、古關の殿様長谷部三河守則成之に歸依し本堂を建立す。この本尊地藏菩薩は雲慶の作なりといふ。

流泉寺 (十六合村西袋)

東榮村添川永鷲寺の末寺で、享祿年中僧禪永の開基にかゝり、元文中僧即通中興すといふ。本尊は釋迦如來で、建築は元祿風の法堂造である。

永源寺 (八榮里村大字吉岡)

萬治二年九月鶴岡總穩寺四世、羊堂專齋大和尚の開創で、當地開墾主長谷川權左衛門正方の開基である。本尊は釋迦如來を安置す。

乘慶寺 (余目町大字余目字館)

文中元年阿保吉形余目に入る時、越前國坂井郡御簾尾村瀧澤寺から繼覺禪師を聘し、正觀音菩薩を本尊として元中元年創建したものである。以後數回祝融に罹る。現在當町第一の古刹大寺で、安保氏の墓あり。

寶護寺 (余目町大字余目字興野)

乘慶寺の末寺で、寛永十五年四月僧角峰禪師の創建に成る、數回火災に罹る。

竹林山慶全寺 (新堀村大字新堀)

後龜山天皇の御宇、總持寺二世の法弟佛學古心禪師の開山したものである。

泰宗寺 (榮村大字宮曾根)

二百五十年前に開山されたものといふ。その他不詳。

松岩寺 (榮村大字家根合)

由緒沿革不明である。

萬福寺 (榮村大字高田麥)

文明年間の開山で、以前は余目町字月屋敷の邊にあつたのを、元祿以前に高田麥に村人と共に移轉したものと云はれてゐる。

眞秀寺 (榮村大字久田)

新堀村大字門田より永祿年間に移したものと云ふ。

藏六庵 (廣野村大字廣野新田字茂平屋敷)

横山村の多福院に所屬するもので、約二百五十年前の建立といふ。

第五 人物

一 清川 八郎

清川八郎は天保元年十月十日清川村に生る。幼名を元司といひ、齋藤治兵衛豪壽の長子で

ある。後自ら改めて清川八郎と稱した。七才にして孝經の句讀を父に受け、後清川の關吏畑田某に學んで十八才に至る。弘化四年、十八才のとき父母の許可を得ずして笈を負ひ東都に遊學し、東條文藏の塾に入る。翌十九才伯父に誘はれて伊勢神宮に參拜し歸塾すれば、次弟の訃に接し直ちに歸國す。嘉永三年二十一才にして再び東條の塾に至る。嘉永四年二月二十三才にして始めて劍道を千葉周作に學び、二十三才安積良齋の門に入り、二十四才の時松前に遊んで蝦夷地を踏査し、二十五才江戸に歸つて聖堂に學ぶ。其年十一月三河町に堂々として「文武指南所」と帷を下して子弟を集めたといふ。世人の多くは唯だ劍客として彼を知るほゞ非凡の伎倆を示したものである。彼の經學に關する諸著並に彼の詩文は彼が學徒としての非常な努力を示して居る。殊に彼が經學と詩文とに加ふるに功利を以てするに非ずば、以て眞個の學問とすに足らずして、其の力を政治並に軍事の研究にも傾倒せることは、彼の識見の高邁なるを物語る。彼は豊に好學の心を有して居たのみならず、聖學の要處を的確剴切に把握する綜合的批判の力に於て拔群なるものあつた。素と彼は一面に於て格物致知の學者的素質を有すると同時に、他面強大なる實行的意志を具へ、熾んなる功名心を抱いて居た。純智的要求と實踐的要求とを兼備し、彼の強烈なる人格の力は自然に發露して他を威壓するものがあつたのである。彼の志せるところは純一明白に勤王攘夷である。彼は其の生涯の最

後の二年に於て最も大膽なる、また最も果斷なる改造運動者であつた、即ち同志と相謀り勤王攘夷の實を擧げんこし、或は幕府に書を與へ或は同志を募る。文久三年三月偶々英人生麥村事件を以て幕府に強請する所あり、兵端を開く虞あるを聞いて心穩ならず。尋で幕府は勅を奉じて攘夷の期限を定めたれども、之の實行の意なきを知り、同志と共に自ら事に當らんことを欲し、密に軍資兵器を集むることに盡力し、幕吏の注目する所となる。四月十三日同志金子與三郎の招きに應じ、麻布の邸に至り、歸路麻布一ノ橋過ぐる時、幕士中山周助外五名の襲殺する所となる。朝廷其の功を嘉し、明治四十一年九月卅日正五位に叙せらる。

遺稿左の如し

論語篇(二十卷)

學庸篇(二卷)

文道篇(二卷)

武道篇(二卷)

奉母記若干篇

古文集義若干篇

兵鑑(三十卷)

潛中紀事若干篇

古詩(三百篇)

文章百五十篇

其他

二 北楯利長

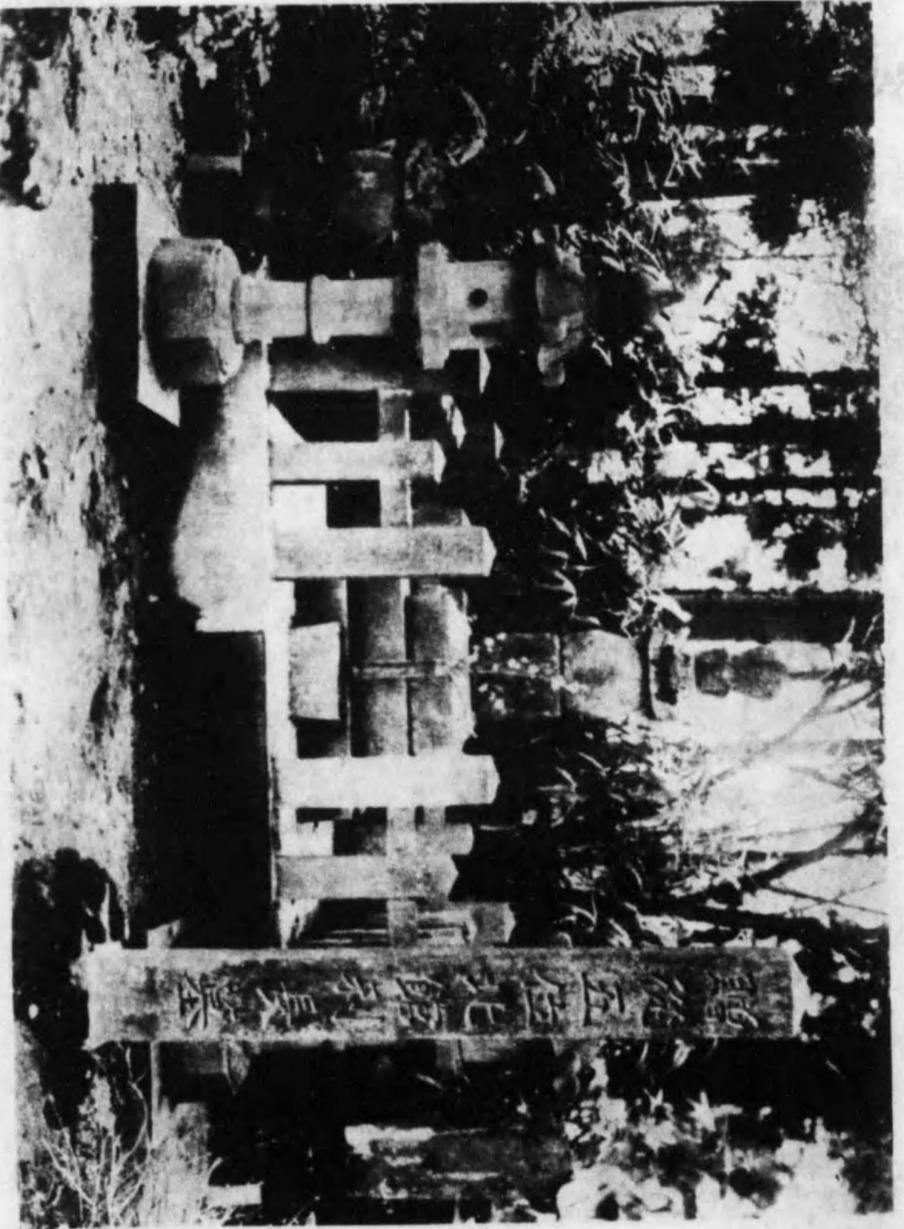
吾が地方の崇敬淺からざる北楯利長は、獨り文武の達人なるのみならず、濟生の偉人である。利長通稱は大學と呼び、最上氏に仕へ、一千石を食む。初め横田といつたが、狩川の城代となる。



贈從五位北楯大學利長像



新關因幡守久正像



北 楯 利 長 の 墓 (狩川村龍見寺内境)

に及んで北楯を改稱した。當時の楯は今の館山に在つて南館と稱し、今の村役場地方にある別荘を北館と呼んだので之を藉りて氏としたわけである。後、酒井氏に仕へるやうになつて更に北楯を改め子孫は之を襲用して居る。慶長六年四月庄内地方最上義光の領となるや大學を狩川に遣した。是に於て大學君命を奉じて、同年八月任地に就き、狩川、清川、立谷澤等の諸邑三千石を領した。狩川以西は所謂庄内平野で最上川に近し、雖も川の岸高くして水利に乏しく灌漑甚だしく不便であつた。大學は就任以來常に之を歎き如何にもして水利の便を得んことを立て、山谷を跋き原野を涉り親しく踏査する事數年、漸く立谷澤川の流を引いて、溝渠を清川の山麓に設くるの計を得た。是を以て大學具に領民の困苦を最上侯に訴へ、新渠開發の許可を請ひしに、侯は大いに其の志を嘉し、工師若狹を遣して實地に就いて水路の高低を測らしめたが、大學の見も毫も違はないので、侯は大學の計畫に信ずべきを確め、衆議を排して其の工を大學に命じた。更に工事を助けんがために志村伊豆、新關因幡、下對馬等庄内在住の諸臣をしてその奉行たらしめ、最上由利仙北庄内の人夫を徴し、費用として庄内の收入を以て充つることを許された。大學は君侯の恩命に感激し、慶長十七年三月五日の吉辰を卜し、工事に着手したが、人夫の集るもの七千四百餘人、實に一大偉觀であつたといふ。

清川の南方なる山麓に工事最初の鋪を立て、から巖を碎き砂を重ね、一日に工を勵んだ

が好事魔多しとやら、卒然懸崖崩潰して役夫の壓死するあり、或は巨巖道に當つて除き難きものある等、障碍百出して工事進捗せず、人夫亦追々倦怠して奮勵前日の如くならず、加之奉行の一員たる志村伊豆は門閥最も高きを以て大學に下るを屑しとせず、且其の功を妬んで居た折であつたから、機逸すべからずして流言を放つて人夫を驚かし、或は約束を易ふる等の事あつたため、工事益々遷延して、何時成就するやも知れなくなつた。茲に於て大學は「此度の工事は臣の企圖せしことなれば、臣に全權を假せ、三才にして成らざれば死を以て此の罪を謝すべし、希くは目付を遣はされんことを。」と主義光大に其の節義に感じ、請を容れ、辨久庄兵衛乙坂六左衛門、大津藤右衛門等を派して命を傳へしめて曰く、「新渠開發のこころに汝に任せん、幾十萬の役夫、幾多の歲月、工費を要するも、汝の意のまゝなるべし」と、大學其の待遇に感じ、率先躬行日夜工事を督したので、人心自ら奮に復し、工事も亦進んで來た。茲に清川の西に當り最上川迫つて山麓斷岸絶壁をなし、崖下には波浪逆卷き、底知れぬ淵となつて、新渠口の道につき當る、他に余地なければ、山腰に堰台を設け、土砂を埋め、岩石を疊むの難工事を施すの止むなきに至つた。然るに幾日の勞苦、毫も其の効を見ざるため、落膽せざるものなかつた。之を見たる志村伊豆は再び大學に謂ふに、「此の如くんば、何れの日か成功を見ん。今は唯足下の處決にあるのみ」と、暗に自決を諷刺す。大學顔色頗る動き、馬を下りて岩頭に坐し、刀を抜き放

ち己に斯くよと見えてあつたので、新關下對馬等は大に驚き、利害を説いて之を止めさせた。大學沈思、瞑目己が乗馬より秘藏の青具摺の鞍を解き、日頃崇敬怠らざる八幡熊野（八幡は今の郷社八幡神社、熊野は字東興野の社）の諸神を念じて、鑿諸共逆卷淵を望んで投げこんだところ、神も納受しましたか、さしもの荒狂ふ波も稍々靜かになつた。此の感應を見たる人夫等は、これこそ工事成就の驗なれ、勉め勵めと稱へつゝ、元氣百倍、晝夜を厭はず働いたので、流石の難所も忽ち埋れ、堰台成り、其の後は些も潰れることがなかつた。後世此處を青鞍の淵と呼び、此邊一帯を堰台と稱し、難工事の記念語として今に存し、徐ろに當年を追懷せしむるのである。かゝる難所さへ工事を仕遂げた程であるから、爾來人夫の元氣、凄じく所謂一瀉千里の勢を以て、日に三千間づゝも掘り開いたので、堰台以下はまたたく間に成り、一は三ヶ澤、一は余目下、一は新田通り（今の十六合村附近一帯）に至る大渠、宛然虹の如くに横り、渠水滔々として漲り、居民初めて愁眉を開いた、起工以來僅かに半歳、是最上公の勢力大なるによることはいへ、その功勞は一に大學に歸さなければならぬ。此の幹線掘削の各終點に杭を打つたのは、實に慶長十七年七月二十一日であつた。君侯その功を賞して、本知三千石に三百石を増加し、更に此の渠溝によつて開墾せし新田は、盡くその知行をなすべきの恩命を下された。大學の名譽、何物か之に如かんやである。是より水利充實して、廣漠たる原野、忽ち萬頃の美田、良圃と變じ、農村の

創立せしもの八十八ヶ村の多きに及び開田實に五千町歩に及んでゐる。

其の後最上義光は慶長十九年正月十八日病を以て没し、後二代にして亡び家臣多く離散した。酒井忠勝庄内に封ぜられるに及んで大學を召さんとしたが、老年の故を以て固辭し其の子を推した。時は寛永元年で爾來世々酒井氏に仕へてその家中に傳つてゐる。大學はその後花に詠じ月に嘯き老を養つてゐたが、寛永三年十月二十日逝去、見龍寺に葬り法名を大椿院殿山翁良公大居士といふ。大學の開きし渠溝は世に大學堰と稱して、其の徳を仰ぎしが、後社殿を狩川なる八幡社の側に建立し、北楯水神と崇めて年々嚴かな祭祀を行つた。現在は館山公園上文化十年五月碑を神前に建て、その功を録すること六百五十余字、名と共に不朽に傳はるものである。大正四年十一月十日功を以て従五位に叙せらる。

三 新關因幡守正久

新關因幡守は舊藤島城主で、藤島町外八ヶ村(東榮、八榮島、長沼、黒川、廣瀬、泉渡前)の耕作地千四百町歩にも及ぶ美田を活ぼす因幡堰の水利創業者で、幾萬人の生命を育んだ大恩人である。性謹嚴篤實の經世家で、主最上義光が東征西伐の頃霞ヶ城を守りて、籌策を獻じ内助内政の功多かつた。

慶長五年最上義光莊内を統一し、六年入莊するや、久正藤島城主に任ぜられ七千石を領し、足輕貳百人騎馬三百人を賜はつた。當時藤島は越後軍に破られ爲に多くは焼き拂はれ、後栗田刑部城主時代の藤島一揆によつて、城壘は破壊され、市邑秩序亂れて見る影も無かつた。久正其の整理修復事業並地方開發經營方針等に非常に心痛し、着々効を修めた。

慶長八年大寶寺を鶴岡に改め、同時に鶴岡城を兼ねた。當時中央は徳川將軍秀忠の時、武は次第に文に赴き、天下を擧げて治産興業の趨運を來した。

久正敬神崇祖の心を抱き、治政の大本とせざる義光を仰ぎ、且天資英才を揮つて藤島城主兼鶴岡城々代の要職を奉じ、漸次地方開發のことに當つた。笹川堰の水上は山淺く、唯増川郷八方の村に水分けするのみで、用水が藤島郷まで届き兼ねたので、其の邊一帶は其水力で僅に耕作し、古郡以下十四ヶ村は笹川の末流を以て辛ふじて耕作し、年々減收の有様で、現在の因幡堰の流域一町七ヶ村は實に死活の大問題であつた。

久正其の實狀を見、中川堰の水豊かなるを聞き、自ら實地踏査をなし、愈工事に着手せしも不遇にして完成を見ることは出来なかつた。

元和八年八月廿六日最上氏の没落と共に、庄内を引退するの止むなきに至り、事申道にして他人の手に移り、元祿二年因幡堰を完成し、之が創業の功勞者として、久正を欽仰すること淺か

らず。其の後下總國小見川城主土井大炊頭利勝公に御預けとなり其の翌年上洲古河に到り偶々病魔の冒すところなる。久正死に際し呻吟しつ、「末期に候我が遺骨を藤島郷法眼寺に送り届け呉れよ」といつて息絶えた。時に寛永元年七月廿八日。嫡子遺骨の瓶を法眼寺に負ひ來るに方丈請けて謹み葬ひ境内に石碑を建て、靈を鎮めた。

四 土佐林能登

土佐林氏は古來藤島城主で、羽黒舊記によれば當國主土佐林云々あり、又世々羽黒別當職をも兼ねて居り、當地方に於ける最も權威あり由緒ある家柄である。しかし記に欠くる處あつて詳細の事蹟は判明しないが、武藤氏に壓倒せられ、歸參せし後は武藤氏第一の重臣であつた。武藤氏は晴時、義増、義氏三代の間が最盛時代であるが、其の家臣中勳功の偉大なるは土佐林能登である。能登は後に杖林齋或は禪棟と稱した。天文中は能海郡砂越城主と戦つたのを初め、永祿中に越後國境の藤懸城を攻取るなど四方の侵略に大功があつた。しかし晩年に至つて義氏の忌む處となり、元龜中途に滅亡した。

五 天 宥

天宥は慶長十一年正月十八日最上の白岩に生れ、岩根澤日月寺に入りて僧となる。後羽黒

山に來て、時の別當執行宥俊の弟子となり、寛永七年別當に累進し、寛文元年師宥俊の遷化するや執行を兼帯するこゝになつた。

萬治元年酒井忠當の領地なる増川村分、羽黒山領分との境界に公事起つたので、酒井公の家老長谷川權左衛門、同原平右衛門等別當天宥と双方協議の上その境界を定めたので公事が落着した。

寛永十八年天宥江戸に出て天海大僧正の弟子となり、東叡山寛永寺に從屬して天台宗に改宗し、且つ羽黒派修驗道を創設したので、寛永五年秋、寛永寺の威光により湯殿山を專領しようとして謀つて之を幕府に訴へたけれども不成功に終つた。これより明治の初めに至るまで相争ふこゝを幾回なるを知らず。その係争の止む時は無かつた。

寛永七年七月羽黒山衆徒智慧院等別當天宥が釋門に合はざるこゝのみ多く、羽黒一山不服なり、遂て其の非を幕府に訴へた。兩黨相争ひ山上殆んど水火も只ならなかつたといふ。然るに天宥のこの訴に對する答辯書が幕府の容るゝ處ならぬ、遂に寛文八年四月紀元二二二八年伊豆の大島に配流された。天宥は島に居るこゝで七年にして病死した。

○その事蹟

(1) 羽黒山を開いたのは蜂子皇子なるこゝを明かにして羽黒派修驗道を確立した。

- (2) 別當の後繼者を公卿及び院家より選定する掟を定めた。
- (3) 天宥は書及び畫を能くす。又彫刻に巧で蜂子社前の手水鉢及び大字橋は其の技を偲ばしめるものである。
- (4) 磴道及び杉並木(十八町)は天宥の創設したのである。
- (5) 瀧堰を築きて開墾地の灌漑用をなす。今尙その恩恵に浴するこゝが多い。
- かくの如く天宥は英意羽黒山の隆昌を企圖せられたのだから、仰いで羽黒中興の祖とみなす。末社天宥社はその靈を奉祀したものである。

第六 傳 説

一 大平に安倍貞任落來たる (大泉村)

貞任が戦に破れて一族と共に庄内に出で飽海郡松嶺町に隠れた。此の時大山町に敵あつて此の事實を知り貞任を捕へようとし貞任辛うじて遁れ黒川の邊に出で更に大鳥川を上り尾浦澤(大平より小繫に流れ出る澤の入口に着く。偶々其上流から箸の流れて來るのを見必らず此の奥に人家があるだらうと思ひ澤を上る事半里許で日が暮れた。体が疲れて居る

ので進退谷まりて己の着た箆を木にかけて其の下で夜を明した。(今は箆懸澤といふ翌日更に澤に従つて登り山を越えて逃げ澤の奥まで行つて日没に遭ふ。貞任途方に暮れ此處彼處をながめて遙に一瀑布を發見し、あの瀧の下ならば團子を搗いて食べても、その音が他に聞える氣遣はなからうと凹字形の石の上で團子を搗いて食べた。以前は團子搗澤、今は團子食澤といふ。)年號の如きも勿論不明であるが、此の日は丁度陰曆六月一日であつた。この事でも舊六月朔日に白餅^{ダシヨ}をついて食べる。

それから茅峰といふ高地に登つて見た所麓に煙の立上るを見行つて見るに果して人家があつた。姓を問へば田村氏と答へた。今の田村六郎右衛門は其の本家だといはれてゐる。

貞任、田村氏相共に此處に居を定め、時の至るを待つて居たが何等のこゝもなく没した。年齢等もこより不明である。今の阿部多郎兵衛家はその本家であるとい傳へられてゐる。

現在大平部落十八戸の中阿部十二戸、田村六戸のみであるが、書類は火災によつて焼失し確證を得る事が出来ない。

(註) 貞任に關係ありと傳へられて居る地名及其他

1. 神明宮跡 大山の敵の動作を窺ふために築いた處

2. 的場(今の分教場地) 昔の射的場の跡